

3月7日(木)

出席委員

委員長 たけうち 忍 君  
副委員長 高橋 伸明 君  
同 中塚 亮 君  
委員 おくの 晋治 君  
同 のだて 稔史 君  
同 新妻 さえ子 君  
同 吉田 ゆみこ 君  
同 田中 さやか 君  
同 芹澤 裕次郎 君  
同 松永 よしひろ 君  
同 石田 ちひろ 君  
同 筒井 ようすけ 君  
同 つる 伸一郎 君  
同 あくつ 広王 君  
同 横山 由香理 君  
同 大倉 たかひろ 君  
同 安藤 たい作 君  
同 須貝 行宏 君  
同 高橋 しんじ 君

委員 塚本 よしひろ 君  
同 こんの 孝子 君  
同 浅野 ひろゆき 君  
同 渡辺 裕一 君  
同 渡部 茂 君  
同 鈴木 博 君  
同 木村 けんご 君  
同 石田 しんご 君  
同 飯沼 雅子 君  
同 南 恵子 君  
同 鈴木 ひろ子 君  
同 藤原 正則 君  
同 若林 ひろき 君  
同 伊藤 昌宏 君  
同 本多 健信 君  
同 鈴木 真澄 君  
同 石田 秀男 君  
同 大沢 真一 君  
同 いながわ 貴之 君

欠席委員

なし

その他の出席議員

松澤 利行 君

## 出席説明員

区 長  
濱野 健 君

副 区 長  
桑村 正 敏 君

副 区 長  
中川原 史 恵 君

企 画 部 長  
中山 武 志 君

参 事  
企画部企画調整課長事務取扱  
柏原 敦 君

企画部計画担当課長  
大野 理 君

企画部財政課長  
品川 義 輝 君

企画部施設整備課長  
小林 道 夫 君

企画部広報広聴課長  
中元 康 子 君

企画部報道・プロモーション担当課長  
木村 浩 一 君

企画部情報推進課長  
山本 浩 一 君

総 務 部 長  
榎本 圭 介 君

参 事  
総務部総務課長事務取扱  
米田 博 君

総務部人権啓発課長  
島袋 裕 子 君

総務部人事課長  
黒田 肇 暢 君

総務部経理課長  
立木 征 泰 君

総務部税務課長  
伊東 義 明 君

地域振興部長  
堀越 明 君

参 事  
地域振興部地域活動課長事務取扱  
伊崎 みゆき 君

地域振興部協働・国際担当課長  
遠藤 孝 一 君

地域振興部生活安全担当課長  
菅 雅由樹 君

地域振興部戸籍住民課長  
提坂 義 文 君

文化スポーツ振興部長  
安藤 正 純 君

文化スポーツ振興部文化観光課長  
立川 正 君

文化スポーツ振興部スポーツ推進課長  
池田 剛 君

文化スポーツ振興部  
オリンピック・パラリンピック準備課長  
辻 亜 紀 君

健康推進部健康課長  
川島 淳 成 君

都市環境部都市開発課長  
稲田 貴 稔 君

都市環境部環境課長

小林 剛 君

災害対策担当部長（危機管理担当部長兼務）

曾田 健史 君

会計管理者

齋藤 信彦 君

教 育 長

中島 豊 君

教育委員会事務局教育次長

本城 善之 君

教育委員会事務局学校制度担当課長

若生 純一 君

教育委員会事務局指導課長

熊谷 恵子 君

教育委員会事務局教育総合支援センター長

大関 浩仁 君

教育委員会事務局品川図書館長

横山 莉美子 君

選挙管理委員会事務局長

秋山 徹 君

監査委員事務局長

小川 陽子 君

区議会事務局長

久保田 善行 君

○午前10時00分開会

○たけうち委員長　ただいまより、予算特別委員会を開きます。

それでは、第5号議案、平成31年度品川区一般会計予算を議題に供します。

本日の審査項目は、一般会計予算の歳出、第2款総務費のみでございます。

それでは、これより、本日予定の審査項目の説明を願います。

○品川財政課長　本日もよろしくお願いたします。

162ページをご覧ください。2款総務費、1項総務管理費、1目企画調整費は、2億8,798万1,000円で、主なものは、右側、長期基本計画策定経費の増であります。

2目財政管理費は、24億8,957万3,000円で、基金積立金の増、3目施設整備費は、3億4,195万2,000円で、区有施設改修工事設計等委託の減であります。

164ページをご覧ください。4目広報広聴費は6億1,246万円で、167ページ下段、しながわ未来トークは新規計上であります。

168ページをご覧ください。5目情報化推進費は、27億6,734万8,000円で、主なものは右側中段、モバイルワーク検証経費、業務自動化導入経費、AI導入検証経費は、働き方改革を進める中で業務改善について新たな技術を導入し、実証実験や効果測定を行っていくものであります。下段、庁内ネットワーク更新経費は新規計上であります。

170ページをお願いします。6目総務運営費は、5億4,029万7,000円で、非核平和都市品川宣言35周年記念事業は新規計上。

172ページ、7目人権啓発費は、9,535万8,000円で、人権に関わる意識調査は新規計上で、人権尊重都市品川宣言25周年記念事業は皆減であります。

8目人事管理費は、26億1,746万2,000円で、175ページ、主なものは右側上段、退職手当の減。下段に参りまして、人事給与システム改修費は新規計上であります。

9目庁舎等管理費は、13億4,344万6,000円で、177ページ、上段からやや下、非常用電源確保対策費は新規計上であります。

10目会計管理費は、1億6,432万9,000円であります。

以上によりまして、総務管理費の計は、112億6,020万6,000円で、対前年27.3%の増であります。

2項地域振興費、1目地域活動費は、28億1,923万5,000円で、主なものは、181ページ上から4段目、オリンピック・パラリンピック啓発事業支援補助は新規計上。183ページ下から10段目、旧荏原第四中学校管理費、その下、災害時地域拠点化整備は新規計上。185ページ、上から4段目、在住外国人紹介番組制作は新規計上であります。187ページをご覧ください。中段からやや下、防犯設備維持管理費助成金等は、防犯カメラ修理費助成追加分による増で、3段下、山北町との交流事業で交流30周年記念事業は皆減であります。

188ページをご覧ください。2目文化観光費は、31億909万4,000円で、主なものは右側中段、都市型観光プラン推進事業では、ナイトライフ調査、マップ作成、下段、品川宿交流館外壁等改修工事、旧品川警察署品川橋交通待機所取得は新規計上であります。しながわマナーブック・おもてなしブック作成、観光プロモーション素材制作等は皆減であります。191ページをご覧ください。下段、文化コミュニティ施設経費では、193ページをお願いします。荏原平塚総合区民会館、こみゆにていふらざ八潮、文化センターのスポーツ室等に冷暖房設備設置を行うもので、下段、東品川文化センター

大規模改修工事費は新規計上であります。195ページをお願いいたします。歴史館運営費では、下段、資料整理・外部倉庫預入、大森貝塚解説アプリ用コンテンツ作成、リニューアル基本計画検討経費が新規計上であります。

左側、194ページ、3目スポーツ推進費は、7億8,716万8,000円で、197ページ、旧荏原第四中学校屋内運動場冷暖房設備設置工事、親子ジュニアスポーツフェスタは新規計上であります。199ページをご覧ください。上段、体育館運営経費では、戸越体育館非構造部材耐震化等工事費が皆減であります。

左側、198ページをご覧ください。4目オリンピック・パラリンピック準備費は、3億7,775万1,000円で、パラリンピック競技であるボッチャのコロンビア代表事前キャンプ誘致、ホッケー、ビーチバレー等のテストイベントへの協力を行ってまいります。

以上によりまして、地域振興費の計は、70億9,324万8,000円で、対前年比11.8%の増であります。

200ページをお願いいたします。3項徴税费、1目税務管理費は、右側中段やや上、地方税共通納税システム導入経費は新規計上であります。

以上によりまして、徴税费の計は、11億1,038万6,000円で、対前年0.4%の減であります。

4項戸籍及び住民基本台帳費、1目戸籍住民費は、203ページ6段目から、証明交付等窓口業務委託、戸籍情報システム入替経費、申請書作成支援システム導入、戸籍住民課レイアウト変更経費は新規計上であります。

204ページをお願いいたします。以上によりまして、戸籍及び住民基本台帳費の計は、10億1,552万6,000円で、対前年17.9%の増であります。

5項選挙費、1目選挙費は、207ページ中段、参議院議員選挙執行費、下段、区議会議員選挙執行費は新規計上であります。

208ページをお願いします。以上によりまして、選挙費の計は、5億5,065万8,000円で、対前年74.5%の増であります。

6項統計調査費、1目統計調査費は、右側下段、経済センサス基礎調査および活動調査は新規計上、住宅・土地統計調査は皆減であります。

以上によりまして、統計調査費の計は、6,690万6,000円で、対前年12.9%の減であります。

7項監査委員費、1目監査委員費は、8,279万6,000円で、対前年0.2%の増であります。

以上によりまして、総務費の計は211億7,972万6,000円で、対前年20.1%の増であります。

以上で、本日の説明を終わります。

**○たけうち委員長** 以上で、本日の審査項目の説明が終わりました。

質疑に入ります前に、今現在、31名の方の通告をいただいております。

これより質疑に入ります。

ご発言願います。渡辺裕一委員。

**○渡辺委員** おはようございます。私は、167ページ、コミュニティFM番組制作費、そして169ページ、犯罪被害者支援、この2点で伺ってまいります。

まずコミュニティFMについてなのですが、今年度に開局が予定されております。その時期については、いろいろな理由も含めて、開局に向けて準備がある中、やむを得ない事情があるやにも聞いています。開設準備の最新の情報を教えてください。それと、事業の趣旨・目的のところ、これは私どもも自民党としても災害・防災の情報発信に大変注目しています。これはもう、幾らあっても良いと。というのは、何か1つでカバーできるものではなくて、いろいろな要素、手段が必要だと思っています。その中でも大変有効である。そしてまた地域に密着した、日ごろからの区の情報発信。これはもう本当に、いろいろな手段を模索している中、大きなチャンスだと思っています。この2点も踏まえた上で、まず情報の発信の仕方について、これまで検討してきた中で、開局間近だという前提の中で、どのような特徴といたしますか、抱負も含めて、区としてのかかわり、発信の仕方を考えているのか。それと、最近、ラジオというのを考えたときに、昔ほどと言ったら変ですが、よく聞くツールではなくなっているかと思えます。ただし、依然として根強くアナログ的な要素もあるし、場面、場所によったら大変有効な手段だと思えます。情報の受け方という観点で、どのような方々、どのような場所を想定されて、この事業に取り組んでおられるのか。この辺を教えてください。

**○柏原企画調整課長** FM開局についてのご質問でございます。私からは、開局に係るスケジュール、現況についてご説明いたします。

まず、品川区のFMの開局に向けた現況でございますけれども、こちらは今年度内にということで、今、開局をずっと進めて、特にケーブルテレビ品川が主軸になりまして進めてきたところであります。現状といたしましては、予備免許を総務省に申請している状況でございます。そういった中で、いわゆる周波数の関係で、88.9メガヘルツという周波数帯をとるということで調整しておるのですが、総務省から、この周波数が他のFMの周波数に影響を与える可能性があるという話の指摘がございまして、具体的に申しますと、InterFMとTBS、TBSもFMをやっておるのですが、ここのFMの周波数に影響を与えるということがわかってまいりました。その影響調査を現在しておるところでございまして、どういった影響が出るのかといった影響の範囲などを調べて、TBSラジオと調整を今、行っているということでございます。その辺の影響に対する合意といたしますか処置について、合意がとれないことには免許が出せないという話を聞いてございまして、その調整に少しお時間をいただくというお話を聞いてございます。具体的には、年度内には開局して放送スタートということで、こちらケーブルテレビ品川の話聞いておったのですが、どうやら年度を超えて、4月、5月、2カ月ぐらいは準備期間が必要だろうというのは聞いてございます。開局については、そういった話を聞いてございますが、今、委員のご指摘もありましたけれども、必要な手段だと思っておりますので、なるべく早い解決に向けて準備を進めていきたいと思っております。

**○木村報道・プロモーション担当課長** それでは、私からは、番組の発信の仕方、それから受け方というところについてお答えさせていただきたいと思っております。

まず放送番組全体なのですが、伊ツコムという東急グループに属し、東急沿線に共通して流している番組が基本的に主になってまいります。音楽番組でありますとか、午後になりますと生ワイドみたいな形の番組展開がある。その辺で実際に品川区の情報も流していただくということも考えられております。その中で、区の提供番組、区の広報番組というのは、区が30分枠を持たせていただくようなことを考えております。月曜日から金曜日の30分間、11時から11時半の中で、区のお知らせでありますとか、今、ケーブルテレビに「ミライ作文」というのがありますので、そちらとコラボした企画、子どもたちの夢を語るような場面、それから音楽でありますとか、著名な方をお招きしてゲストと

して出ていただくという形で、日ごろから楽しめるような形で情報発信をしていきたいと考えています。それから、緊急情報でございますけれども、今考えておりますのは、防災行政無線の内容をラジオで緊急時には流す。それから、今もケーブルテレビにもございますけれども、災害対策本部のところで、臨時スタジオ、割り込み放送という形で行っておりますが、ラジオ版もそれを採用いたしまして、緊急のときはそこから生放送でお届けできるというような形も考えておるところです。それから、ラジオでございますので、機動性が非常に高い。例えばバイクに機材を積んで区内を回って、イベント会場から生中継というような形も想定しておるところでございます。

それから受け方でございますけれども、通常のFMラジオ、それからインターネットでの配信も予定しておるところでございます。主な層といたしましては、やはり中高年齢層、ラジオに親しんでいらっしゃる方が中心になってくるとは思いますけれども、最近は若い方々もネットラジオに大変興味を持たれているということもございますので、そういう部分も活用して運用してまいりたいと思っております。

**○渡辺委員**　　すごく期待が大きいかと思っております。今、ネットラジオのご発言もありましたように、今、日ごろ聞く習慣があればこそ、災害時にも生きてくる。いかにおもしろいコンテンツを用意するかというところを研究されているかと思っておりますので、より一層、深めていただければと思います。

次に、犯罪被害者支援のほうを伺います。これは、何があったから聞くなどではなくて、本当にテレビ等で全国的なニュースの中で、ふと気になっていることがありました。というのは、関西テレビの特集番組が、今年に入って2月ぐらいにありました。タイトルが、「小5の息子を殺害された遺族に『数百万円』の経済的負担…なぜ？」というドキュメントがありました。要約すると、被害者の家族が直面する現実というタイトルのもと、和歌山県のほうなのですが、一審で被告に懲役16年が言い渡されるという裁判があって、今、上告されているようです。ただ、民事裁判のほうではもう、約4,400万円の損害賠償命令が確定した。ただし、被害者が応じる意思表示はない。何の費用でこの家族、被害に遭われたほうが苦しんでいるかというと、葬儀費用や弁護士費用で200万円ほど苦労されているという番組だったのです。それで、他の情報などを照らし合わせていくと、最近の傾向で、この番組調べですが、殺人事件等22件のうち、損害賠償で支払われた割合は3.4%にすぎない。本当に全く罪のない被害者側がこれだけ苦労されているということ、このドキュメントは取り上げていたのです。一方、ほかの新聞記事等でも、やはり最近多い飲酒による交通事故運転、悪質な運転、このひき逃げ事件のケースでも、やはり賠償命令が数千万円下っても、逆に言うと10年たてば時効になってしまうなど、かなり被害に遭われた方が守られていないケース。このような記事を最近よく目にしました。

当然ながら、品川区で本当はあってほしくないし、なければならないにこしたことはないのですが、ただ、犯罪といっても幅が広いです。これは多分大きな事例なのですが、軽犯罪から、いろいろな相談事から、結構なケースがあると思っております。それぞれの新聞記事や番組の結論は、まだ法整備が整っていない部分も、配慮がない部分もある。ただ、最後に救えるのは、社会の認識と、やはり行政によるところが大きい。行政のセーフティーネットのような意味合いが、どこでも言われているようです。品川区における犯罪被害者の支援という点で、現状の主な点と最近の事例等、ご相談内容等があれば、まずそれを教えてください。

**○中元広報広聴課長**　品川区における犯罪被害者支援のお尋ねでございます。品川区におきましては、現在、広報広聴課と人権啓発課、生活安全担当の3課が連携して窓口をやらせていただいております。そして、年に1度、必ず連絡会議を開かせていただき、その会議には、関係課、ほかに13課と警察署の方にも来ていただいて、会議を開いているところでございます。平成20年4月1日に、品川区犯罪

被害者等支援に関する連絡会設置要綱でございますとか、品川区犯罪被害者等支援協力員設置要綱等を定めてございます。その中で、実際に起きた事件があったときに連絡会議を開き、情報共有をし、また実際、どこの窓口に行かれても、どこでもきちんとサポートできるようにということで、毎年、連絡会議を開催しているところでございます。

実際の事例としましては、少し前でございますが、区内で、ご自宅において殺人事件がございました。その際には、すぐに警察署で、やはり犯罪被害者支援の窓口が警視庁にもございます。そちらから連絡がございまして、区での受け入れについて連絡会議を開き、また先に、戸籍住民課の窓口にお届けに行かれたのです。その際にも受付において、プライバシーに配慮した適切に対応をさせていただいたり、また必要に応じて遺族の方といろいろ面談をさせていただき、ご相談に乗らせていただくなどの対応をさせていただいております。

**○渡辺委員** 当然ながら、大きな事件・事故はあってほしくないですし、ただ、やはり何かあったときの心の支えではないですが、これはもう常に必要ですし、これは行政に頼るしかない。その中で、警察庁のホームページを見たときに、犯罪被害者等施策のところ、都道府県・政令指定都市における条例の制定状況というページがあったのです。大半、8割方は、それに関係する条例が制定されておりますが、東京都は空欄なのです。それで、ほかの記事の中で、日本経済新聞の昨年5月の記事で、犯罪被害者支援、県レベルの条例制定が進んでいるという記事がありました。やはり、これは都道府県レベルでまずやるべきだという主張だったのです。そのとおりだと思います。その中で、東京都がまだ条例制定までいっていない。そんな状況をどう捉えているのか。何かハードルというものがあるのか。ただ、その日経新聞の中でも、現在、政令市を除いて、市区町村の制定が2割程度にとどまっているが、県レベルと同様に、市区町村でも条例制定を広げていければという希望的な記載がありました。そういう中で、条例が全てではないにしても、いろいろなサービスが考えられると思います。条例に限らず、いろいろな普及促進事業として展開していく必要性を感じますし、とにかく、今、何があったから対応するのではなくて、転ばぬ先のつえではないですが、やはり早目早目に先を想定した取組みの必要性を感じたものですから、現時点での展開と先行きへの抱負を教えていただければと思います。

**○中元広報広聴課長** 現在、区内警察署と合同で特設相談を毎年やらせていただいております。品川・大崎・大井・荏原警察署の方々においでいただき、区役所の第2庁舎3階ロビー等に特設相談窓口を開設して、またその際、犯罪被害者等の支援に関するチラシやパンフレットの配布やパネル展示などで、区民の方々への啓発活動に努めてございます。また、各それぞれの相談をさまざま区民の方から受ける相談窓口が区役所内に各所ございますが、そういうところでお受けした場合にも、情報共有をさせていただいたりというところ、また区民相談室の中でも案内リーフレット等に、「相談窓口があります」という周知を掲載させていただいております。また、都の条例制定の見通しでございますが、今回の都議会で、都知事からご発言がございました。それについては、こちら情報収集させていただいているところでございます。現在、東京都62自治体の中で、条例制定しているのが市・区を含めまして4自治体しかまだないところでございます。また、今後、東京都が条例制定を行うという方針を出しております。その内容等を注視し、やはり都と区のサービスが重ならないよう役割分担というところもございまして、都がどのような内容の条例を出すのかも引き続き注視してまいりたいというところでございます。

**○たけうち委員長** 次に、新妻委員。

**○新妻委員** 187ページ、自動通話録音機購入、191ページ、総合区民会館運営費、167ペー



ジ、ホームページ等経費、201ページ、戸籍事務費についてお伺いいたします。

まず最初に自動通話録音機についてです。平成29年度は500台、そして平成30年度は当初予算500台から補正予算も組んでいただき、会派としても要望させていただきましたが、追加され1,000台となっております。最近、事前にお金があるかどうかの確認をするアポ電という新しいやり口が出てきており、残念ながら江東区では殺人事件にまでなっています。先日、地域の方から、京浜急行の立会川駅が、受け渡し場所になっていて、地方の方がここで詐欺被害に遭ったというようなことも伺いました。不審電話は、東京の数値ですけれども、平成28年が約1万5,000件、昨年が3万5,000件と2倍となっております。品川区でもこの状況は変わらないと思います。最大の防御は電話に出ないことですが、そのことがさまざま地域、町会やさまざまイベントでも周知されてきておりますけれども、依然として、この被害がなくなりません。そして、平成31年度は、当初予算に1,500台分の予算が計上されていることは大変評価いたします。この予算は、これまでは、東京都2分の1、品川区2分の1による予算立であったと思いますが、本年度の予算の内訳といいますか、まず教えていただきたいと思っております。

**○菅生活安全担当課長** 自動通話録音機の関係でございます。来年度、平成31年度は、今、委員からご紹介いただきましたように、1,500台の予算を計上しております。区内の特殊詐欺の被害は、平成30年中は全部で193件ということで、前年よりも56件増えている状況でございます。そうしたことから、やはりこれは区民の方々に自動通話録音機の普及をさらに図っていく必要があるということで、この台数としたものでございます。また、当初、東京都の助成制度が平成30年中で終了する予定でしたので、区の単独予算で組ませていただいていたけれども、その後、東京都がさらに今後2年間、この助成制度を継続するということが決まる見込みですので、それが決定しましたら、また都の助成を活用して購入していきたいと考えております。

**○新妻委員** 品川区でも被害が増えているということが確認されました。

ここで、目黒区の対策を紹介したいと思います。委員長に許可を得まして、iPadに資料を上げておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

目黒区は、全国平均の2倍の迷惑電話がかかっているという状況がある中で、自動通話録音機のほかに、自動着信拒否装置、トビラフォンを150台、区民に無償で貸し出しております。この装置は、資料の次段にありますとおり、全国29都道府県警が情報を提供し、詐欺などに使われた電話番号、約2万5,000件が登録されて、この番号からの着信は、履歴は残るものの相手には電話音が鳴らないという装置であります。電話が鳴らないので、当然ながら電話には出ないという装置になっておりまして、貸与開始から5カ月間で約2,000件、目黒区ではブロックでき、大変効果が出ているということが報告されております。これは予算上のことですが、この装置は1年目は目黒区が無償での貸し出しをし、2年目は利用者が約5,000円ほどの利用料金を負担して継続していくという仕組みになっております。しかし残念ながら、そもそもの機械の費用も高い上に、東京都の補助金の対象になっていないということもありまして、予算上はかなりかかってしまうものでありますけれども、品川区においても、ぜひこの導入をご検討いただきたいと、今日は提案させていただきたいと思っております。区民の皆様のご大切な財産、そしてまた事件に巻き込まれないようにしていくために、これは有効なものかと思っておりますが、区のお考えをお伺いいたします。

**○菅生活安全担当課長** 目黒区のトビラフォンの関係でございます。このトビラフォンは、都内において、目黒区だけが今、導入しているという状況でございます。現在、警察、都にしても、自動通話録

音機の設置促進というのを図っております。先ほど委員からご指摘いただきましたように、残念ながら、これは都の助成対象になっておりません。したがって、経費が非常にかかるということ、目黒区から聞いております。トビラフォン1台につき、東京都の助成がある自動通話録音機に換算しますと、大体6台分ぐらいの費用になると考えております。そうしますと、現在、特殊詐欺被害、特にオレオレ詐欺が増えている状況がございますので、やはり高齢者世帯を中心に自動通話録音機の設置促進を図っていく必要があるかと考えております。限られた予算ですので、やはり1台でも多く自動通話録音機の普及促進をまず図ってまいりたいと考えております。今後、東京都の助成制度がこちらにも拡大するというような話があった場合や、あるいはトビラフォン自体が全国的に普及しまして、少し安価なものになってきたということであれば、ぜひ自動通話録音機と二本立てということで、導入を前向きに考えていきたいと考えております。

**○新妻委員** ぜひ東京都にも補助金対象になるように要請していただきたいと思ひますし、都の動きにも注視していただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

次に、総合区民会館運営費について伺ひます。私は、平成29年決算特別委員会のときに、区民集会所の使用料金の支払いを現金ではなく振り込みにしてほしいということをお望みさせていただきました。まずこの状況がどうなっているのかをお知らせいただきたいと思ひます。さらに、きゅりあんに関して、大ホールを定期的に使われている方から、大ホールの使用料金はかなり高い。それを、そこで現金で払わなければいけない。これを何とか振り込み等にしてもらいたいというご要望をいただいております。ホームページを見ますと、そういう声がたくさん上がっておりまして、検討していくというようなことも掲載されておりましたけれども、そのこともぜひ具体的にご検討いただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。

もう一点が、きゅりあんを使って高齢者の方が踊りなどの披露をされている、そういうときに使われる場合に、控室のモニターで見ていると、そのモニターが非常に見にくいというお声を高齢者の方からいただいております。このモニターを新しいモニターにかえる時期が今後いつあるのか、そういうお考えがあるのかどうか、お伺ひさせていただきます。

**○伊崎地域活動課長** 私からは、区民集会所の費用の振り込みについてお答えを申し上げます。この間、システムの改修に伴いまして、区民の方の利便性を図るという視点から、費用の振り込みあるいはクレジットカード決済など検討を進めてまいりました。今回につきましては、システム終了に伴う改修ということで、検討期間が限られていたこともあり、調整に至らずというところがございました。こういった機能を持ったシステムでございますので、引き続き検討を進めて、利便性の向上に努めていきたいと考えております。

**○立川文化観光課長** きゅりあんの支払い方法につきまして、現状、現金持参ということでやっております。ただ、文化振興事業団としましても課題として認識しておりますので、現在、検討を進めているというところでございます。時期については、まだ今は申し上げられないところでございます。

また、控室のモニターについてでございますけれども、こちらはカメラが老朽化しているというか、設置したのがかなり前だということで、その性能などの問題が一番のことでございます。それで、現在、業者等に見積もりをとってもらいまして、具体的にどれぐらいの経費がかかるのかというところも含めまして検討を進めております。こちら、時期については、現状ではまだ言えないというところでございます。

**○新妻委員** キャッシュレス時代にもなっておりますので、早急に対応を進めていただきたいと思ひ

ます。モニターにつきましても、高齢者の方が見やすいモニターで喜んでいただけるように、早急に進めてください。

そして、ホームページの経費について伺います。品川区のホームページである品川区介護・在宅医療・障害者福祉情報がリニューアルされて、昨年末からアップされております。私も、非常にいいものだ、使いやすいと思っているのですが、まず1点、情報が集約され、便利になりましたけれども、作成の経緯をお伺いいたします。

もう一つが、若いひとり暮らしの区民の方とお話をしたときに、品川区に対して何を求めるかを伺ったら、「病気をしたときに買い物などの支援が欲しい。また病院の情報が欲しい。どこの病院に行ったらいいのかということがわからない」というお声がありました。住みなれていない方にとっては、身近に頼れる方もいなくて、どの病院がいいのかということが本当にわかりにくいのだということを実感しておりますが、買い物に関しては、スマホを活用してのネット通販などを提案させていただきましたけれども、病院においては、大変いい検索システムが、ここにあるにもかかわらず、介護・在宅医療という名称ですので、なかなか若い方がここから病院に連絡するというまでにはいかないのかと感じました。そこで、病院にとどまらず、若い方が品川区のホームページから行政につながっていくような、例えば既にアップしているものを、若い方向けにひとつ集約して、病院の検索、また、しなロケの情報を上げていき、出会いの場というところにつながっていく。何か、そういう若い方に特化したホームページを作成していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

**○大串福祉計画課長** 介護・在宅医療・障害福祉情報のサイトの発展経緯といったところでございます。

こちらにつきましては、一般の区民の方に対しまして、療養生活に役立つ在宅医療の情報といったものを掲示しようということで、昨年12月に開設したものでございます。こちらは、病院をはじめ、診療所等々の情報が、今現在は803件、載っているところでございます。こちらでは、診療所の概要であったり、あるいは診療時間、あるいは場所等といったものが検索できるという形でございます。こちらを通じまして、退院からご自宅に戻った際の在宅医療に役立つようにということで、このサイトを、介護保険あるいは障害者福祉の情報が載っているサイトの中に集約させて開設したというところでございます。

**○木村報道・プロモーション担当課長** 若い方に特化したホームページというご提案でございます。今の介護・在宅医療・障害福祉情報中にあるもの、それからご提案いただいたことも含めまして、前向きに考えてまいりたいと思っています。

**○新妻委員** 新たにつくるというよりは、情報をまとめていくという考え方で、ぜひ前向きにご検討をお願いしたいと思います。

最後に、オリジナル出生届についてお伺いいたします。過日、区民委員会で報告されましたことも含めてお伺いいたします。会派として要望してまいりましたオリジナル婚姻届が平成29年11月に配布されまして、今回出生届が作成され、3月3日から既に配布が進んでおります。婚姻届は、予算が組まれていない中で、区の職員がデザインをして婚姻届を作成していただき、そのときには一緒にファイルもおつけしていただいたと思います。今回は、このファイルがなかったのか、それはどうしてなのかということをお伺いいたします。また、新年度予算ではファイルが作成されるのか、あわせてお聞かせください。そして、既に配布が始まってしまいましたけれども、もし作成されるのであれば、ファイルだけでも後から欲しいという方にはぜひ差し上げていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

**○堤坂戸籍住民課長**　今回、3月3日からオリジナル出生届の配布をさせていただきました。まずは、誕生した新しい命をお祝いするというので、2種類のオリジナル出生届のデザインを職員が一生懸命考えてまいりました。それで、今回はクリアファイルのデザインまでは回らなかったのですが、新年度予算でオリジナル婚姻届の予算は組んでおりましたが、オリジナル出生届のクリアファイルの予算は組んでいないのが現状ではありますが、それについても区民の皆様の要望等を酌み取りながら温かいデザインのものと考えていければと、検討していきたいと考えております。

それから、既にオリジナル出生届を出した方で、後からクリアファイルが欲しいというご希望があれば、クリアファイルが完成した段階で、ぜひ差し上げたいと考えてございます。

**○たけうち委員長**　次に、飯沼委員。

**○飯沼委員**　職員給与費全般と、175ページの職員研修費に関連して、区政の基本姿勢を伺います。

長時間労働が、まだ品川区に蔓延しています。年次有給休暇がとれないなど、ブラックな品川区役所であると思っています。改善をこの間ずっと求めていましたが、どこまで改善されたのか、していないのか、質問したいと思います。

ILO、国際労働機関は、昨年の総会で、未来のために人間らしい労働時間を保証すると題する労働時間に関する報告書を提出、討論してきました。しかし、日本は18本の労働時間関連条約を1本も批准していない。国際労働基準に背を向けているのはアメリカと日本だけだという記述がありましたけれども、昨年6月に強行採決されました働き方改革一括法は、労働時間規制を完全になくしていく高度プロフェッショナル制度、残業代ゼロ制度の導入も含まれていますし、過労死を増やす悪法となっています。世界の流れに逆行する姿勢は本当に許せないと思っています。安倍政権の悪法から区民を守るため、自治体は率先して職員の健康・命を守る働き方を实际していく。そして、それを区内の企業にも広げていく。こういった責任があると思っています。

質問です。品川区役所の長時間労働は是正されたのでしょうか。また、年休取得は改善されているのかどうか、具体的に数字で示してください。

**○黒田人事課長**　職員の労働時間のお尋ねでございますけれども、本年度1月までの実績でございますが、1人当たりの超過勤務は、月で言いますと12.3時間でございます。平成29年度は12月になります月平均12.7時間と比べますと、やや減っていますが、あまり変わっていないという状況でございます。ただ、昨年度と比べまして、月間80時間以上の超勤をした職員数は、平成29年度は1月までで延べ人数で314名おりましたが、平成30年度は239名ということで75人減っておりますので、大きくは減っていないのですけれども、長時間労働している職員の延べ人数はやや減少傾向にあるのかと思っております。

年休の取得状況でございますが、平成30年1月から12月の平均の年休取得日数が13.9日でございます。昨年、平成29年1月から12月の平均の年休取得日数が13.3日でございますので、これもわずかではございますが、やや取得率が上がったという意味では、改善傾向にあると考えているものでございます。

**○飯沼委員**　やや改善されたということですが、これでは決して、健康にいい状態で職員が働いていける状態ではないと思っています。長時間労働とは、ILOでは、残業を含めて週48時間労働と定義しています。週の労働時間を40時間とすれば、残業は週8時間。月に32時間を超えると長時間に相当すると書かれています。決算特別委員会なども聞いていますが、残業の多いところ、指導課は、月平均62.6時間、年間の最長が1,271時間でした。情報推進課は、月平均が50.2時間、

最長が819時間。防災課は、月平均が21.3時間、最長の方が740時間ということで、先ほど80時間分が少し減ったということですが、年間1,000時間を超える人が前は12人いらっしゃるといって、過労死の危機にさらされているという状況、産業医との面談が102人となっています。この間、総務委員会に提案された条例の中で上限を定めるといって、この上限が1カ月45時間以下、年間360時間以下、これと比べてもはるかに多い担当課がたくさんあるわけですが、こういうところの改善をするために何が必要であると課長はお考えなのか教えてください。

**○黒田人事課長** 先ほど申し上げたとおり、全庁的に平均しますと月で約13時間弱ということですので、職場の特性に応じて、どうしても超勤が多くなってしまふ職場と、施設のようなところでもあります。シフト勤務等で開館している時間に職員を配置しなければならないというところで、さまざまな働き方というのでしょうか、業務のやり方がある中では、なかなか一概に平均時間だけではあわせられないところがあるのですが、基本的には、職場によって仕事に繁忙期・閑散期があるのが役所の仕事の特徴でございますので、そういった意味では、機動的に職員の応援体制を組むということも一つの改善の方法かと思ひますし、公務員がやらなければならない仕事は職員が今後も引き続き担ってまいります。民間で担える仕事につきましては積極的にアウトソースもしながら、負担軽減を図ってまいりたいと考えてございます。

**○飯沼委員** さまざまな働き方がありますし、年間のアンバランスはあると思ひますが、圧倒的に超勤の多い職場において年間のシフトを若干変えても、これは改善しない問題であると思ひます。根本的な問題があると思ひます。職員の仕事量が増えている。長時間労働になっている。仕事が増えているので労働時間が長時間になっている。体調が悪くても休暇がとれない。病気でもとれない状況なのです。2017年度の年休取得は若干変わりましたが、課長、お願いだから平均で言わないでください。アンバランスがいっぱいあるのに、平均で言っても何の意味もありません。組合からは、「職場の実態に見合った正規職員の配置を求めています」と書かれていました。長時間労働の是正を求めています。職員配置なのですが、たびたびこの間、聞いていますが、私は財政調整の算定人員が標準の考え方であると思ひますが、昨年は146人も不足しているのです。職場からは要求がいっぱい出ていると思ひますけれども、質問しますが、仕事量が増えていることをまず認めるのかどうか。そして、仕事量にふさわしい職員体制となっているのかどうか、改めて伺ひます。

**○黒田人事課長** 仕事が増えているのかというお尋ねでございますが、今回、職員定数条例の改正を、提案させていただいておまして、職員定数の増加といった意味で、増やすべきところには増やしていきたいと考えてございまして、繰り返しになりますが、機動的な職員配置の中、業務の繁忙・閑散等、業務量の平準化も図ってまいりたい。その中では、アウトソーシングという、いわゆる外注というものも活用しながら、やるべき仕事を担ってまいりたいと考えてございます。

**○飯沼委員** 今、いみじくもアウトソーシングという言葉が出ましたけれども、自治体の職員は今、民営化や委託の事業化に伴って人件費削減、仕事は増えているのに表向きの人件費を削減している。そういう意味で、労働条件の悪化が生まれていますし、非正規労働や不安定雇用がどんどん増大しています。この間、公務員を減らせという公務員バッシングがいろいろありますけれども、これに負けていては、私は自治体の責任が果たせていないと思ひます。自治体には、区内企業の働き方を改善させていく大きな役割がありますので、ぜひ必要な人員をきちんと配置していただきたいと思ひます。職員定数の見直しの話がありましたが、増減の考え方、増の場合・減の場合の基本的な考え方を教えてください。

**○黒田人事課長** 職員定数の考え方ということでございますけれども、職員の勤務時間は条例で1

日7時間45分に決まっておりますので、1年間、多少の超過部分を入れますと、大体1人当たり2,000時間というのが職員の標準的な労働時間かと考えてございます。数値ではそうなりますが、例えば窓口で区民対応をしている職場でありますと、例えば平均すれば1件当たり何分という時間は出ると思いますが、相談の内容によっては長くかかったりということもありますので、必ずしも仕事量が全て時間で定量的にはかれるものではないと考えてございます。そういった意味では、現在の業務の状況でありますとか、あとは職員の個々のスキルと申しましょうか、新規採用職員もおればベテランの職員もおりますので、そういった中では、先ほど申し上げた職員の機動的な応援体制なども含めて対応していくべきと考えておりますので、そういった中で、増であったり、減というところでありまして、退職補充としているところもございまして、そういった中で増減しているというものでございます。

**○飯沼委員** 職場のいろいろな状況を勘案した中で、長時間労働が是正されていると考えるのか、何が不足しているかと考えるのか、また年休の取得状況もそうです。基本的に自由に使えるはずの年休が、さっき13.3日ですか、保育園などは7.8日でしたよね。こういった状況で、本当に健康に働いていただける条件が整っていないと思いますが、何が不足しているとお考えでしょうか。

**○黒田人事課長** 定数条例の中でいくと、増要素があるところにつきましては、当然、増していくという中で、また今回の業務改善という取組みの中でも、いろいろ仕事のやり方も工夫していくというところも1つあると思いますので、そういった意味では、個々の職員の仕事の進め方というところでもありますし、例えば同時に進行できるものは同時に進行して手順を見直すというようなものも、さまざまなやり方がありますし、今回、業務改善推進プロジェクトチームを、企画調整課が中心になって立ち上げましたが、その中では、やはり会議にとられる時間が多いですとか、さまざま仕事のやり方を工夫して時間を生み出していくということが必要ではないかと考えてございます。

**○飯沼委員** 職場からは、人手がないと悲鳴が上がっています。やり方の工夫では改善し切れない部分、ぜひ職員増を適切に行っていただきたいと強く求めます。

次に行きますが、職員研修において、憲法、そして地方自治を、どのように公務員として身につけさせているのか教えてください。

**○黒田人事課長** 職員研修でございまして、区では人材育成基本方針を定めまして、その中で、いわゆる育成層でありますとか監督層、管理層というふうには、それぞれの職員の経験年次・職層に応じた研修計画を立てているところでございまして、憲法につきましては、特に新任研修の際に、地方公務員制度の中で、憲法では、公務員は全体の奉仕者であると定められてございますので、そういったところを踏まえて、給与の原資は税であるということも含めて、区民サービス向上のために働くというところを、憲法・地方公務員法などの法の趣旨などを、研修の中で、特に育成層ではカリキュラムに入っておりますので、そういった中で研修していくものでございます。

**○飯沼委員** 私も品川区に入区したときに、公務員は全体の奉仕者であるという教育を受けました。また組合で働いている仲間からは、住民の幸せなくして自治体職員の幸せはないのだと。このことをすごく強調されて、私は住民に寄り添う自治体職員でなくてはならないと強く思って今日まで来ていますが、私たち共産党は、国の悪政から区民を守る自治体として、福祉の防波堤、福祉の充実を求めていますけれども、現実的にはそうなっていない状況がたくさんあります。具体的に言うと、23区で最低の福祉、ここにあらわれているのではないかと考えています。職員の方は研修を受けていますが、区長をはじめ部長など、政策をつくる方々に、やはりこの姿勢が欠けていると私は思いますが、この点、ぜひ改善を求めますが、いかがでしょうか。

○黒田人事課長 これからも取り組んでまいりたいと考えております。

○たけうち委員長 次に、木村委員。

○木村委員 私からは、185ページの歩行喫煙防止推進経費、197ページの高齢者スポーツの普及からの質問です。

まず最初に、185ページの中ほどより下にある歩行喫煙防止推進経費、8,112万4,000円からの質問ですけれども、路上で喫煙行為をするのは、受動喫煙による健康被害や事故等の危険性をももたらすため、歩行喫煙禁止になっている自治体がほとんどであろうと思っています。もう一つ、ポイ捨てにより火災を引き起こしてしまうことも大変懸念されています。歩行喫煙を禁止することで、高まる被害や事故を未然に防止し、地域住民の安全を守ることができます。お聞きいたしますけれども、歩行喫煙は、取り締まりをしていることで、以前に比べてかなり件数が減ってきていると思いますけれども、まだ依然、取り締まりが行われております。どのぐらいの成果が出ているのか、お知らせいただきたいと思っています。

○菅生活安全担当課長 歩行喫煙に関してのご質問でございます。現在、生活安全サポート隊によります路上喫煙禁止・地域美化推進地区内におきまして、過料を伴う取り締まり、巡回パトロールというのも行っております。平成29年度中におきましては、181件の過料件数がございますけれども、本年、平成30年度につきましては、2月末現在で109件ということで、これは割的には前年同期と比べますと63件減っているような状況でございます。そういった意味では、ある程度、歩行喫煙やポイ捨てに関する意識というものが浸透してきているのかと考えているところでございます。

○木村委員 だんだん効果が出てきているということでもありますけれども、これからもまだどんどん取り締まりをお願いしたいと思います。本区内では、年間、ポイ捨てによる火災や、また人的被害等があれば、品川区内の被害というものがあればお聞かせいただきたいと思っています。

○菅生活安全担当課長 私のほうでは、ポイ捨て等による火災の発生状況というのは把握しておりません。

○木村委員 わかりました。被害を起こした加害者たちに対して、どのような罰が課せられたような例が今まであったのか、あればどのような罰が課せられたかお聞かせいただきたいと思っています。

○菅生活安全担当課長 これまで私のほうで、たばこのポイ捨てによる火災というのは把握はしておりませんが、通常、例えば家屋が燃えたなどということであれば、当然、放火、いわゆる刑法罰というところで、現住建造物等放火などの犯罪行為ということにもなりますし、また実際に家屋が全焼したなどの損害が出れば、それはまた民事上の損害賠償請求等で責任を負うということになるかと思えます。

○木村委員 わかりました。本区においても、歩行喫煙禁止のための巡回員を置き、今、どんどん成果が出てきているということでもありますけれども、喫煙者に対しても警告を発することによって、いろいろトラブルになることも多いことと思えますし、何の権限もない巡回員です。巡回員は多分、権限はないと思えますけれども、忠告される人たちにしてみれば、何も怖くはないし、また処罰を受けるわけでもありませんから、注意されれば一旦やめるけれども、結局は目の届かないところに行けば、また同じようなことを繰り返しておると思えます。これに対して、本来であればもう少し厳しい何かがあればいいわけでもありますけれども、そのようなことというのは考えられないでしょうか。

○菅生活安全担当課長 日本におきましては、たばこを吸うのは未成年を除きまして禁止されているわけではございませんので、なかなか強制処分といいますか、それをもって身柄を拘束するといったこ

とは難しいかと思っております。生活安全サポート隊は、確かにそういった強制力はございませんけれども、これは区の条例で定められておりますし、また過料を取る際には、喫煙者に対して条例の趣旨とか、受動喫煙等で被害を受ける人がいますということは丁寧に説明しながら、協力をお願いしているような状況でございます。

**○木村委員** 次に、2020年にはオリンピック・パラリンピックが行われるわけですし、多くの海外の方々が、またこの品川区にもやってくるのが予想されております。区民が、また都民が、平気でポイ捨てや歩行喫煙を行うという日本人のマナーが、悪いところを見せるよりも、やはり世界のスポーツの祭典であるオリンピック・パラリンピックが開催され、世界から注目されるわけでありますので、大変マナーの良い国として注目されるためにも、これから時間があまりありませんけれども、どのように指導していくのか、その点についてお聞かせいただきたいと思っております。

**○菅生活安全担当課長** 区ではこれまで、条例の趣旨といったことを、ホームページで紹介したり、あるいはチラシ等を配布して、マナーアップのお願いをしているところでございます。また、本年度からJTとたばこ商業協同組合とも、マナーアップキャンペーンというものを実施しております。これは指定喫煙所でやっているのですけれども、直接、喫煙者の方に、これからオリンピック・パラリンピックに当たって日本人のマナーのよさを示すということで、今後、マナーアップキャンペーンを実施して行って、意識を浸透させていきたいと考えているところでございます。

**○木村委員** 次に197ページですけれども、上から2行目、高齢者スポーツの普及、59万円余からです。体になるべく負担をかけずに続けられるスポーツをして、仲間と楽しく体を鍛えることができれば、長生きできるのではと考えておりますが、高齢化している社会ですが、運動して若返りましょうを合い言葉に、ネット上には5つの動画が紹介されておりました。行政として高齢者の皆さんに、健康の秘訣というものを、どのようにこれから品川区として指導していくのか。そういう点についてお聞かせください。

**○池田スポーツ推進課長** 私どもスポーツ推進課でやっている事業についてでございますけれども、高齢者のスポーツ普及というところで、いきいきウォーキングというものを年4回実施しているところでございます。いきいきウォーキングをなぜやっているかと申し上げますと、お年を召されると、まず足から負担がかかってくるということがございまして、そういった方にまず外で歩くということをやっただくために、いきいきウォーキングというものが、始まったところでございまして、このいきいきウォーキングにつきましては高齢者のスポーツということで行っておりましたけれども、現在のところは、その枠を外しまして、区民の皆様全員、お子さんもできるような形で、1回におよそ7キロ程度の道を歩くようなウォーキングのイベントを年4回やっているところでございます。

**○木村委員** ぜひお願いしたいと思っておりますが、紹介されている運動というものが、太極拳、それからボーリング、ノルディックウォーキング、トレッキング、グラウンドゴルフ等が紹介されています。本区は、この競技の中で、もし一番推していくものがあれば、何を皆さんに勧めていきたいと思っておりますので、お聞かせください。

**○池田スポーツ推進課長** 私どもとしましては、まず皆様に歩いていただくということを習慣づけていただくこと。それから、こちらに載っていないところではございますけれども、昨年、しながわ体操を私どもで制作いたしました。区民の皆様には、ぜひ1日1回、しながわ体操をやっていただいて、健康を増幅していただければということが一番望んでいるところでございます。

**○たけうち委員長** 次に、藤原委員。



○藤原委員 173ページの人権に関わる意識調査をまず伺いますけれど、結構、人権啓発課で意識調査はしていたと思うのですけれども、新たにまたやるのでしょうか。また、この結果をいわゆる施策にどのように活用していくのか、お伺いします。

○島袋人権啓発課長 人権に関わる意識調査は、前回、平成26年度に実施しまして、5年ごとにさせていただく調査ですので、次年度に実施する予定でございます。今回は新たに、人権三法と呼ばれております、部落差別解消推進法、ヘイトスピーチ解消法、障害者差別解消法などが施行されておりますし、また性的マイノリティーなどの新たな人権課題も含めた設問を予定しております。今回は、初めてでございますけれども、区内在住外国人も対象とした、インターネット調査も活用した統計をとりたいと思っております。活用の方法でございますが、今後の人権教育、啓発事業を推進する上での参考資料といたしております。

○藤原委員 次に、210ページの監査委員費に関連して監査事務についてお伺いさせていただきます。監査委員におかれましては、年2回、監査を実施していると思うのですけれども、前期・後期それぞれどれだけの数の部課を対象としているのか教えていただきたいのと、その結果をどのように所管に報告しているのか、また区民にはどのように周知しているか、具体的に教えてください。

○小川監査委員事務局長 委員ご指摘のとおり、監査は地方自治法に基づきまして、定期監査を前期・後期に分けて年2回、実施しているところでございます。前期につきましては全53の組織を対象に、また後期につきましては場外施設を、毎年、30前後の施設を対象に実施しているところでございます。監査を実施しました後につきましては、具体的に改善を要することをまとめた監査結果報告書を作成いたしております。そして、監査委員4名が区長に直接お渡しさせていただいております。その後、企画調整課を通して各課に周知し、是正改善に努めていただいております。また、区議会へも情報提供し、さらに区政資料コーナー、図書館、区のホームページ等を通じて公表させていただいております。

○藤原委員 企画調整課を通して流れていくというお話なのですけれども、いわゆる監査結果を受けて、企画部門ではどのように所管に通知して、その結果を活かしているか、教えてください。

○柏原企画調整課長 その報告書を受けまして、まず全所管といいますか、全庁にそれを周知という形で、電子版、それから文書を送付します。場合によっては、庁内の会議、各部の庶務担当を担当する課長が集まる会議があるのですが、そういった中でも私から、こういった指摘があったということで改めて口頭で話をし、全庁的な周知をかけるようにしているところでございます。

それぞれの指摘については、各部署ごとに出ておるのですけれども、全庁的にかかわることもありますので、そういったことは全庁にかかわるのだということで、改めて企画調整課から全庁に、教育委員会は庶務課が改めてやっておりますけれども、全庁的に我々から周知して、次の改善にかかるようにということで、現状を追いかけながら、こういった改善をしたかも含めて周知するといったところでございます。

○藤原委員 監査委員事務局長、今、企画調整課から、そういう形で周知し改善に努めておりますというお話が出たのですけれども、今、企画調整課ではそういうふうにはしていますという話は出ましたが、監査委員事務局長から見て、指摘を出した思いというのは通じていますか。

○小川監査委員事務局長 監査委員といたしましては、報告書には、具体的にどここの課あるいは施設において、このような事例が見受けられるので、適正に処理をしていただきたいというような指摘をしております。そうしたことを全課に周知徹底していただくことによりまして、指摘された課だけで

はなく、全ての課が我がことと捉えて改善に努めていただいていると思っております。また、全課で監査の結果を受けとめることによりまして、より適切な事務執行がなされているように、ひいてはよりよい区政に誘導していけたらという思いで、今後も監査を実施していくところでございます。そのようになっていると考えております。

**○藤原委員** では、思いは通じているということで、次の質問に行きます。

187ページの防犯設備助成金なのですが、これは防犯カメラについてお伺いしますが、私は防犯カメラの威力といいますか、効果というのをすごく感じたのは、去年か一昨年、渋谷区のスクランブル交差点で、たしか軽自動車か何かを揺らしている方が、防犯カメラでずっと警視庁が追跡して、その方たちを逮捕したというようなニュースを見たのですが、その辺の防犯カメラの効果について、どのように考えるかお尋ねします。

**○菅生活安全担当課長** 防犯カメラは、まず地域を見守る目としての役割がありまして、やはり犯罪を抑止する効果というものもありますし、また、一たび重要事件等が発生した場合には、カメラ映像をもとに犯人を早期検挙できるということで、地域の犯罪抑止を確保できる、また地域の皆様の体感治安を向上させるものだと考えております。非常に有効なものだと考えております。

**○藤原委員** なぜ渋谷区の事例を出したかといいますと、渋谷区で犯行しても、他自治体に帰っていくので、防犯カメラというものが有効だったわけですが、そこで課長、もしですけれども、警視庁に課長が戻られる時期が来るのであるならば、私は品川区だけではなく、東京都全域の安全を守っていただきたいという思いがします。そういう意味において、もし警視庁に4月から戻られたときに、改めて東京都民の安心安全を守っていただきたいと思うのですが、その辺についてはいかがでしょうか。

**○菅生活安全担当課長** まだ内示はありませんけれども、一応、今の予定でございますと、今月いっぱい、4月から警視庁に戻るのかと思っておりますのでございます。品川区には、大井警察署のときを除きますと、ちょうど3年間、勤務をさせていただくということで、本当にご縁を感じているところでございます。特にこの品川区に来てよかったと思ったのは、非常に地域の方々の防犯意識が高いというところで、先ほども委員もおっしゃいましたように、防犯カメラを非常に、町会・自治会、商店街の皆さん非常に積極的につけていただいているというところがございます。また、区内4警察署、それから区がしっかり連携をとれているということで、実際に品川区の刑法犯認知件数も、前年より約6.8%減少しているような状況でございます。本当に、品川区の安全安心がどんどん進んでいるといいますか、よくなっていると感じております。また、警視庁に戻りました暁には、また今度、これからいろいろ、元号の改元ですとか、あるいは来年、オリンピック・パラリンピック競技大会も控えておりますので、品川区で培ったいろいろな知識や経験といったものを活かせるように考えながら、今度は都の治安というものを、都民の安全安心のために、微力ながらこれからも頑張っていきたいと考えているところでございますので、また引き続きご指導をよろしくお願ひしたいと思います。

**○藤原委員** 最後に1点だけ、180ページの補助26号線開通記念事業なのですが、これは記念をやるのですよね。

**○伊崎地域活動課長** 今年11月3日に記念行事を実施する予定でございます。

**○たけうち委員長** 次に、田中委員。

**○田中委員** 173ページ、7目人権啓発費、187ページ、1目地域活動費、児童見守りシステム運営費、171ページ、6目、総務運営費、非核平和都市品川宣言35周年記念事業。

人権啓発費について伺います。男女共同参画センター開設30周年記念事業では、性の多様性について大きく取り上げていくと伺っています。性の多様性について、品川区の中で取り上げられるようになったのは大変評価しています。一方で、児童虐待と男女間にある虐待、つまり暴力は全く解決していない重要な課題です。昨年12月のしながわ人権のひろば2018で、生活者ネットワークが求めていた「心に響かせるDV根絶パネル」の展示が実現したことは評価しています。しかし、このパネルは、24枚で日常の中に普通にある暴力をあらわすストーリーになっていたのですが、今回の展示では24枚全てはそろっておらず、肝心の趣旨が伝わらなかったです。DVなどの暴力は日常の中にあると一人ひとりの自覚を促すために、周知が必要です。なぜ今回、24枚全ての展示ができなかったのか、また展示を見た方からの感想や評価が届いていたらご報告ください。

**○島袋人権啓発課長** 女性に対するあらゆる暴力をなくすという内閣府の運動がございます。こちらにおきましては、広報しながわの11月11日号に大きくキャンペーンを張らせていただいたところで。また、委員のご指摘の、12月4日から始まる人権週間に関しましては、子どもたちの人権に関するメッセージや絵画を展覧していただくような催しとなっているところでございました。人権啓発課としましてもブースをいただいているところではございましたが、なかなかこちらに出すところが限られて、場所が少なかったということもございまして、今回は港区の共同参画センターからご指導いただきました枚数で展示をさせていただいたという経緯がございます。引き続き、パープルリボンの週間のときに関しましては、人権啓発課の男女共同参画センター交流室におきましての何かしらの展示等を考えていきたいと考えているところでございます。

**○田中委員** わかりました。いつか、24枚全てがそろったパネル展示ができたらと要望いたします。暴力に関して、する側も受ける側も、また社会の中でのしつけや愛のむちだと容認してしまう状況が日本社会の中にいまだにあります。暴力は犯罪であり、力で支配することは学びにつながらない、むしろ脳や体に影響を及ぼしマイナスしか生まないのだと、さまざまな場面で常に周知する必要があります。全ての暴力を許さず、人権問題であると社会の認識を変えるためには、男女共同参画センターの役割はとても重要だと考えています。あらゆる暴力を自覚させ、発生させないための取組み、例えば若い世代や子どもにも伝わる方法での周知を求めますが、関係部署との連携が、現在どのようにとられているのか伺います。

**○島袋人権啓発課長** 実は、子どもに関してですけれども、10月から11月に関しまして、オレンジリボン運動というものが行われております。こちらは、子どもの虐待防止に関する運動でございます。また、女性に対するあらゆる暴力をなくそうという運動がパープルリボン運動でございます。こちらは11月11日からということで、期間は短いわけではございますけれども、確実に関係部署との連携をとりつつ図ってまいっているところでございます。

やはり委員がおっしゃるように、虐待問題は決して人ごとではない。特に、あらゆる暴力、あらゆる虐待問題は誰にでも起こるということを、まず男女共同参画センターの中でも、啓発行動の中で、一つ一つ開催していきたいと考えているところでございますし、区民の皆様方にも知っていただきたいと思っているところでございます。

**○田中委員** ぜひ関係部署と連携し、周知徹底を進めてほしいと要望いたします。

防犯に行きます。今まで何度も、まもるっちの防犯対策について質疑してきました。生活者ネットワークが訴えたいことは、子どもたちが万が一の場合に遭遇したときに、どういう行動をとるのかということ、区には具体的に想像してほしいということです。今まで何度も質問してきましたが、何か

起きたときの対応について、教育委員会、生活安全担当、携帯電話事業者で認識がずれており、それぞれ話を真面目に聞いた子どもは、「万が一のことが起きたときにはどうしたらいいの、鳴らすの、逃げるのと混乱してしまうのです。そのことを言っています。私としては、子どもたちの安全を考えて、万が一のときは、まず逃げるということを徹底してほしいと毎回求めています。その観点から質問します。区として、改めて区の目的と責務を果たすために、何かあったらまず逃げるという市民科でも示されている行動を意識づけしてほしい。そして、逃げる訓練を定期的に行っていただきたいと求めますが、いかがでしょうか。また、2018年の決算特別委員会で生活者ネットワークは、まもるっちのパンフレットでも教育委員会とのそごが記載されていると指摘しました。それに対し、生活安全担当は、「まもるっちのパンフレットについては、児童や主に保護者、協力者に対して、まもるっちのシステムは一体どういうものかという機能や取り扱いを説明する取扱説明書であって、防犯指導を目的としているものではない。防犯指導についてはセーフティー教室や保護者向けのまもるっち通信を発行している」ということでした。まもるっちは防犯システムです。まもるっちの取扱説明書の中に、もしものときの対応が記載されていないのはおかしいと、改めて主張します。また、課長はまもるっち通信に防犯指導がされているとしましたが、通信には、パンフレット、取扱説明書が貼りつけてあり、まずは逃げるという防犯指導は一切書かれていませんでした。来年度のまもるっちのパンフレットや、まもるっち通信では、教育委員会とのそごがない、まずは逃げ、身の安全を確保するということが記載されているのか、伺います。

**○菅生活安全担当課長** まず、身の安全を確保するための子どもたちへの指導ということでございますけれども、これは従来どおり、まずは逃げるということで、これは警察でも指導しておりますし、生活安全担当でもセーフティー教室等での指導はしていると考えております。ただ、子どもたちはそのときの状況によって、地理的に逃げられないという状況もありますし、またどうしても怖くて足がすくんで逃げられないということは当然考えることではございます。そのため、警察では、「いかのおすし」ということを基本にして、そういったことを指導しているところでございます。そういった場合には、大声を出すなどといったことで周囲に知らせる。そういったことで、まもるっちの防犯ブザーが非常に有効だということでございます。したがって、逆に、ただ逃げるということだけをまず考えるということになってしまいますと、どうしても、大きな声を出す、大声を出して周囲に知らせるといったことを怠ってしまうということもございますので、まずは逃げるのだけれども、当然、まもるっちも引くのだということは、あわせて指導しているところでございます。

**○田中委員** 市民科の中では、まずは逃げ、身の安全を確保してから鳴らすということを示しています。だから、今の答弁にあったとおり、やはり関係各課で認識が違うのです。子どもに示されているセーフティー教室の中でも、やはり、まもるっちをまず引っ張るという指導がされている場面は拝見していますし、前回の決算特別委員会の議事録でも、教育委員会でも、そこに関しては認めています。ですので、きちんと認識を統一してほしい。でないと、子どもたちが本当に何かあったときに混乱してしまうのです。それで、先ほどおっしゃられていたとおり、実際、子どもたちは何かあったときに、硬直して動けなくなってしまうのです。そういうことをきちんとおっしゃられているのだから、きちんと子どもたちがそういうときに対応できるような周知徹底をしてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

**○菅生活安全担当課長** まず逃げるということでございます。これは当然のことですけれども、警察でも指導しているように、まず逃げることだけを考えるわけではございません。いろんなそのときの状況によって、児童たちが当然、大声を出したり、あるいは周囲に知らせるといったことを選択すると

いうことは当然考える。その状況においてやるべきだと思っております。

**○たけうち委員長** 次に、芹澤委員。

**○芹澤委員** 私からは、171ページ、成人式経費、164ページ、広報広聴費、時間があれば199ページのオリンピック・パラリンピック開催周知事業についてお伺いたします。

まず、成人式経費についてであります。2022年に民法が改正され、成人年齢が18歳に引き下げとなる予定であります。そうすると、原則、それ以降の成人式は、18歳が対象になるかと思えます。改正までまだ少し時間がありますので、この間に自治体としては、成人式、特に初年度のやり方というものを検討する時間が、今、与えられているのかと思っております。初年度においては、18歳、19歳、20歳の3学年を同時にやることになる可能性もあると思っております。昨年の決算特別委員会において、今後の課題として研究していくというような発言がありましたが、本予算の策定に当たって、何かそういった議論がなされたのか、もしくは予算以外でも、これまでの経過の中で、こういった議論がなされたのかをまず教えてください。

**○米田総務課長** ご指摘いただきましたように、今から3年半後になりますと、成人の年齢が変わって、成年と言われる年齢が変わってくるということです。成人式なのですけれども、基本的に成人式を何歳でやるというように定められた規定はなく、今現在でも、98%が我々と同じような形で19歳もしくは20歳での方々を対象とした式をやっているのですが、1年おくらせてやっているところも少なからずあります。それから、この間、一部の自治体では、変わらずといいますか、成年の年齢が変わったとしても、20歳のときに実施するというような方針を打ち出したところもございます。ただ、多くのところは、まだ今後どうしていくかということを見定めているというような状況でございます。法律上は成年ということで、成人という言葉方はしておりませんので、その辺のところも含め、成人と言われる年齢がどこがふさわしいのか。この辺のところを、もう一度、見きわめ、検討して、成人式の開催の年齢について、また検討していきたいと考えてございます。

**○芹澤委員** たしか、18歳に引き下げになっても20歳を成人として扱うというのが、記憶が定かではないのですが、東北のほうだったかと思うのですが、品川区においてそれをどうするのかを少し確認したいのです。そもそも18歳に引き下げられて、品川区も18歳からに変更するとした場合は、やはり初年度においては3学年同時にやるのか、複数回に分けて式典を行うのかということになるかと思えます。品川区の中で、今、きゅりあんでやっていたらっしゃるかと思えますが、現在でも結構ぱんぱんだと思うのです。それで、3学年同時というのは、そもそも施設としてでき得るのかということも含めてお聞かせいただきたいと思えます。それで、実数が分かれば結構ですが、18歳というのは、会社員などが少なく、学生の数のほうが多い点で、これまでの20歳よりも参加率というのは増えてくると思えますので、3学年同時になった場合に、何名ぐらいの見込みで、施設は目星としてあるのかも教えてください。

**○米田総務課長** 例えば今年度で言いますと、成人式に、全体で1,542名の方にご参加いただきました。そういった意味で、1つの学年で、きゅりあんの大ホールで行っているという現状を鑑みますと、例えば、仮の話ですけれども、複数年齢を同時に成人式をやるということは、物理的にはかなり厳しいだろうと思えます。委員のおっしゃられたように、もし3学年を同時にということであれば、対象年齢を区切って別々に開催するというようなことが、現実的なやり方かとは考えているところでございます。そういうことも含めまして、どういう年齢層、3学年一遍にやるのか、また別のやり方をとるのかということについては、今後さらに検討を重ねていきたいと思っております。

○**芹澤委員** やはり18歳が特段、参加率が上がっていくと思っておりますので、そもそも18歳だけ単独でやったとして、きゅりあんに入るのかということも少し疑問であります。まだ日は先であります、行政としていつごろの期日をもって対応というのを決めていくのかというのを最後にお聞かせください。

○**米田総務課長** 失礼いたしました。参加率のほうなのですけれども、増えるという見方もあるかもしれないけれども、同じ時期にやるとなると、進学の時期を控えていたり、就職の時期を控えていたりということで、逆に減る要素もあり得るかということがありまして、この辺のところは一概に数字は申し上げられないかとは思っております。その辺も踏まえまして、今後、その辺の成人式のあり方について、さらに検討を進めていければと思っております。

○**芹澤委員** 続いて広報広聴費について伺います。位置情報サービスの活用について伺います。行政の情報の周知として、皆様においては常に改良を進めていただいていると思っておりますが、特に若い世代については、紙媒体に目を通さないというのが1つの課題であると思っております。総務省のデータを見ますと、20代、30代ともにスマートフォンの普及率が90%を超えていると書いてありますので、これをやはり活用できないかと思っております。最近の民間の手段として、LINEアプリを介したBeacon、いわゆる位置情報を活用する企業が増えています。例えば私の地元で言えば、五反田TOCのユニクロの入り口に近づくと、勝手に私のスマートフォンが鳴りまして、ユニクロのクーポンの情報などが入るといようなものであります。このメリットとして、そもそも私はユニクロをそんなに、フォローなどしていないのですが、LINEを使っていれば勝手に情報が届くというものでありますので、区民の方々が品川区の情報を、その区民の方々が検索しなくても、LINEを使っている方に対して情報提供ができるということになります。これを応用できれば、例えば区役所に来た方々へ、選挙の周知や予防接種などの情報提供など、場所によっては不審者の犯罪情報の提供や防災訓練の案内というやり方がたくさんあるかと思っております。LINEについては、若い世代を中心に普及しておりますので、情報提供というところには効果があると思っております。まずはLINE Beacon等を用いた情報提供の見解をお聞かせください。

あわせて、こういう位置情報については、これからサービスが改善・発展していくと思っておりますが、情報提供について、宣伝していく必要があると思っております。当然、区役所に来るたびに鳴っていると、その通知を切られてしまいますので、重要な情報を選定する必要があると思っておりますので、その考え方について、選定のやり方についてお聞かせください。

○**中元広報広聴課長** LINEアプリの活用ということでご提案をいただきました。新しい技術がどんどん出てまいりますので、その辺のところは広報広聴課としまして情報収集をし、今後視野に入れながら、実際、自治体での活用事例やセキュリティーの問題でございますとか、私も少し報道で見たら、勝手に情報が来ることに對して違和感を覚える若い方の発言も、テレビなどではされている方もいらっしゃいました。その辺のところは、よく研究させていただきながら、今後、視野に入れてはいきたいというところでございます。

また、情報の選択ですが、ホームページ等では、重要なお知らせと普通のお知らせということで分けて提供させていただいております。また、今、登録されている方にお送りしているしなメールの中でも、やはりイベント、情動的なもの、両方お送りしているところすけれども、その辺のところはきちんと、どちらかがわかるような書き方をさせていただいているところでございます。

○**芹澤委員** 続けてLINEについてですが、今、自治体でLINE@というのをを使って情報提供し

ているところが増えていきますので、その点も1点確認したいのと、あとは、今、品川区の公式アプリが何個が出ているかと思います。そのアプリに対して機能を追加するということで、Beaconをつけることができるのか。LINE@を使う姿勢についてと、公式アプリにBeaconを技術的に追加できるのかをお聞かせください。

**○中元広報広聴課長** LINE@というものを使われている自治体につきましては、情報収集をさせていただきたいと思っております。また、現在、ココシルという、まちあるきのアプリがございますが、こちらは位置情報を活用させていただいた形で既にリリースをしているところでございます。

**○たけうち委員長** 次に、つる委員。

**○つる委員** 162ページ、総務管理費、181ページ、町会・自治会館建設等補助、197ページ、少年少女スポーツ普及事業、199ページ、パラリンピック競技事前キャンプ誘致、203ページ、戸籍住民課レイアウト変更経費について伺っていきたいと思います。

まずパラリンピック競技事前キャンプ誘致についてですが、一般質問でも質問させていただきまして、コロンビアのボッチャ、それからパワーリフティングの事前キャンプ誘致が予定されております。先ほどの課長の説明の中ではボッチャのみだったのですが、パワーリフティングも含まれていると思いますが、それは本会議でご答弁いただいていますのでその確認と、本会議でもご答弁いただきましたが、事前キャンプ受け入れに際しての調印式を行うと思います。それがいつ行われるのかということと、それから具体的にキャンプの受け入れの時期がいつごろを予定して、今、準備を進めているのか。まずそこを教えてください。

**○辻オリンピック・パラリンピック準備課長** 私から、コロンビアの事前キャンプについてのお尋ねにお答えいたします。委員ご指摘のとおり、コロンビアの事前キャンプということで、ボッチャとパワーリフティングの2種目についての受け入れを基本的な合意ということで、今、コロンビアととったところでございます。まず調印式は、基本的に受け入れしますということで、具体的なことはまた後になるのですが、調印式自体は3月中に実施する予定で、今、調整をしているところでございます。それから受け入れの日程なのですが、まず日本の暑さになれたいということで、今年の6月下旬から7月の初めぐらいの2週間程度、ボッチャとパワーリフティングを合わせて10名程度の方がいらっしゃるということで、調整をしているところでございます。来年、2020年は、公式の練習会場や、開村する前の受け入れはするようになる流れでございます。

**○つる委員** 調印式は今月中、受け入れが6月下旬から7月にかけて2週間、10名程度ということで確認させていただきました。全国を見るといろいろな自治体が、事前キャンプ等の受け入れにあたってさまざまな関連イベントも準備をしていて、ネット、テレビとか、キー局だけではない地方局の報道なども、わりとすごく、いい意味で晴れといいたいでしょうか、歓迎ムードをつくってやっていらっしゃるという印象を受けますので、ぜひ品川区で受け入れる際に、区民の方がやはりいよいよ始まるのだという、まさに機運情勢、これまでずっとやっていただいておりますが、まさにリアルに少し変わる段階の受け入れを細かくご検討いただきたいと思います。その中で、ボッチャの競技は、これまで品川区として障害者スポーツなど、障害の有無にかかわらず年齢にかかわらずというところで、ずっと取組んでいただいていた競技ではありますが、そういった中で交流については、本当に区長もずっとおっしゃっておりますが、子どもたちにそういう機会をつくっていくという意味では、幼稚園生や保育園生、児童、生徒といった若い子どもたち、そして今回のボッチャ、それからパワーリフティングの事前キャンプでは、障害者の施設等での交流なども想定されていくのであろうかと思うのですが、そうい

う障害者施設での交流についてはご検討があるのかどうかというところと、歓迎イベントについてどんなイメージを想定されているのか教えてください。

**○辻オリンピック・パラリンピック準備課長** 本区にいらした方との交流の方法等についてでございますが、まだ今、いろいろなアイデアを出している最中でございますが、例えばウエルカムパーティー、子どもたちとの交流、それから練習風景を見学する、あとは日本選手との簡単な試合などは考えていたところでございます。今、委員からご提案のありました、例えばボッチャですと、これは老若男女、障害の有無にかかわらず誰でもできる、本当にすばらしいスポーツだと認識しておりまして、ボッチャでの交流というのも考えられますし、あとは障害者施設での交流といったものも、多方面にわたって交流の形を考えまして、区民全員が受け入れのウエルカムムードを醸し出しながら、機運醸成に向けて認知から図る。興味をどんどん持っていただくというふうになればいいかと思っております。

**○つる委員** 今回、ボッチャ、また事前キャンプ誘致で、全国的にも誘致やイベントなどがされているのかと調べる中で、当時は全然存じ上げなかったのですが、最近知った中では、もう2年前になりますでしょうか、1年半ぐらいでしょうか、天王洲でサイバーボッチャというイベントが行われたかと思えます。しながわネットTVにも残っていて、紹介されておりますが、そういう意味では、本当に普及を広めていくという部分では、サイバーボッチャはすごくいい感覚かという印象も受けまして、通常の公式の競技の設定だけではなく、本当に幅広い世代、特に若い世代の人たちに興味をより一層持ってもらえるような設備だと思えました。なので、逆に日本の中で、また品川区の中に、ボッチャをより一層普及させていくという部分でも、こういう工夫があるのだということの紹介も含めて、今回来られるコロンビアのボッチャの選手団や、また交流イベントの機会として、スペースに限りはあると思いますが、そうしたところの活用などもいいのではないかと思います、参考までにこの辺のお考えを教えてください。

**○辻オリンピック・パラリンピック準備課長** いろいろな障害者スポーツ等の宣伝といいますか、サイバーボッチャは光や音の演出というエンターテインメント性がすごく高く、非常に有効な手段だと思っております。2月に私どもで開いたパラリンピックスペシャルデーのときは、競技用車いすのVR体験も含めたりして、なかなか好評を得たところでございますので、さまざまな形、手段を使って、パラリンピックスポーツの普及も考えていきたいと思っておりますので、今後研究を続けたいと思っております。

**○つる委員** ぜひいろいろな、頑張っていらっしゃる方々を結びつけて、ボッチャは、両方の意味の「しょうがい」スポーツにできるものなのかと思いますので、ぜひ積極的に推進していただきたいと思えます。

次に行きます。総務管理費に関連して、これも一般質問で質問させていただいて、それに対するご答弁は、大きいくりだったかと思っておりますので、具体的にお聞きしていきたいのです。既に品川区の職員の名刺には再生紙が活用されていて、発注されている、印刷されているところなどは、もしかしたら障害者の施設などにも依頼している部分があるのかもしれませんが、一般質問では大きいところで質問させていただいて、SDGsとか、そういう視点の部分も加味した質問をさせていただきました。例えば全職員ではなく、環境課の職員といったところに限定してもいいのかと思えますが、まさに品川区のそういう取組みの姿勢を示すためにという視点でも一般質問で挙げさせていただいたバナナペーパーの活用とか、そうしたところ。既に品川区の名刺は、広い意味でリサイクルといったところに貢献されている部分がありますけれども、もう少し幅広い貢献といいましようか、そういう姿勢を示すためにも、そうしたことを活用すればいいのではないかと趣旨で質問させていただきましたので、名刺や



区職員のさまざまな取組みに対する表彰などに使われる表彰状などもあると思います。また学校行事などでも供される表彰状などもあると思いますが、そうしたものに活用するよう考えていただきたいと思いますが、このあたりについてご答弁いただきたいと思います。

**○中元広報広聴課長** 私から、区の職員の名刺発注に関する部分についてお答えさせていただきます。区の職員の名刺でございますが、現在、イメージアップ運動の一環として、イメージアップ運動の事務局を担ってございます私ども広報広聴課におきまして、基本的なデザインと仕様書を作成し、それを各課に提示し、取りまとめて、区として業者を入札で決めるという流れでございます。その仕様書作成に当たりましては、従来からグリーン購入の共通手順書でございます、グリーン購入ガイドラインに沿って、現在は区で仕様書を作成しているところでございます。ご提案のバナナペーパー等につきましては、今後、関係課で情報収集等を今後とも引き続き進めさせていただいて、今後どうしていくかという方向性も含めて、まずは情報収集のところから始めさせていただければと考えているところでございます。

**○黒田人事課長** 職員の表彰等で使う表彰状に活用できないかというお尋ねでございますが、表彰状を発注するには、区の紋章を刷り込んだり、表彰状として印刷にたえ得るかということと、あと、筆耕というところで、筆で書いているところもございまして、そういった条件があるということも含めまして、少し検討させていただければと思います。

**○つる委員** グリーン購入法でやっていただいているということは、手段というか、何を使うかという選択肢の部分だと思いますので、先ほど申し上げたような、環境課や、そうしたところに限定してもいいのかと私は思いますので、その活用方法についての検討をぜひお願いしたいのと、表彰についても、これは有名な大手企業がザンビアとコラボしてつくっているの、その辺の質という部分でも非常にいいものではないのかと思いますので、その辺もぜひご確認いただいて、筆書きの場合でもきちんときれいにうつるなど確認して、できればぜひ活用いただきたいと思います。

それから、一般質問でもあった、SDGsに関連する部分では、フェアトレード商品の扱いについてご提案させていただきました。これは質問しませんが、ぜひ具体的に積極的に紹介していただくとうございましたけれども、区とのコラボレーションというか、関連性を持った中で推進などができるような方法で、食堂や売店を入れている事業者にもぜひ紹介等していただければと思います。

最後に、163ページの予算関係管理費に関連してですが、2019年度に行われる2018年度の決算においては、公会計に基づく決算書をもとにさまざまな審議が行なわれていくと思います。これはスケジュール感なのですが、品川区が東京都方式を採用し財務書類等をつくる中であっては、その迅速性といえましょうか、時期的には本来、夏をまたいでからまとめられるものであったと思いますが、逆に今度、公会計を導入して、東京都方式になって、その書類の作成のスピード感について、他の自治体の事例を確認させていただくと、例えば夏前あたりまでにはできるのではないかと。導入した当初年度なので、困難性もあるかと思いますが、その時期についての確認と、決算のときに、そうした財務書類、いつも年末に配付される時期ではなく、それが少しでも前倒して決算の審議のときに活用できるようなタイミングで出てくるのかどうか、そのあたりを教えてください。

**○品川財政課長** 公会計の件でございますけれども、今、委員からお話があったように、今年度、公会計を用いた初めての決算になります。ですので、そういったスケジュール感等、またどのように出していくかというところは検討していきたいというところではあります。今年度につきましては、できれば例年と同じタイミングでいきたいかと考えております。少し努力はしてみまして、うまく出せるようなタイミングがあるかどうかについては、また今後も検討していきたいと考えてございます。

**○つる委員** 最初の年度なので、いろいろ試行錯誤の中だと思いますけれども、議会としても、しっかりとそうした資料に基づいて決算の審議ができるというのが理想かと思います。それも公会計を導入する目的の一つかと思いますので、大変かと思いますが、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

**○たけうち委員長** 次に、筒井委員。

**○筒井委員** 私からは、171ページ、新年賀詞交歓会経費、183ページ、区民保養所経費、185ページ、歩行喫煙防止推進経費、189ページ、ナイトライフ調査、時間があれば199ページ、オリンピック・パラリンピック開催周知事業についてお伺ひいたします。

まず新年賀詞交歓会経費なのですが、これは昨年も質問させていただきましたけれども、こうした新年賀詞交歓会というのが23区ではどうなっているのかと見ますと、世田谷区では品川区で行っているような飲食の提供をしていない。新年にそういったものを行っている残りの22区では、大田区、目黒区、新宿区、江東区など10区は、そうした集いのときに飲食を提供するのですが、1,000円から3,000円の会費を取っている。要は、22区中10区は、そうした会費制の賀詞交歓会をやられているわけですが、消費税増税もこの秋に実施予定で、ますます税金の使い方に関して区民の皆さんの関心が高まっているというときだからこそ、品川区もそろそろ新年賀詞交歓会の会費制導入を検討してみたいかということ。どうか会費制に移行するよう検討していただきたいということについてお伺ひいたします。

また、区民保養所については、特にしながわ荘なのですが、やはり保養所というのは、すでに時代錯誤的な感もしますし、むしろ区外の保養所より区内の福祉・防災まちづくりに税金を集中的に投入したほうが良いという観点で、やはり売却していったほうが良いのではないかと考えております。また、昨年質問したときに、保養所利用率56.2%ということでしたが、静岡県内の旅館の客室稼働率39.7%と比較されて、静岡県内の旅館の客室稼働率より上回っているからよいというようなご答弁をいただきました。それこそまさに民業圧迫で、静岡県内の旅館の客を奪っているような結果になってしまっているのが、品川区民の方が静岡県内の旅館を利用すればいいだけの話であって、わざわざ品川区が保養所を持つ必要はないと考えておりますけれども、しながわ荘を含めた区民保養所の売却についてはいかがお考えでしょうか。

**○米田総務課長** 新年賀詞交歓会に関するお尋ねでございますが、新年、仕事始めの翌日に、区とかかわりの深い地域団体、各種団体、官公署との初顔合わせ、親睦を兼ねてということで、若干の飲食を伴うというような形になっておりますが、ご指摘がありましたように、会費を取っている区が10区ということですが、取っていない区も12区あるというようなこと。それから時間帯も、かなり長くやっているところ、それから短時間で済ませているところ。また、会場もこういう施設でやっているところだけでなく、ホテル等でやっているところ。全体的な経費等もまちまちかと考えてございます。そういった中で、今、品川区としてこういう形で、区有施設で90分程度の時間をかけて初顔合わせというようなことでやっておる現状においては、会費を特に徴収しないで開催することが、今のところ妥当かと考えているところでございます。

**○伊崎地域活動課長** 品川区の保養所は、区民の皆様の健康増進及び保養を目的とする事業として運営しているところでございます。ご指摘のしながわ荘につきましては、今年度も利用率は、前年度にお示した数字とそんなに大きく変わらず、皆様にご愛用いただいているところでございます。こちらの保養所の意義につきましては、やはり品川区の皆様が安心して保養施設としてご利用いただけるということ、それから、さまざまな町会・自治体をはじめとする団体が団体利用をいただいているという

ことなどなど、皆様に気持ちよく使っていただけるというところで努力もしているところがございますので、今後もしながわ荘、また光林荘につきまして、保養所として運営していくということで、現時点では考えているところがございます。

**○筒井委員** そうしたご見解ですけれども、いろいろな区内の景気動向や、また区内の需要がある事業などを見て、総合的に判断していただいて、新年賀詞交歓会は会費制に、また区民保養所は売却というような方向で、ぜひ検討していただきたいと思いますと考えております。

次に歩行喫煙防止推進経費についてお伺いいたしますけれども、今、路上喫煙禁止・地域美化推進地区ではかなりしっかりやられているかと思うのですが、それ以外の駅前や商店街以外、いわゆる普通の通りで、たばこの煙がひどいというお声をかなり頂戴しております。また、私がお相談を受けたのは元芝公園、犬坂近くの方なのですが、やはりあのあたりの通りは、朝晩、通勤客の方が多く利用されて、その通勤客の一部の方がたばこを吸ったりする。その煙が家にまで入ってくるということなので、やはり駅前や商店街以外の、朝晩、通勤客が多い、人通りの多い時間帯に巡回の方を置いていただくなど、徹底して取り締まりを行っていただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

あと商店街にあるコンビニの前の灰皿です。セブンイレブンは灰皿撤去の方向で行っておりますけれども、それ以外のコンビニの前の灰皿からの煙がかなりひどいというお声を聞いております。そのコンビニの前の灰皿は、今後、品川区としてどう対応していくのか。東京都受動喫煙防止条例では、どのような扱いになっていくのか、ご存じでしたらお知らせください。

**○菅生活安全担当課長** まず受動喫煙ということでございますけれども、現在の路上喫煙禁止・地域美化推進地区以外のところにおきまして、そういった苦情があった場合には、生活安全サポート隊によります広報活動、それから路面シートや横断幕等の掲示によりまして注意喚起を図っているところでございます。そういったところがあれば巡回したいと考えております。

**○川島健康課長** 今回の都条例の規制につきましては、屋内の規制になっているところがございます。現状、例えばコンビニの角に吸い殻入れがあって、受動喫煙の被害があるというお話がありますと、私も健康課でも、施設の管理者の方に配慮義務があるということで、お願いベースではございますが、灰皿の撤去についてお願いしているような状況でございます。

**○筒井委員** わかりました。ぜひともそうした駅前以外、商店街以外の、朝の人通りの多い時間帯の取り締まり強化をお願いします。また、灰皿につきましては、配慮義務ということはわかりましたけれども、實際上、かなり受動喫煙が起きているので、かなり厳し目に配慮義務のお願いをしていただきたいと思いますと考えております。

ナイトライフ調査に行きますけれども、東京都でもPRIME観光都市・東京ということで、ナイトライフ観光の推進をかなり強めておりますけれども、東京都と区の連携はどうされていくのかということと、やはりナイトライフ、ライトアップなどのスポットを見た後の品川区の個性ある飲食店の利用促進、PRといった側面支援というのをぜひ行っていただきたいと思いますけれども、その点はいかがお考えなのでしょうか。

**○立川文化観光課長** まず東京都との連携でございますが、この事業自体が東京都観光財団の補助を受けて、経費面でまず連携しているところでございます。それから、スポットの関係なのですが、食事だけではなく、夜間の時間帯に楽しめるスポットについて、発掘を目的に現地調査を実施してまいります。

**○筒井委員** ぜひ、そうしたライトアップとか、ハード面のスポットだけではなくて、ソフト面の飲

食店とか、ほかの催し物を見るだとか、いろいろ連携して、ぜひナイトライフ、夜の活用というのをお願いしたいと思います。

**○たけうち委員長** 会議の運営上、暫時休憩いたします。

なお、本日午後1時より本会議が予定されています。本会議終了後、直ちに再開いたしますので、あらかじめご了承願います。

○午後 0時00分休憩

○午後 1時07分再開

**○たけうち委員長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑を続けます。ご発言願います。おくの晋治委員。

**○おくの委員** 163ページ、第2款総務費の第1項総務管理費の中の全庁共通プロジェクト推進経費、公有地活用等検討費にかかわって、旧第一日野小学校跡地について伺います。

私はこの問題を昨年11月の決算特別委員会で伺い、さらに12月の第4回定例会一般質問でも伺いましたが、区が区議会と区民にTOCへの貸し付け期限と説明してきた2020年9月はもう来年であり、1年半後に迫りました。他方、私はこの間、区民の方に簡単なアンケートに答えていただき、この問題について、跡地にどのような施設をつくるのがよいと思うかと尋ね、83名の方からご回答いただきました。1人で複数の施設を答えている方もいらっしゃったのですが、その回答では、特別養護老人ホームという方が24人、保育園という方が22人、公園という方が22人、また障害者の施設を含むその他の施設を望む方が19人というような結果でした。区民の皆さんのこの土地の活用への期待は大きいものがあるのだと私は改めて思いました。そこで、改めてこの質問をすべきだと考えて、もう一度、質問をさせていただきます。そこでお伺いいたします。区は庁内で活用の検討に入っているという答弁をされてきましたけれども、今の時点、現時点において、いつまでに何を検討しているのか、改めてお伺いいたします。いかがでしょうか。

**○柏原企画調整課長** 旧第一日野小学校の跡地の件でございまして、活用というところでございます。いつまでに何をという意味で、こういった大きな面積のある土地でございまして。現在はTOCに貸し付けをしているということもありますので、その期限が終わった後、こういった活用をしていくか、全庁的なところでこういった施設がよろしいかといったところの内容の精査と申しますか、そういう調査といったところを内部で行っていくといった状況でございまして。

**○おくの委員** 内部でということですが、昨年12月の私の一般質問のご答弁の中で、事業内容については、TOCが検討を続けている段階だと。あるいはTOCには、まだ建て替えの意思はあると聞いていらっしゃる。そういうわけで、建て替えという貸し付け目的は、まだ失われていないという認識を、区がまだ持っているのだというご答弁でした。そうしますと、TOCが来年、2020年9月以降も再び跡地の貸し付けを区に対して申し込んできたら、品川区としては再び貸し付けるということも選択肢の中に今あるのでしょうか。

**○柏原企画調整課長** これまでも申し上げている部分ではあるかと思うのですが、法定上といえますか、双方の契約という行為におきましては、平成34年度が事業用定期借地を活用した形での契約ということですので、そちらの期間までの間は法定上は貸し付けというところで捉えているところがございます。ただし、委員が先ほどおっしゃっていましたが、TOCの建て替えに基づいて、こちらは貸し付けしているというところがありますので、そういったところの建て替えについて

は早急な動きをしていただくようにという話をしているという状況でございます。

**○おくの委員** 今のご答弁は、少なくとも遅くとも平成34年以降は、これ以上、TOCが申し込んできて、区的意思としては貸し付ける予定はないのだと理解してよろしいのでしょうか。

**○柏原企画調整課長** 法定上といいますか、双方の契約が10年間、定期借地権を使っておりまして、そこが契約の期限というところで捉えているものでございます。

**○おくの委員** 私が聞いたのは、今の契約は事業用定期借地権ということで、平成34年に遅くとも切れる。それで、議会への説明ということでは、平成32年に切れるということなのですけれども、向こうが新たに申し込んできた場合にはどうなるかということでお伺いしたのですけれども、その場合でも、新たに申し込んできて、もうこれ以上の契約に応じる意思は区としてはないということと、内部の検討でもそうなっていると理解しておいていいのでしょうかということなのですけれども、その辺をはっきり伺っておきたいのですけれども、いかがでしょうか。

**○柏原企画調整課長** 現段階といいますか、契約が10年間の定期借地というところで期限を切っておりますので、それがいわゆる貸し付けの期限というところで捉えております。それで、その後の活用であったり、そういったところも、その辺を見据えた上での検討というところでございます。

**○おくの委員** それ以降、区でも区独自に活用していきたいとお答えいただいたと受け取った上で、さらに質問していきたいと思っておりますけれども、私としては、私がとったアンケートに基づきましてといいますか、区が検討する上で、内部で検討しているということなのですけれども、検討に当たっては、前の一般質問でも申し上げましたけれども、やはり地域の方にアンケートをとるなり、それから区民の方が参加なさった検討会を設けるなりして、区民参加を貫いていただきたいということを申し上げたいと思います。私がおととい不燃化特区に関して質問しました、品川区の耐震改修促進計画でも、区の方はその計画をやるに当たってアンケートをとっていらっしゃいます。それも私のその質問の中で引用させてもらいましたけれども、そのアンケートは結構いい結果というか、いいものだったと思います。そういうアンケートをとるなどしていただきたいと思っておりますけれども、その点はいかがでしょう。

**○柏原企画調整課長** 区有地の活用というところでございますので、まず区としてどういった考え方といいますか、どういった活用ができるのかというのを検討する、いろいろ精査するというのが、まず第1段階といいますか、初めにあるものだと思っております。その後、いろいろな活用についてさまざまなご意見をいただく。例えば、こういった議会の場であったり、いろいろなご意見をいただくというのは大切なことだと思います。その手法も幾つかあると思っておりますので、そういった時期やタイミングを見ながら、しかるべき意見の手法、たくさんのご意見を伺いながら、活用については検討していくという流れになっていくと思っております。

**○おくの委員** 先ほど申しましたように、私がとった簡単なアンケートでは、特別養護老人ホームや公園、認可保育園などの要望が非常に強かったのですけれども、内部の検討においてはこういう事項も検討対象として挙がっているのでしょうか。最後にお伺いいたします。

**○柏原企画調整課長** 先ほどのご質問にもかかわる部分でございまして、さまざまな行政ニーズ、我々もやらなくてはいけない行政の事業があります。そういった中で、施設のありようについては、いろいろな意見があるというところでございますので、幾つかの種類というよりは、さまざまな種類の活用といいますか、多方面から検討するというものでございます。

**○たけうち委員長** 次に、横山委員。

**○横山委員** 私からは、167ページ、シティプロモーション推進経費について、191ページ、品

川文化プログラム推進事業助成について、199ページ、シティドレッシング、しながわ文化プログラム等についてお伺いいたします。

私は、品川区での映画祭の開催を提案したのですが、まず文化とは何でしょうか。どのようなイメージをお持ちでしょうか。区民の方々にこの問いを投げかけたところ、経済活動以外のことが文化ですか、一見、無駄と思われるようなことが文化とか、またみんなで楽しんで笑い合えるようなことが文化など、いろいろなご意見をいただきました。日本国憲法の第25条第1項には、全て国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有するとありますが、「文化的で最低限度の生活」の「文化的」とは、品川区において何を指し、どのような生活なのでしょう。文化の定義は複数ありますが、私のイメージとしては、音楽、美術などの芸術から、ご近所とのコミュニケーション、思いやり、おもてなし、また地元のお祭りなども、全て人々が作り上げてきた文化ではないかと思います。文化の種類は多様であり、どの文化に触れて親しみたいかは人それぞれです。区民の方々にとって、身近で気軽に多種多様な文化に触れることができる環境づくりこそが今求められていると考えますが、簡単に区のご見解をお聞かせください。

**○立川文化観光課長** 品川区では、平成22年に品川区文化芸術・スポーツ振興ビジョンというものを作成いたしました。そこでは、「文化芸術・スポーツでつながり輝き続けるしながわ」を目指すということが、まず第1に掲げているところでございます。それで、目標といたしましては、区民一人ひとりが楽しみ、つくり、支える。また創造・発展につなげる良質な機会を提供する。また、さまざまな資源を活かす。伝統文化を継承・発展させる。将来を支える次世代を育成する。また、連携・協働によりさまざまな資源や活動をつなげる。そして、まちづくりにつなげ、しながわの魅力・活力を輝かせる。こういったことを、文化芸術・スポーツ振興ビジョンで掲げているところでございます。

**○横山委員** ここで委員長の許可をいただきましたので、タブレットに資料を提示いたします。

私は、佐世保映像社の志岐誠さんから、渋谷TANPEN映画祭CLIMAX at 佐世保についてお話をお伺いしました。この映画祭の特徴は、兄弟商店街である渋谷センター商店街と、させぼ四ヶ町商店街のイベントだということです。佐世保市と渋谷区の後援を受けています。国内外から応募のあった短編映画を、まずは渋谷区で上映し、審査を勝ち抜いた作品が佐世保市でも上映されます。SHIBUYA TSUTAYAや佐世保市立図書館や長崎オランダ村などの複数の会場で、期間中に毎日、無料上映がされます。

そして、もう一点、ご紹介させていただきたい事例が、山形国際ドキュメンタリー映画祭やユネスコ創造都市ネットワークへの加盟など、山形市の文化を取り巻く環境です。私は、山形市を視察し、映画祭やユネスコ創造都市加盟認定がされた経過などについてお話をお伺いしました。山形市は、映画を基軸としながら、多種多様な文化遺産や文化芸術活動が根づいていることに焦点を当てています。山形国際ドキュメンタリー映画祭は、河瀬直美監督などの世界に羽ばたく監督を輩出するなど、アジアを代表するドキュメンタリー映画祭として30年という実績があります。また、最高賞受賞作はアメリカのアカデミー賞の長編ドキュメンタリー映画部門のエントリー資格を得ることができます。ユネスコ創造都市ネットワーク事業については、2015年には残念ながら加盟がならなかったのですが、2016年にパリのユネスコ本部で、佐藤孝弘市長とご一緒に、ご担当の方々がユネスコ担当者との情報の交換をし、映画だけではなく、山形市の文化全体をPRすることによって、翌年、ユネスコ創造都市加盟認定がされたとお聞きしました。なお、山形市の市長は、品川区立の中学校のご卒業生でもあります。

東京2020大会の開催を契機とした文化芸術イベントとしての映画祭を通じて、文化面での機運醸成を図るために、品川区での映画祭の開催をしてはいかがでしょうか。荏原地域で文化に触れることのできる拠点としては、荏原文化センターにて図書館などと連携したり、スクエア荏原での荏原ショートフィルムフェスティバルですとか、天王洲での文化力を強化していく意味での水辺のフィルムフェスティバル、さらに五反田には、映画と演劇の専門学校もあり、ゆうぽうと跡地の新しいイベントホールでの映画祭や、目黒シネマやキネカ大森などの区内映画館との連携などについてご提案いたしますが、区のお考えをお聞かせください。

さらに、レガシーとしてビーチバレー会場の設営の際に会場をつくり上げていく様子を記録映像としてではなく、ドキュメンタリーやストーリー仕立てのショートフィルムとして残してはいかがでしょうか。時代を超えてレガシーを残していく手法と、広くグローバルに伝えていく手法について、オリンピック・パラリンピックからの視点とシティプロモーションの視点から、区としてのお考えをお聞かせください。

**○立川文化観光課長** 映像文化に関する支援と捉えたところでございますけれども、区としましては、フィルムコミッション事業により、映像文化芸術作品づくりについて支援体制を整えたところがございます。委員ご提案の映画祭の開催ということでございますけれども、今考えているところではございませんけれども、いわゆる映像文化にかかわる方との、まずは情報交換に努めたいと思っております。それで、その次の段階としましては、区民芸術祭など、さまざまな文化イベントの取組みの中で、どういったことができるか、実行委員の皆さんもいらっしゃいますので、相談して検討を進めていきたいと考えているところでございます。

**○辻オリンピック・パラリンピック準備課長** 委員ご提案のビーチバレーボールでのショートストーリー、ショートムービーを作成するというところでございますが、ビーチバレーボール会場は、大会組織委員会が建設する仮設の競技会場でございます。ですので、なかなかその中に区が入っているいろいろなフィルムを撮ったりするというのは、現時点では少し困難かという気はしますが、建設から、ビーチバレーボールの実施、それから撤収までというのを、どんな形で、レガシーというか、こんなことが品川区であったのだというのを残していくかというのは、ムービーという形も含めまして、いろいろな手法というのを研究してまいりたいと思っております。

**○木村報道・プロモーション担当課長** シティプロモーションの観点からということでお答えさせていただきます。これは映画とは少し違うかもしれませんが、足立区では、足立区の魅力を発信するCMのコンテストのようなものを行っていたり、あと区内でも天王洲運河沿いのビル壁面に映す水辺の映画祭でありますとか、北品川ではドキュメンタリーの映画の作家の方の集まりとか、点としてはいろいろあるところでございます。動画、それから映画、そういうものによる訴求力というのですか、そういうものについては、私どもはこれからもどんどんやっていかなければいけないかというところでおりますので、関係課で連携してやってまいりたいと思っております。

**○横山委員** まずフィルムコミッション事業を整えていただいているということで、そちらと連携などしながら、映像文化に関しても、関係者の方との意見交換ですとか、先ほど、点としていろいろな活動が品川区の中でもあるという話もお伺いしました。区民芸術祭などで、いろいろな点をつなげていく。映像文化、そして映画に関してご興味をお持ちの方がたくさん区内にもいらっしゃると思っておりますし、また山形市では、外国人や県外からの参加も大変多いと聞いております。新しい風を吹き込むような取り組みを続けているようなのですけれども、品川区でも、区民の不幸せを減らして幸せを増やすために、

新しい風を吹き込みながら、経済面、文化面、生活面のバランスのとれた発展を要望したいと思いますけれども、そこについて区の見解をお願いいたします。

**○柏原企画調整課長** 新しい風というご提案でございます。そういった意味では、こういった芸術といったところでの活動というのは、区民の方々の機運醸成といいますか、文化活動の盛り上がりといいますか、そういったところには大きく寄与するところでありまして、それが区の発展といいますか、活性化にもつながる部分というところもでございます。観光の面であつたりシティプロモーションの面であつたり、さまざまな観点がありますけれども、そういったところでのアプローチというのは都市に必要なものであると思っておりますので、今後の捉え方というのは、関係している部署と十分連携しながら、いろいろなものを取り入れるという方向で進めてまいればと思っております。

**○横山委員** さまざまな部署も関係しているかと思ひますし、オリンピック・パラリンピックに関しては、東京都との連携ですとか、そういったことも必要になってくるかと思ひますので、将来的なことを考えて、ぜひ前向きに検討を進めていただければと思ひます。

**○たけうち委員長** 次に、あくつ委員。

**○あくつ委員** 163ページ、企画調整費、長期基本計画策定経費からSDGsについて、2番目は、179ページと181ページの町会・自治会加入促進支援と運営事務サポート補助、時間があれば、187ページ、児童見守りシステム運営費でまもるっちのこと、そして、189ページ、旧品川警察署品川橋交通待機所取得、あと191ページのフィルムコミッション事業について伺います。

まずSDGsのことなのですけれども、国連の持続可能な開発目標ということで、先日、日本経済新聞社による自治体のSDGs先進度調査が行われたという報道がございました。全国1,741の市区町村のうち、町村を除く815市区に調査をかけたということで、658市区から回答があつたそうです。持続可能性の観点から、経済・社会・環境のバランスがとれた発展をしているか、独自の指標で評価されたということです。報道では、第1位は京都市、23区では板橋区が8位、ちなみに最下位の658位は北海道のある市でした。品川区では調査に回答されたのかどうか、また結果として100点満点中何点で、658市区の中で総合で何位であつたのか教えてください。

**○柏原企画調整課長** 日本経済新聞社の調査というところでございまして、品川区としても、その調査には回答してございます。品川区としましては、100点満点中で、評価いただいた点は60.12点でございまして、今ご紹介のありました全体の中では、六百数十ある中では49位というところでございます。

**○あくつ委員** ネットでは総合何位か出ていないのですけれども、総合49位ということで、回答した658市区の中ではかなり上位に入っていると。ただ、SDGsというのは、そもそも順位を競うものではないです。ただ、1つの共通の指標を持ってどういう取組みをしているのかというのは非常にわかりやすい。ちなみに、23区では10番目で、最下位は228位だった中野区なのですけれども、低いから一概に悪いとは言えません。今回の指標というのは1つの例だと思うのですけれども、いよいよSDGsの取組みというものが各自治体ごとに評価や比較をされることが始まつたということです。今後、この動きは間違いなく加速していくと思ひます。そもそもSDGsというのは世界の共通言語であつて、国連に加盟している193カ国が、そして各国の自治体の取組みが、共通の指標によって指標化するためにつくつたものなので、こうやつてどんどん取組みを比較していくというのは当たり前のことなので、今後は17の目標、169の具体的ターゲット、そして230の指標が定められるということなので、加速していくと思ひます。



1月に発表されました、東京都の目標に向かっていくアクションプランの中でも、SDGs とのかかわりが示されたと思うのですが、その点について何か把握していれば教えてください。

**○柏原企画調整課長** ただいま委員にご紹介いただきましたのは、東京都がこの1月に発表しております、「3つのシティ」の実現に向けた政策の強化ということで、実行プランという名前で発表されたものでございます。その中に、実行プランに掲げる政策とSDGsの関係というところで、章立てといえますか、ページが割かれておまして、東京都が行う3つのシティの事業との関連づけということで、SDGsに掲げる目標との関係性というのを、解説といえますか、どういった事業が当たるかなど関係性というのを明記してございます。これに向かって東京都も、SDGsを踏まえ、事業を実行しながら、成果を上げていくというようなところを解説しているというものでございます。

**○あくつ委員** 2020年に向けた実行プランの中でも、SDGsの推進というのは、東京都の実行プランの推進と伴走して進めていくということが書いてあります。

八王子市がつい先日の2月末に基本計画の中で、49の基本計画の施策と、SDGsの17の目標を連動させるということを発表いたしました。今回の調査で第1位だった京都市をはじめ、さまざまな自治体で、基本構想や基本計画の施策と、SDGsの目標・ターゲット・指標を連動させて、その達成度を公表する自治体も数々出てきております。品川区では、まさにこれから長期基本計画の策定委員会での審議が本格化していくのですけれども、これは前も申し上げましたが、千載一遇のチャンスだと思いますので、ぜひこれはしっかりと連動させていただきたいと思っております。

そして、品川区として一刻も早く、SDGsの取り組み。これは、誰一人置き去りにしないという理念のもと、世界で今既にスタートしています。後で述べますけれど、民間のほうはかなり進んでいるというところもありますので、ここについてぜひ品川区としての宣言をしていただきたいと思いますと思うのですが、このあたりの考え方はいかがでしょうか。

**○柏原企画調整課長** 委員からご紹介がありましたSDGsの考え方は、世界での共通言語との言葉をいただきましたけれども、品川区として今、検討に入っています長期基本計画は、区がどう行政を進めていくかという区の基本となる計画と捉えてございます。まずそこが軸といえますか、形になってくるのだと思います。そういった中で、SDGsという部分が、区の施策、事業に対してどう関連づけるのか、進めていく中で、一緒にやるものがあるのか。また、SDGsの特徴としては、数値目標で2030年までに目標を達成するということがありますので、そういった我々がやろうとしている長期基本計画の年次における計画の達成度なりといったところは、類似といえますか、重なる部分がございます。ですので、今ここで宣言云々ということではないのですけれども、こういった考え方というのは非常に役に立つといえますか、十分参考になり得るものであると思っておりますので、そういったものを見ながら、進めていくというふうに思っております。

**○あくつ委員** そのあたりは総括質疑の中で取り上げさせていただきたいと思っております。先ほど、区内企業、民間が進んでいるというお話をさせていただきましたが、2つ紹介したいと思っております。

区内企業のサンリオが既にSDGsにかなり熱心に取り組まれています。世界的企業で、すごく人気のキャラクターをたくさんお持ちなので、そのあたりの感覚が非常に鋭敏です。YouTubeにたくさんSDGs動画を載せています。そのテーマが、「HELLO DIVERSITY, HELLO KITTY」で、非常に私はこの言葉が大好きなのですが、非常にセンスがあると思うのですが、渋谷区の区長と一緒に、キティちゃんがSDGsの説明をしたりするというようなこと。少しこれは持っていかれてしまって残念でした。なぜなら、やはり品川区はサンリオと一緒にやっているわ

けですから、何でこっちに声をかけてくれなかったのかというのが、少し残念でした。

それと、あとは東品川のヤシノミ洗剤の東京サラヤ。これも前に取り上げたのですが、もう何年も前からアブラヤシの保護の活動をやられていて、昨年、第1回目のSDGs大賞、国から賞を贈られているのですけれども、今日、委員長の許可を得て、バッジを示させていただきたいと思います。いつも私は左にしているのですが、今日は右にしています。見たとおり、同じバッジなのですが、左側は政府がつくっているSDGsのバッジ、右側はサラヤがつくっているSDGsのバッジです。これは、国連はSDGsのロゴというものは自由に使ってくださいと。これは、色を抜いたり、楕円形にしてはだめですとか、厳格な基準はあるのですけれども、同じものをつくっていいですということも発表していますので、これもやはり品川区が推進するということを表明しないと、なかなかこういうこともできないのかと思うのですが、ぜひこれはよろしくお願ひしたいと思います。特に東京サラヤは株式を上場していません。我々はこの前、勉強会に行ったのですけれど、非常にすばらしい取組みもされていて、株を買いたいという若いお母さんたちもいたのですが、株は買えないのです。そうしたら、どうすればいいか。商品を買うわけです。サラヤの商品を買う。これがエシカル消費の1つの大きな目標。それで利益を得てもらって、それでまたSDGsに回していくということをやっていくという、本当にこれはSDGsのあるべき姿。CSRとは少し違う。利益を得つつ、持続可能な活動ができる。これがSDGsの1つのモデルだと思いますので、ぜひ推進していただきたいと思います。

次に移ります。町会・自治会運営事務サポート補助のところ、プレス発表によれば、運営事務サポート補助金というものが新設されています。町会の予算・決算、区や東京都への申請など、煩雑な事務作業の一部を代行させる経費を補助し、町会・自治会役員の負担軽減を図るということで、この事務作業を代行させるということなのですが、委託先として想定しているものがあれば教えてください。

**○伊崎地域活動課長** 運営事務サポート補助金でございますけれども、こちらは町会の方からの人手不足等のお声を受けて考えたものでございます。現時点では、書類作成ということでは、行政書士会が、やはりこの分野を得意としていらっしゃるのではないかと考えておまして、そちらにご協力いただければと考えているところでございます。

**○あくつ委員** 昨年の決算特別委員会でも申し上げたのですが、私も町会の一員として、マンションに対して町会加入のことで覚書というものを私なりにつくってみて、非常に難しかった記憶があります。ここに例示されているのは、決算や、あとは都や区への申請の書類とあるのですけれども、覚書といっても、念書のようなもので、やはり契約書なのです。そういったものの依頼というものを、果たしてお願いしてもいいものなのかどうか、そこについてのご見解をお伺いしたい。

**○伊崎地域活動課長** 行政書士会にお願いすることとなった際に、そういった書類の作成が、行政書士の業務の範囲を超えないものであり、お受けいただけるものということであれば、プレス発表に挙げております内容にかかわらず、広く町会・自治会の支援をしていただければと考えております。

**○あくつ委員** 行政書士法の第1条として、行政書士というのは、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類、まさに申請書類、その他、権利義務または事実証明に関する書類を作成することを業とするということで、権利義務、いわゆる法律関係を定めるような、契約書であったり、遺産分割協議書であったり、念書、示談書、協議書、内容証明、督促状といったものを全部つくれるということが法律で決まっていますので、ある意味で非常にこの業務に適した分野ではないかと思ひます。内々で聞いてみたら、行政書士会では喜んでお受けしますということでしたので、これはぜひそういったものも例示に挙げていただきたいと思います。

では次に、まもるっちのことについて伺います。端的に伺います。これは、地域の若いお母さん何人かからちょうどいただいたのですけれども、何回か出ているのですが、今、まもるっちの画面というのは、最初の表示画面というのは固定されています。それこに、時計の表示はありません。これは機種の問題ではなく、品川区がそういうふうにプログラミングをしている。委託してそういうふうになっているということなのですけれども、以前、議会でも問題になったのですが、それを見ながら登校するお子さんがいて危険だからという理由で、時計の表示もなく、固定画面になっているというところで、品川区の場合は、制度が制度なので、結構、遠いところに通うお子さんがいらっしゃって、学校に行くために時計がないと非常に不便だと。それで、腕時計の持ち込みは禁止というか、基本的には持ち込めないことになっています。そうした場合に、時計の表示をずっと見ながら歩くということはまずあり得ないと思います。あのかの議事録を見ても、そのときに出てくる画面がおもしろいので、子どもたちが電源が切れそうになったときにアニメーションが出たり、メールなどのやりとりが危ないということで固定されていると思うのですが、ただ、メールのやりとりは今でもできるのです。時計をずっと見ながら歩くということは想定しにくいのですが、もし固定したままでも結構なのですが、時計の表示をぜひ復活させていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

**○菅生活安全担当課長** まもるっちの待ち受け画面の関係でございます。これは、平成26年度の新1年生に配布したまもるっちから、待ち受け画面を固定しております。これは、当時、町会をはじめとした、地域で見守り活動をされている皆さんから、子どもが歩きながらまもるっちを操作して非常に危険だというお声をたくさん頂戴いたしまして、児童の安全確保最優先ということで、待ち受け画面にしたものでございます。例えば、委員からご指摘がありましたように、確かに時計表示があったほうが、いろいろと利便性はいいのかというところはございます。ただ、技術的な面や費用の面など、いろいろな課題がございますので、そういったことを考えながら、今後、教育委員会や通信事業者との協議の場で検討材料の一つとして取り上げたいと考えております。

**○あくつ委員** ぜひ課長がいるうちにお願ひしたいと思ひます。

最後に、品川橋のところの品川警察署の待機所取得なのですが、文化観光課で計上されているのですが、ここについては、地域から防災目的で取得してほしいということ、ずっと何年も要望があったと思うのですけれども、ここについて、そういう声が届くのかどうか、最後ご答弁いただきたいと思ひます。

**○立川文化観光課長** まず、これは現在、東京都が所有しているものでございます。区で取得しまして、活用方法については、今後、地元の方々と相談し、検討していきたいと考えております。

**○たけうち委員長** 次に、いながわ委員。

**○いながわ委員** 私は、201ページの戸籍事務に関連して質問していきたいと思ひます。戸籍住民課の窓口は、今までのシステムが少し変わったのかと思ひつつも、今までは、申請書を書いて、申請書を提出して番号札をもらって、それでその番号が呼ばれるまで待っていたという仕組みから、今は、チケットを引いて番号をもらって、番号を呼ばれて申請書を提出して、さらにまた待つて、住民票などが手元にやってくる。2回待つような感じになっているのですが、これはどういふあれで、ああいう仕組みが変わったのかどうなのかというのを教えていただきたいということが1つ。それをお願いします。

**○堤坂戸籍住民課長** 12月から、来年度からの証明窓口業務委託に先行いたしまして、フロアマネージャー業務というものを、先行して委託を開始しました。その関係で、番号札のやりとりというか、申請のやり方が少し変わった部分で、待ち時間というところで、お客さんを待たせないようにというこ

とを心がけているのですが、その辺で少しお客様に不都合を感じさせている面はあるかと思いますが、4月から本格的に窓口業務委託を導入しますので、なるべく待たせない、あと申請書作成支援システムを導入しますので、それでなるべく書かせないシステムを導入し、お客様を極力待たせないように心がけてまいります。

**○いながわ委員** 書かせないシステムというのをこれから導入すると。それはどんどん進めていただきたいのですが、書くのはみんな普通を書くのです。ただ、要するにすぐ発行まで待たされるので、それを何とか早期に給付できるような仕組みをつくったほうがいいのではないかと、今、質問しているのですが、例えば、行政書士、弁護士、社会保険労務士など、職務で取得する、業務的に取得する方々というのは、書き方はもちろん、どういうふうにとるかということも重々わかっているのです。でも、そういう人たちも同じ窓口で並ぶというのはどうなのかと。それだったら、そういう人たちの専門の窓口を1つつくってもいいかと思ったり、では例えばご結婚して婚姻届を出す窓口も、それはそれで婚姻専用の窓口をつくってもいいのではないかと思うのです。そちらのほうが、よく説明で時間がかかっているというケースが非常に多いので、もうわかり切ったものに関しては、そういう窓口をどんどん設置して行って、なおかつ発行するものに関しては、システムが変わればどんどん発行できるという仕組みをしっかりとつくっていただきたいのですけれども、いかがでしょうか。

**○提坂戸籍住民課長** 職務上の請求、いわゆる8土業の方からの請求のお話だと思うのですが、そちらの方々は書き方などを十分おわかりになっています。それから、ご本人が請求する場合というのは、年間に1回とか2回しか区役所に来ないので、なかなか書き方がわからないときも確かにございますので、その辺をうまく交通整理させていただいて、なるべく待たせないことができないか、検討してまいりたいと考えております。

**○いながわ委員** そして、ワンストップサービスについて、私たちも総務委員会で視察させていただきました。前回の決算特別委員会においても、公明党の新妻委員が、お悔やみワンストップサービスという発言をされて、いろいろご答弁をされていると思うのですが、実際、ワンストップサービスについて、現状どういう状況になっているのか。おそらくワンストップサービスというのは実現するのではないかなどと思っているのですが、それが実際どういう状況なのか、これはまた所管を超えた大きな話になってしまうと思うのですが、最終的に例えばお悔やみの場合には、大崎にある社会保険事務所に行かなければいけないのです。その社会保険事務所も300分待ちなどなのです。やはり区民のサービスを追求するのであれば、品川区に社会保険事務所のブランチなり何なり、ブランチでなくても端末を持ってこられるような、そういうものが可能なのか、どうなのか。もし前向きに検討されて、可能なのであれば、そうすればまさにワンストップサービスが実現すると思うのですが、いかがお考えでしょうか。

**○提坂戸籍住民課長** 今、限られたスペースの中で戸籍住民課の業務をやらせていただいております。それで、さまざまなワンストップサービスを行うというのは理想ではありますが、なるべくお客様に申請書を何回も書かせないようにするとか、ほかの窓口案内したり、そういうことも今、検討してまいりたいと考えている段階なので、もう少々お待ちいただきたいと思っております。

**○いながわ委員** では、少々お待ちしますので、よろしくお願いたします。

あともう一点、戸籍に関して、俗に旅券、パスポートの発給に関してなのですが、申請用紙に関しては、おそらく各出張所とか、戸籍住民課のところ申請用紙というのを多分置いておられると思うのですが、法改正があって、都道府県のそういった事務を地方自治体ができるという法改正、また旅券法もそれに合わせて変わっております。だから、品川区だけがやるというか、もしやるのであれば、東京都

内全部の地方自治体がパスポートの発給をやることになるのかもしれませんが、私はやはり品川区は今、どんどん人が増えている。東京都内で約78万余件というのですか、78万件の旅券が発行されているわけでありまして、そういった状況も考えた中で、戸籍住民課のワンストップも含めた中で、やはり旅券に関しても設置の方向をしっかりと考える時期に来ているのではないかと思っているのですが、これはいかがお考えか、ご答弁願います。

**○提坂戸籍住民課長** まず都道府県の事情から申し上げますと、まず東京都以外の道府県の場合、面積が東京都よりも圧倒的に広いということと、交通事情に恵まれないということで、道府県設置のパスポートセンターが遠過ぎる等の諸事情があると考えられます。東京都の場合は、伊豆の島嶼部の7町村に都が事務を委託して、それぞれの町村でパスポート事務を行っております。それで、品川区を含む23区の場合なのですけれども、23区内には有楽町と、新宿に旅券窓口がございます。こちらには公共交通機関を利用して、多く見積もって1時間以内に行っていただけるのかと思われまいます。ほかの区についても状況は同様と考えられまして、確かに各市町村に窓口をつくれば、利便性がアップするのは間違いないと思うのですが、その辺については、東京都で、品川区を含めた各市区町村の状況を総合的に判断してもらう必要があると考えられますので、区といたしましては、地域の皆様のご要望ですとか、国、東京都、あとほかの区の状況を注視してまいりたいと考えてございます。

**○いながわ委員** 注視というより、私は、一番早くに手を挙げて、そういう方向性に向かうということも大切なので、ぜひ前向きにこういった調査研究を行っていただきたいと思えます。

あと、時間があるので、187ページの自動録音機の無料貸与についてなのですが、これは65歳以上とされておりますが、実際、今、現状はどういう状況になっているのか。要するに、貸与されている件数というのですか、世帯がどれぐらいあるかというのを教えていただきたいと思えます。今までも補正で何回も増大しているわけでありまして、これは目指すところはどこなのか、お願いします。

**○菅生活安全担当課長** これは平成30年度の実績でございますが、現在、補正予算を含めまして1,000台を購入しております。本年1月末現在におきまして112台残っている状況でございます。今後とも来年度、1,500台導入しまして、できる限り高齢者65歳以上の世帯に配布を進めてまいりたいと考えております。

**○いながわ委員** 品川区内の65歳以上は、4万7,000人ぐらいいらっしゃるとのことなので、全ての方にそれを配布するというのは、なかなか難しい部分でもありますし、例えば息子と同居されている方のところは除くとか、さまざまいろいろやり方があろうかと思えますので、計画的にしっかりと進めていただきたいと思えます。

最後に1点だけ。これはたしかアナログには対応しないという話もありましたけれど、その辺はいかがですか。

**○菅生活安全担当課長** アナログというよりも、いわゆる黒電話と言われるものには、設置はできません。

**○たけうち委員長** 次に、安藤委員。

**○安藤委員** 177ページ、契約関係事務費にかかわって、公契約条例について、同ページ、旧大崎図書館解体工事について伺います。

まず旧大崎図書館ですが、現地での存続を求め活動してきた大崎図書館ユーザーの会の皆さんが、1月に、旧図書館の活用については解体ありきではなく、利用者、地域住民の声を聞いて、地域の方の要望している活用へ方針を変更してほしいという旨の要望書を提出いたしました。そちらの要望に対する

区の考えについて伺いたいと思います。

**○柏原企画調整課長** 大崎図書館の解体中止の部分についての要望ということで、お声といたしますか、ご意見をいただいたところでございます。こちらは、我々、大崎図書館につきましては、提案した後というところでございますので、今後の活用も含めてではございますけれども、解体というところで、東京都とも交渉といたしますか、関係もございますけれども、こちらは解体ということで、平成30年度の予算措置もさせていただいた中で進めているところでございます。基本的には、そういったところで予算の執行というところを目指してございますので、基本的には、これまで区が考えていたとおり解体をして、次の用途というところで進めていくというところでございます。

**○安藤委員** この予算は執行してほしくないのです。もともと補助29号線推進のために、移転自体、必要ない図書館を、区がみずから動かす暴挙で許せません。もともとここは、地元名士で地主の方が大崎に図書館をということで、図書館用地として区に譲ったものでしたが、今回、それ以外の用途に使用おうとしているわけで、それは問題ではないのか、伺いたいと思います。また、土地を譲った方の親族等に了承を得ているのかも伺います。

**○柏原企画調整課長** 区有地の活用というところでございまして、こちらはこれまでもさまざまに議論、それから区議会等にもご報告させていただきながら、地元の方のご意見であったり、さまざまやってきた中でございまして、そういったところでの総合的な判断というところで、区の活用といたしますか、そういうところで、今、動いているというところでございます。前の土地の所有者等とのやりとりというのは、直接的なところではやったというところはございません。

**○安藤委員** 以前、ここでも紹介したのですがけれども、図書館の存続を求める地域の集会の中で、参加された方が言っていたのですが、当時の松原さんにかわいがっていただいたという地域の方が、本当に、この地域に図書館をつかってほしいのだということをおっしゃっていたと。その方も、こんなことになるということは本当に、亡くなった松原さんも怒るのではないかとということも言っていました。不誠実だと思います。伺いますけれども、区は何平米を幾らで買ったのか伺いたいと思います。また、当時の松原邸の庭石なども活用した日本庭園が整備されていますけれども、この日本庭園というのは貴重な緑で価値があるものだと考えますけれども、区はこの庭園を残す考えがあるのかないのか、伺います。

**○立木経理課長** 旧大崎図書館の取得に関してですけれども、昭和50年に購入しております。当時、面積が1,681.34平米。今、三つ角の部分が道路になっておりますので、少し多いのですが、取得しております。金額は、いろいろございますので、この場では控えさせていただきたいと思います。

庭園でございますけれども、そのまま引き継ぎまして、灯籠等置かれているということで、そのまま大崎図書館に引き継がれていると認識しております。

**○安藤委員** 幾らかというのは、いろいろあるので控えたいというのは、よくわからなかったのですが、なぜ幾らかというのを言えないのか。それと、この庭園を残す考えがあるのかということを知りたいので、もう一度伺います。

**○立木経理課長** 庭園に井戸ですとか、あと灯籠ですね。当時、今、大崎図書館と刻んでございます大きな石がございます。それを、表側といたしますか、道路側に持ってきて、今後、新しい大崎図書館の分館のほうに運ぶことになってお思います。灯籠、それから庭園の一部の部分、それから樹木等に関しては、移植できるものに関しては移植等を検討しているというところでございます。

先ほど少しお話がありました用地の部分ですが、今後、東京都からも用地活用の面でお話がある中で、

今の段階で金額をこの場でお答えするのは控えさせていただきたいというところでございます。

**○安藤委員** 何か非常に不透明な部分が多いと思います。特に利用者の多い図書館でしたので、当事者、利用者の方々、地域の方々の声をよく聞いて活用を考えていっていただきたいと思います。

次に公契約条例ですが、公契約条例を求めてきた建設団体などからは、今の現場の地域の実態というのは、必要な技能の継承、労働能力の維持、生活を支えていくには困難な水準だという声が上がっているということを紹介してまいりました。公契約条例はこれを改善して、労働者の労働条件の向上を図るとともに、区民サービスの向上と地域経済の活性化を実現するものでなくてはならないと思います。ところが品川区は今回、要綱制定で、全ての下請までの賃金把握に乗り出すのはいいのですが、最低賃金さえ上回れば、罰則や契約解除や指名停止の措置といったペナルティーもとらないという考えに立っています。これでは、現場労働者や業界団体が求める、上がっている労務単価と実際に職人等が受け取る賃金との乖離が全く埋まらないのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

**○立木経理課長** 工事契約もしくはその他の委託契約等も含めまして、区がお願いしております契約に関しましては、当然のことながら、国の関係法令等を遵守していただくことが前提となっております、それがきちんと守られていると認識しております。そういった中で、最低賃金等を改めて設定するとなると、また二重の設定となりまして、混乱を招くということがございます。そういった中で、今回、要綱を制定・適用させていただきまして、実態を把握させていただくということで始めるというところでご理解いただければと思っております。

**○安藤委員** 賃金を把握するということに踏み出したことはそれはずっと求めてまいりましたから、評価します。ただ、公契約条例の大事なところである労働条件の向上、ひいてはサービス向上と地域活性化ということなのですが、今のご答弁では労働条件の向上というのにつながらないのではないかと言っているのです。例えば、世田谷区公契約条例では、労働報酬下限額を職種ごとに定めておりまして、時給で言うと、普通作業員で2,146円、とび工で2,805円、塗装工で2,900円、溶接工では3,102円、防水工3,070円などとなっています。最低賃金の2倍から3倍の賃金を労働者本人に保証するものになっています。伺いますけれども、公契約条例の検討に当たっては、労働報酬下限額を入れたものにすべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

**○立木経理課長** 契約上の労働単価は、一応、東京都の労務単価等も使いまして、適正に積算されているものと考えております。その中で、契約先の雇用主と労働者との賃金の部分に関しまして、改めてそこで制限をかけるということは、契約元からしますと干渉になってしまうというところでは、公正な契約を執行していただくという中で、実態を把握するというところから、まず検討させていただきたいと思っております。

**○安藤委員** そこだけにとどまっていたら、公契約条例を定める意味があるのかと、私は言いたいと思います。最低賃金は今、東京で時給で985円ですけれども、一方で、先ほど紹介したように、世田谷区の労働報酬下限額は、普通作業員で2倍以上になっている。目黒区でも制定しましたけれども、同様に、労働報酬下限額を定めて、それは土地柄もあるのでしょうか、世田谷区よりもさらに高い下限額を設定しているのです。最低賃金をただ守ればいいのかということになれば、それで現場と労働者の皆さんが訴えているような、必要な技能の継承や、労働能力の維持や、生活を支えていくことすら難しくなっているのだと訴えているわけです。この最低賃金をただ守ればいいのかということにとどまったら、そういったことが実現できるのでしょうか。伺いたいと思います。

**○立木経理課長** 地域ごとに最低賃金というのは設定されているわけで、今、東京都で設定されてお

ります。そのほか、先ほど申し上げましたとおり、もともと設計労務単価ですとか、そこでの労務単価の設定がございます。そうした中で、きちんと各事業者で対応していただいているというところで考えておりますので、改めまして今回の要望も含めて、今のところ、最低賃金を新たに品川区として設定するということは考えてございません。要綱で、まずは賃金を実態調査させていただくということになっております。

**○安藤委員**　今回、要綱を制定して、まず現場が実際に幾らもらっているのかというのを把握する。それを踏まえて4月から要綱実施ですよね。そのデータを踏まえて、公契約条例を制定していくということです。今は、今のところとおっしゃいましたけれど、私は、目黒区や世田谷区であるように、きちんと労働報酬下限額というのをぜひ検討していただきたいと思います。実際に今、適正な賃金になっていると思いますという答弁がありましたけれど、「思います」ではだめなのです。実際に現場の方の間で問題になっているのは、これだけ労務単価は上がっている。上がっているのだけれども、なぜか、その労務単価が上がっている職種で頑張っているはずの自分たちが、かなり低賃金で、若い人が来ない。生活も大変だという叫びが届いているわけではないですか。今のような形で「思う」ということで済まされるのですか。二重の設定をすることになるなどといいますけれども、ではほかの自治体は何でこういう労働報酬下限額というものを定めているのでしょうか。そういったことは二重の設定になるということにならないし、自治体の役割として、しっかりと労働報酬下限額というものを入れたものに検討して進めていくということが重要だと私は思います。今はちょっとという話がありますけれども、今後、検討していくこととなりますので、ぜひ現場の方々も交えて、検討に当たっては、労働者の実効性につながるような労働報酬下限額をぜひ検討していただきたいと思いますが、もう一度、答弁をお願いします。

**○立木経理課長**　先ほどの「守られていると思います」という部分のお話でございますけれども、これは、きちんと契約の履行の中で確認している中では守られていると思っております。もし例えば違反等がございました場合には、もちろん労働基準監督署等との連携等もございますし、そういったことでは担保されていると考えております。

そういったこともございまして、今まで実態調査等を行っていなかった中では、今度、4月から適用いたします要綱で、賃金の状況が把握できることと考えております。そうした中で今後、検討していきたいと考えております。

**○安藤委員**　本会議等でも、条例判定には、経営者、労働者、それぞれの意見や、学識経験者等の助言など、さまざまな角度からの検討が必要という認識も示されましたので、そうした方々をメンバーに入れた検討会を立ち上げて、しっかり検討していただきたいと思います。

**○たけうち委員長**　次に、鈴木真澄委員。

**○鈴木（真）委員**　私は、1項総務管理費の中で、167ページ、広報広聴費、デジタルサイネージ設置等の関係、それから177ページ、会計管理費から新公会計運用経費、それから2項地域振興費から、199ページ、オリンピック・パラリンピック準備費です。町会なども少し絡むかもしれませんが、よろしくをお願いします。

最初にデジタルサイネージ関係。これは、設置拡大と効果の検証ということで出ているのですけれども、改めてこの目的を教えてください。それから、新公会計制度です。これは作成するのに、たしか2億円ぐらいつくかと思うのですが、長期的に絶対必要な分ですから、経費がかかるのはもちろん構わないのですが、職員の意識などは、1年間ぐらい経て、どの程度、その辺について成果が出ているか。そ



の2点について教えていただきたいと思います。

**○木村報道・プロモーション担当課長** デジタルサイネージの設置の目的でございます。こちらに関しましては、区政、それからイベント、地域の情報を幅広く、区の施設に来られた方にお知らせするというところが、まず1つ。それから、先ほどのコミュニティFMみたいなもの。緊急時に必要な情報をリアルタイムで表示させるという部分も大きな目的でございます。

**○齋藤会計管理者** 新公会計システムに関する職員の意識の点でございますが、操作研修や演習といったものを含めまして5つのコースで、延べ3,000人以上の職員が練習して、システムの運用に当たっております。今後でございますけれども、決算のときに、行政評価シートを作成いたしまして、各7つぐらいの事業について、将来的には事業の初年度の、各年度の計画あるいは執行率についての自己点検、これに加えて決算の時期に議会の皆様のご評価をいただきますので、そういったものを受けながら、新しい予算編成に活かしていく。一定程度時間をいただきますけれども、こういった説明責任という部分も含めて習熟させていただければ、新しい行財政のシステムとして運用できるものと考えております。

**○鈴木（真）委員** デジタルサイネージ関係のほうです。先ほど来、しなメール、それからコミュニティFMやLINEアプリというお話もありました。先ほど、今お話があった、庁舎に来る方に見ていただいて伝えていくという中で、先日、第三庁舎に用事があってちょうど見たときに、区民相談室のところにあのです。ただ、事務室の中で見づらいのではないかと思います。第二庁舎2階と広報広聴課の前にあるのはわかるのですけれども、偶然聞いたのですけれども、第三庁舎の8階にもあると聞いて、私もこの前、見に行きました。あそこは、変な言い方ですけども、何のために置いてあるのか。区民の方、実は私も、第三庁舎8階は行ったことがなかった。人から聞いて見に行った状況です。それを考えたときに、効果的なものは何なのかというのは少し思ったので、あそこは教育委員会室でしたか。それの方々にはたしかにいるかもしれない。その辺を確認させてください。

それから、新公会計の研修をなさって、行政執行などを果たしていただく中で、予算書が去年、平成30年度から予算書が新しい形になって、この中に各課が、所管が明示されていますよね。そうすると、今まで決算の段階で、部内の流用金がありましたよね。ここまで課を入れると、今年、平成30年度決算は、部内の流用というのはできなくなったのかと思ったのですけれども、それはどうでしょうか。

**○中元広報広聴課長** 区民相談室に置いてあるデジタルサイネージシステムについてお答えさせていただきます。あそこは、相談に来られた方の客待ちスペースでございますので、少しやはりお待たせしてしまうこともあったりしますので、そこで区民の方に見ていただくということで置かせていただいております。また、あそこは区政資料コーナーでもございますので、区政資料の提供という意味合いでも、置かせていただいております。

**○木村報道・プロモーション担当課長** 実際には第二庁舎の8階だと思います。情報推進課のフロアになると思います。あちらに関しましては、情報推進課と、それから私ども広報広聴課に、2台、検証機、テスト機というのですか、実際に動作がきちんといっているかどうかということを確認するために、当初、情報推進課のオフィスの中に入れてあったのですけれども、そのフロアには研修室、職員の研修のスペースもございまして、オフィス外に出したというところでございます。

**○品川財政課長** 流用のお話でございますけれども、基本的に流用は、同目、目間流用まではできるということになっております。ですので、同じ目の中で違う部があれば、部間の流用は、同目の中で流用ができるという考え方でございます。

○鈴木（真）委員 区民相談室はわかりました。見ていただくためということですので、そのままやっていただきたい。

さっき第三と言いましたが、第二庁舎の8階でした。そこにある一方で、戸籍住民課のあたりにはないですね。テレビが置いてあって、我々も3階から入ってくると、客待ちスペースに、テレビがあって、よくNHKがついている。逆に、そういうところのほうが、先ほど来、待っている方が多いというお話もあった中で、やはり区の情報をそういうところに出せるのではないかというのは思いましたので、これから効果測定や拡大をしていく中に、その辺は使えないのかということで気になったもので、質問させていただきたい。

それから、目間流用はわかりました。ただ、さっき言ったように、課がここまで記載されていて、それで最後がどうなのかということがあったので、流用ができるということは了解です。

それから、もう一つ、オリンピック・パラリンピックの関係です。先日、ある会合で、幼稚園のお母さんの方から、子どもたちが東京2020大会に参画できないのかというようなニュアンスの質問がありました。今年、区立保育園の東京2020大会に向けた取組みということで、それもありましたので、どのように子どもたちを結びつけていくか。そのときの希望は、何か自分たちの子どもたちも参加できないのかということのお話がありました。この前、1つ、例えば文化プログラムという話題も出ている中で、何かそういうところに入れいいのか、その辺を教えてくださいませんか。

○辻オリンピック・パラリンピック準備課長 就学前のお子さんの参加ということでございます。幼稚園に関しましては、食育のほうでのプログラムで、オリンピックに対する機運醸成等や教育というのをしているところなのですが、暑さの関係もございますので、実際に大会のときはどうなるかというのはございますが、例えばテストイベント等を企画している中で、エスコートキッズができるのかなど、そのような相談はしているようです。また、文化プログラムに関しましては、しながわ文化プログラムということで、品川区の隠れた文化的なものを発掘するですとか、いろいろな地域の取組みというものを認定しているところでございます。ぜひお子さんが参加するようなものをしながわ文化プログラムに申請していただければ、私どもとしても広がりが出てきますので、とてもうれしいところでございます。

○鈴木（真）委員 確かに暑い中というのもあるのですが、多分、室内でやるものだと、エスコートキッズに参加できる人数にどうしても限りがある中で、広く、いろいろな方が何か接触できるような機会をつくっていただきたいと思います。本当に、区立だけではなくて私立幼稚園とか私立保育園も何か絡めることができれば、その辺もぜひつながをつくっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○辻オリンピック・パラリンピック準備課長 学校連携観戦プログラムのお話にもつながるのですが、お子さんの中で分断されるようなことがないように、いろいろな施策を進めていきたいと思っています。

○たけうち委員長 次に、塚本委員。

○塚本委員 私からは、185ページ、地域住民と外国人との交流促進。それから187ページ、児童見守りシステム運営費について、169ページのしながわWi-Fiスポット事業についてお伺いしたいと思います。

初めに、地域住民と外国人との交流促進ですけれども、今、品川区としては、外国人のための日本の伝統文化体験として外国人おもてなしを行う講座、あるいは大使館等と連携ということで、外国から品川区に来られる方、また住んでおられる方との交流、相互理解など、そういう意味で、いい関係をつ

くっていこうということで進められていると思います。こういったいい関係が、外国からたくさんの方が来られるということで、深まっていく、広がっていくということがすごく大事かと私も捉えておりますけれども、今、区内を歩いていたりしますと、意外とかなり目につくのが、簡易宿泊所で結構あちこちにできておまして、おそらくこういうところは、外国人、来訪された方が宿泊されることを、主に目的として建築されているのであらうと思われまます。こういったことについて、やはり近隣からは、もちろん歓迎するお声もありますし、そういうことで、にぎわいや新しい文化の方々とおつき合いというものが発生するということに対する期待みたいなこともありますけれども、なかなかトラブルに対する不安や、防犯上みたいなことを懸念される方々も一方でいらっしゃいます。そんな中で、今、外国人の方々の宿泊所も含めて、今後の地域に与える影響みたいなことをどのように考えられるか、現状をどんなふうにご捉えられているかということと、今後、こういった状況が多分、おそらく私などが想像していた以上に外国の方が品川区内にいっぱいいらっしゃるというか、いろいろ接する機会が増えるのだろうと感じるのですが、そういったときに、今後の対応や、考えられること、必要と思われることということについて、まず伺いたいと思います。

**○遠藤協働・国際担当課長** 外国人の方が多く集まることでの現状と将来を考えておくというところでございますが、まず現状におきましては、品川区においては、今、在住外国人ということであると3.3%の方がお住まいということになりまして、23区で言うと比較的少ないほうという状況になっております。当然、そのほかに、外国から観光などの目的でいらっしゃる方も多いと思っておりますけれども、特段、今のところは、例えばこちらの多言語化とか、そのような形で対応できて、特段、問題が出るような話は、特にこちらには届いていない状況でございます。そうはいいまして、将来的には外国人の方、新しい入管法の改正などもございまして、増えてくるのかということを感じております。そういう部分につきましては、例えば来年度ですと、「やさしい日本語」教室などで、こちらは日本人が受けていただくようなものになりますけれども、いわゆる外国人の方も、母国にいるような感じでコミュニケーションができるというようなことで、いろいろ考えているところでございますので、それを進めながら、今後またいろいろな施策を考えていきたいと思っております。

**○塚本委員** やはり、いろいろなことに関して、備えあれば憂いなしというような視点から考えていきたいと思っておりますけれども、やはり、この前、テレビでやっていた一例なのですが、ある東京都内の、どこだったか、下町のほうの区でしたけれども、あるホテルがあって、そこに外国人の方がいっぱい来るのですが、どちらかというシティホテルという感じで高級ホテルではなく、普通のホテルなのですが、そのスタッフの方が、地域の商店街とか、そういういろいろなところと外国人をつないでいて、すごく商店街に来る、来訪される外国人なども関係を密にして、すごくうまく、にぎわいや交流などが進んでいるような状況があったのです。そんな中で、今そういった宿泊所内にも今後たくさんできてくるのだと思います。こういった宿泊所と地域との連携や協働といったことが、1つ、肝としてうまく相互理解などというところに、いい関係をつくっていくというところに、1つの解決策というか、視点があるのではないかと思うのですが、そういったところについてご見解を伺えればと思います。

**○遠藤協働・国際担当課長** 簡易宿泊所など、そういうところでの地域とのつながりというところでございますけれども、例えば東海道の地域でありますと、既にそのような活動をやっていると聞いておりますので、その辺をほかに広げるような形で注視して、こちらで支援が必要であればさせていただきたいと考えております。

**○塚本委員** そういった事例が既にあるということであれば、大変にこれはいい話だと思いますし、今の状況を見ていると、いろいろな業者がいろいろな思いで、そういった宿泊所みたいなものを品川区内につくっていくと思われまますので、今おっしゃったように、うまく展開していただいで、いい形ができるようお願いしたいと思っています。

次に、児童見守りシステム運営費でございます。幾つかの委員からこれまでもありましたけれども、今、まもるっち3という、新しい、いわゆるタッチパネル型の新機種といったものが、小学校1年生と4年生にまず配られるというか、リプレースされて、3年間かけて小学生全員に新しい機種が行き渡るといようなことに進められているかと思ひます。このまもるっち3についてなのですけれども、これまでも幾つか確認されてきているかと思ひますが、経費というのは大分、今までのものと比べると、運営費も、通常の通信費なども含めて軽減されるというところがあるということですが、まず基本の機能、それから有料のオプションということで機能があるかと思ひますので、これがどういったものかを簡単にご説明いたしたいと思ひます。

**○菅生活安全担当課長** まもるっち3ですけれども、まず今回新たに、まもるっち3は、形状が特に大きく変わっております。これまではボタン式でスイッチをいろいろ押すような構造だったのですけれども、まもるっち3では、スマートフォンのような、パネルタッチ式ということで導入しております。また、誤報防止対策ということで、これまで、まもるっちのストラップを引くと、まもるっちセンターにすぐに通報が行くようになっていたのですけれども、これも若干、一定の時間を置いてまもるっちセンターに通報が行くような、こういったシステムも入っております。その他、重さとか、そういったものにつきましては、大きな変更はないのですけれども、ただ、まもるっちのストラップが簡単に外れて誤報件数が増えているという状況がございましたので、引っ張るときの負荷を、従来よりも大幅に負荷をかけて、小学生1年生でも引っ張れるような強度ではございますけれども、そういったことで対応しているものでございます。

**○塚本委員** 基本機能では、例えば電話ができるとかメールができるというように何ができるかということです。あと、有料オプションで使うことができる機能が、あると思ひます。それは、どういうものかお聞きしたいと思ひます。

**○菅生活安全担当課長** 有料オプションとしては、事前にあらかじめ登録された電話番号と通話できるかメールできるような構造になっております。

**○塚本委員** わかりました。基本的にはスマホという位置づけになるような機種なのかと思ひているのですけれども、有料オプションをどこまでつけるかというところもありますけれども、それで、款をまたぐことがないようにお聞きしたいと思ひますが、今、文部科学省で、学校へのスマホの持ち込みなどという話の見直しなどが出ていて、やはり保護者の方からは、防犯や防災などというときに、連絡がいろいろな形でとれるほうがありがたいみたいな声もよくお聞きします。中学生などというところに拡大するなどは、もちろんこれは教育委員会の判断でございますので、そのことは少し別にしたいのですけれども、例えば、まもるっち3を今後、中学生に拡大するのだみたいなことを考えたときに、台数増により予算が当然かかってくるというのはわかるのですけれども、児童見守りシステムそのものに何か影響が出てくるところは考えられるのか。例えば体制が少し足らなくなるだとか、システムを改修しなければいけないだとか、そのようなことがもしあるのであればお知らせいたしたいと思ひます。

**○菅生活安全担当課長** 仮に中学生にまで拡大するということになりますと、当然、それだけ、まもるっち3の台数が増えます。それに伴いまして、まもるっちセンターの通話に関する通信料といったも

のがかなり必要だということもございますし、また、まもるっちセンターも現在、10名のオペレーターで対応しておりますけれども、対応件数がまた増えるということになりますと、まもるっちセンターのほうも増員するなりして対応していくような必要が出てくるかと考えております。

○塚本委員 では、次なのですけれども、169ページのしながわWi-Fiスポット事業ということで、今年度、また幾つか拡大していただくということで、「図書館、保健センター等」と予算書には出ております。これまでの実績というか、今、どれぐらいの区有施設で展開されているのかと、今後の見通しとして区有施設にどんなスケジュール感で設置されていくのかを、まず伺いいたします。

○山本情報推進課長 SHINAGAWA Free Wi-Fiのお尋ねでございます。これまでの実績というところでは、平成27年度に開始してございまして、区有施設、公園、それから駅周辺で整備を進めてございます。現在、合計で45カ所で整備を終えているところでございます。それから来年度の予定のところでは先ほどご案内いただきましたように、図書館、保健センターを予定しておりまして、その他区有施設ですと、心身障害者福祉会館、戸越体育館等を予定しているところでございます。これからは天王洲地区であったり駅周辺にも整備を予定する予定でございます。

○塚本委員 これはやはり、以前も同じ質問をさせていただいたのですけれども、なかなかつながりにくいという声もよく伺います。大井町駅周辺でありますとか、Wi-Fiの電波としてはSHINAGAWA Free Wi-Fiにつながっているのですけれども、実際に画面が固まるというか、動かないという。やはり、原因や改善などというのはならないのかという思いがしているのですけれども、私自身もそういう現象に直面することがあったりして、ここについての原因というのは何かつかまれているのか。また、それと改善ということについての考え方を伺いたいと思います。

○山本情報推進課長 Wi-Fiのつながりにくい状況というところでは、SHINAGAWA Free Wi-Fiは、電波は2種類です。5ギガヘルツ帯と2.4ギガヘルツ帯というものを流しているのですけれども、2.4ギガヘルツ帯のほうは、端末が電波をキャッチしてしまうと、こちらの電波帯でいろいろな電子機器で電波が使われているので、電波反響を起こしているというところで通信速度が遅くなるというところをこちらでは把握してございます。これは周囲の環境に依存するところが多いので、なかなか根本的な解決策というのは難しいところではあるのですけれども、今、検討しているところでは、2.4ギガヘルツ帯の電波を流すのをやめて、5ギガヘルツ帯だけにするか等、今、検討を進めているところでございます。

○塚本委員 ぜひ、よりストレスレスなWi-Fi環境の構築にご尽力いただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○たけうち委員長 次に、高橋しんじ委員。

○高橋（し）委員 169ページ、総務管理費の業務自動化（RPA）導入経費について、それからこれは172ページになるのでしょうか、人事管理費で、区職員についてのお話です。

先にRPAのほうなのですが、以前、平成30年の第1回定例会本会議でこの導入を提案し、区長の答弁もいただき、今回、このように実証実験という形で導入したということで、大変期待しております。そこで、計画的なことだと思っておりますが、3点お尋ねします。現時点でのこの実証が平成32年度の本格導入に向けたものなのか、4業務程度が想定されているのですが、その4業務とはどのようなものでしょうか。それから、事項別説明書を見るとさまざまな委託費が計上されておりました。どのような業務形態の業務というか会社との委託を検討されているのでしょうか。現時点でわかるところまでお願いします。

そして、172ページですが、これは人事というか職員全体的話ですけれども、区のそれぞれの職場にはさまざまな方がお仕事されています。正規職員、再任用職員、フルタイムと短時間の方がいらっしゃいます。このほかに、派遣会社からの派遣社員、専門非常勤、そして一般公募の非常勤、委託業務の社員などです。この中から、派遣会社から派遣されている方についてお尋ねします。各職場単位、課単位ではどのぐらいの数になるのでしょうか。全体の人数等も含めてお教えください。ただ、委託業務に従事される方と派遣されている方々の位置づけというのはそれぞれ理解しているつもりです。派遣の受け入れを否定しているものではなく、これらの方々がきちんとその業務に従事していただいて不可欠な存在であることを前提として受け入れる以上、制度を運用していることを、確認を含めて質問させていただきます。まずそこまでお願いします。

**○山本情報推進課長** RPAについてのお尋ねでございます。来年度はスモールスタートということで、基本の4つの業務でRPAを導入する予定でございます。その後は、その成功体験等を積み重ねながら、今後、全庁的な本格導入ということを進めていきたいと考えてございます。

それから対象業務の選定なのですが、まだ今現在は決まっておらず、来年度に入りまして、全庁的な説明会を実施しまして、その後、個別のヒアリング等を行って、適正業務を4つ選ぶ予定でございます。

それから事業者の業務形態というところでございますけれども、事業者についても来年度早々に業者選定を行う予定ではございますが、形態というところは特に限定はしてございまして、ベンダー企業であったり、コンサルティング会社であったり、こちらの仕様を満たしていれば、どちらもあり得るものだと考えてございます。

**○黒田人事課長** それでは、人材派遣に関するお尋ねなのですが、まずは全体の人数等でございますが、平成30年度の年度当初の契約時の段階でございますけれども、総勢約130人ぐらい入られて、人事課では人事課予算に代替職員雇用経費を計上してございまして、そのほか広報課でありますとか、保育園、生活福祉課、健康課、保健予防課、荏原保健センター、品川保健センター、環境課、会計管理室、教育総合支援センターで派遣を導入すると聞いておりまして、各所管の経費につきましては各所管の事務費の中に含まれているものでございます。

区での人材派遣の活用の考え方でございますが、基本的に委託との違いは、指揮命令が必要な職については人材派遣として人員を入れておりまして、まず人事課で契約しているような、病気休職や育児休業等の職員代替としての欠員対応としての導入でありますとか、採用の補完として、保育士などは今、定員拡大等でなかなか採用できないところがありまして、そういった部分の補完でありますとか、あと定型的なデータ入力や書類整理など、正規職員でなくても一定程度の仕事ができるような職でありますとか、あと専門性の高い会計分野や教育分野での導入でありますとか、あと短期間に人員の確保が必要な、税務課の当初課税事務でありますとか、あと選挙も、期日前投票、当日の投票・開票で相当の人数の人材派遣を活用しておりますので、そういったところで区の事業に活躍いただいているような状況でございます。

**○高橋（し）委員** RPAはこれから検討ということですが、他自治体でももうスタートしているところがあります。ぜひ平成32年、そして早期の本格導入に向けて、スピーディー、そして適切に、今年度は事業を進めていただきたいと思います。

派遣のほうなのですが、それぞれ承知しました。人数が130人ということで、たくさんの方がお仕事をされていると。それで、平成27年に労働者派遣法の改正があり、平成30年9月30日で3年が

経過しました。その経過が過ぎたところで、法改正において区に関連する受け入れ期間制限ルールというのがあるのですが、それについての説明をお願いします。そして、そのルールに基づいて、区は過半数の労働者の意思をどのような方法で聴取し、そしてそのときの事業所単位というのは、どのような考え方でやられているのでしょうか。

**○黒田人事課長** 平成27年に施行になりました労働者派遣法の改正がございまして、3年を超えて派遣を使用する場合については、派遣先の事業所、今回は区役所全体でございまして、その職場代表からの意見の聴取が必要だということでございます。区といたしましては、平成30年9月30日以降、派遣を導入する必要がございまして、こういった手続の中では、職員労働組合を職場代表に位置づけて、意見聴取や協議を行ってございます。対応といたしましては、平成30年1月に、私から職員に提案いたしまして、2月に意見をいただいたということでございます。職場代表の考え方でございますが、厚生労働省のガイドラインによれば、労働基準法で定める監督または管理の地位にある者でないこと、投票・挙手等の民主的な方法によって選出された者であるというような規定がございまして、職員労働組合は地方公務員法に規定しております人事委員会に登録されている登録職員団体でございまして、登録職員団体につきましては、交渉のときにも、これは法的な位置づけでございまして、そういった中で職員団体から意見を聞いたというものでございます。

**○高橋（し）委員** 平成31年4月から3年のルールがということなので、区と話し合いをしていただいたということなのですが、今、職員労働組合の話が出てきましたが、職場代表としてお話を伺った、そこで交渉したということですが、先ほどの厚生労働省の派遣法の改正のときに、対象事業単位ごとの労働組合の構成員が過半数であるということが必要なのですが、職員労働組合は過半数なのでしょうか。

**○黒田人事課長** 職員の誰が組合員であるかということは人事課として確認はしてございませんが、相当数の組合員がいるとは認識してございまして、労働者派遣法での事業所の単位の考え方としまして、経営の単位として人事、経理、指導監督、働き方など、ある程度は独立しているという意味では、人事の契約も区役所一本でやっていますので、区全体が1つの事業所と考えてございます。そういう中で、職場代表として適当であるということで、労働組合と協議を行ったというものでございます。

**○高橋（し）委員** 交渉の団体としては、先ほどもあったように法的云々というところはいいのですが、過半数というところがやはり課題ではないかと思えます。お話を把握するのはいいのですが、過半数を超えていないという形のところと話したことによって、ほかの自治体で過半数を超えていないということがあったので、代表者をほかの職場の職員の方に認めてもらって、その代表の方との交渉をいいかということを行った。これは東京都のある局ですけれども、そういう形をやっているところがあるのですが、そういうものに照らし合わせて、このような仕組み、ほかの区などの関係も含めて、適切に行われているのでしょうか。これは、きちんとやって、派遣の方にお仕事をしていただきたいという意味でお尋ねしているのですが、いかがでしょうか。

**○黒田人事課長** 他の状況について詳細にはつかんでございませんが、例えば事務につきましては、各区職員労働組合の上部団体がありまして、そこを統一交渉を行っているということもございまして、そういった意味では、そういった団体とこういったことについて協議を行うということについては、特に問題があるとは考えてございません。

**○高橋（し）委員** 今、問題ないということなのですが、ぜひともくれぐれも適正な運用をして、労働契約申込みみなし制度が適用されないようにお願いします。

**○たけうち委員長** 次に、本多委員。

○本多委員 171ページの新年賀詞交歓会について、それと職員給与費全般について質問します。

最初に新年賀詞交歓会なのですけれども、直近で結構なのですが、案内を出す人数、参加者、それと平成31年度の案内を出す人数、その辺を教えてください。それと、職員給与費全般にわたりましては、管理職でも管理職でなくても全てを対象に、その配属ポジションによっては、さまざまな団体や会や人とおつき合いしなければいけないケースがあるかと思うのです。それに伴います会費や、その辺は同じポジションであっても濃淡があると思うのですが、その辺はもうしようがないものなのか、何かケアなど施す方法があるのか、その辺を教えてください。

○米田総務課長 新年賀詞交歓会に関してでございますが、各部・課より、区とのかかわりの深い団体の中でどなたをお呼びするかということ、年度が変わりましてから、来年度1月頭に、お呼びする方について改めて確認をとるといような形になっております。ですので、平成31年度は未定でございますけれども、平成30年度につきましては、1,924名の方にご招待状をお出しいたしまして、実際に出席されたのは887名、出席率46.1%ということになってございます。

○品川財政課長 職員の関係の賃金などといった場合の費用等ですが、現状のところ、管理職が今、地域で会合等に行ったときに有料等である場合については、適宜、管理職が自身で出しているという状況でございます。

○本多委員 人事のほうはもう結構です。濃淡があまりにもあると感想を持ちましたので、聞かせていただきました。これでその質問は終わります。

きゅりあんの新年賀詞交歓会のほうを聞いていくのですけれども、利用者の満足度などをどういうふうに捉えているのかと思います。会費云々ありましたけれども、区の保有施設を使って、私は現状のやり方でいいと思うのです。それで、誇りを持って進めたいと思うのですが、ただ、その辺の利用者の満足度など、どのような感じなのか教えていただきたいと思います。

○米田総務課長 まず新年賀詞交歓会ですけれども、毎年お招きする方もいれば、新たにお招きする方もいらっしゃいます。そういう中では、新年に区から招待を受けて、一堂に会する中で関係者同士が挨拶を交わすということに対して出席するというように、そういったものにぜひ参加したいというようなお声が多々寄せられているというようなことは把握してございます。それで、いかに限られた時間、スペースの中でご満足いただけるかというような中では、受付や会場内の円滑な移動、それから終了したときの退室等につきまして、なるべくご不便をおかけしないようなスムーズな移動、快適な環境を提供できればというようなことに努めているつもりでございます。

○本多委員 快適な環境のために質問を取り上げているのですけれども、本当に品川区は発展し続けて、人口も増えて、やはり呼ぶ人数も増えていると思うのです。参加者も増えていると思うのですが、もう本当に場所が狭い。やはり新年の希望を持って参加しているのですが、もう少し広い所はないかということで、たくさん意見を聞きます。以前は廊下を使ったりしていましたが、消防法の関係でだめですということなのですけれども、消防法については、避難通路の確保とか、そういうものは理解できるのですが、今のキャパシティーに対する、その参加人数では、そちらのほうは消防法の収容人員からみて大丈夫なのですかと、そんな感想を持つのですが、大丈夫なのでしょうか。

○米田総務課長 消防署に確認しておりまして、人がずっと滞留するのではなく、一時的にも入れかわり立ちかわりというような部分である中では、一定程度、その辺のところは条件を満たしているというようなことでの確認はとれております。確かに会場としては、人数的には狭くなっておりますので、その辺のところ、区有施設の中で、あの広さ以上の会場を有するところは今のところございませんので、



なかなか2会場以上に分けてというような形も、一堂に会しているところではいろいろ支障もあると思いますので、その辺のところ、どのようなことができるかというような可能性について、今後研究してまいりたいと考えてございます。

**○本多委員** 快適な環境で、場所の選定については、ほかがないのか、面積的に聞こうかと思ったら、7階のイベントホールより広い施設がない。スクエア荏原もそうですよね。それでしたら、例えばいろいろな区内学校の改築をしておりますけれども、それぞれ新しい学校ができていて、体育館の面積はわからないのですけれども、イベントホールより広いところが何校あるのかわかりませんが、日野学園の体育館が広いのはわかるのですが、できれば区内、こうしたいろいろな、学校だけに限らず、やはり新しい施設もつくっていますので、そういったことをお披露目する。毎年、場所を変えたり、そういうことを言うと、またアクセスがどうだと言うのかもしれないのですが、やはり毎年場所を変えてもいいと思うのです。品川区の魅力を見せていくというのはいいと思うので、今すぐどうのこうのは無理かもしれませんが、こういう視点についてはいかがでしょう。

**○米田総務課長** ご指摘いただいたところ、確かにアクセスの部分もありますけれども、一定のフラットな広さの中で、さらに活用できる会場等がもしあれば、お考えの、お話のありましたようなことも検討の余地があるかと思っておりますので、この辺のところは、新たにできる施設の中で、新年賀詞交歓会にふさわしく、また、そこをお持ちの方だったりする団体なり学校なりの理解が得られるというようなことがあれば、そういうことも可能性の一つにはなるのかと思っておりますので、さまざま研究を重ねていければと思います。

**○本多委員** 最後にしますが、場所の選定は、新しい視点で場所を変えたりすることも必要かと思えますし、また、現状使っているきゅりあん7階のイベントホールを大改修してもいいのだと思います。大改修すると、また年間計画でもう予約がいっぱい入っているとなると思うのですが、イベントホールを貸しながら増設工事でもできると思うのです。品川区のホームページ、きゅりあんのホームページを見ますと、7階のイベントホールは7階の面積の3分の1ぐらいなのです。周りには楽屋があったりリハーサル室があったり準備室があったり、もちろんそういうもろもろの部屋は必要なのですが、イベントホールを貸し出しながら、周りを整理して大改修するのも可能だと思いますので、ぜひ快適な環境空間を目指していただきたいと思います。終わります。

**○たけうち委員長** 次に、鈴木ひろ子委員。

**○鈴木（ひ）委員** 193ページの文化センター運営費、そして165ページの広報広聴費について伺いたいと思います。

まず文化センター運営費なのですが、荏原文化センターなのですが、2015年に改修されて、トイレがきれいになり、すごく喜ばれているのですが、このときは多分、耐震化とトイレの改修が中心だったと思うのですが、本当に数カ月休館して、やっと使えるようになったにもかかわらず、いろいろ壁が汚かったり、床の問題だったり、そういう指摘は受けてきてはいたのですが、今でも壁に穴があいたままになっていたり、壁紙が汚かったりということで、きれいにできないかという要望を受けています。それと、あと第1・第2・第3の講習室が、夏暑く、冬が寒いということで、夏は暑くて、「暑かったら扇風機を持ってきますよ」と職員の方が言ってくださって、扇風機を回しながら、さまざまな活動をしているという状況になっているそうなのです。冬は寒くて大変だったということで、何とかならないかということでご要望を伺っているのですが、この点については何とかならないでしょうかという質問です。よろしくお願いします。

○立川文化観光課長 荏原文化センターについてのご質問でございます。改修後、まだきれいになっていないところがあるという点、また、講習室について温度調整ができていないということでございます。この辺につきましては、現場の状況を把握いたしまして、改善できるところは改善したいと考えているところでございます。

○鈴木（ひ）委員 全館空調みたいな形になっているために、一つ一つの個別空調になっていないので、なかなかそういう細かいあれができないということを言われていたのですが、そういうことも可能となるよう今後、検討していただくということでいいのでしょうか。

○立川文化観光課長 温度調整につきましては、なかなか施設全体で統一的な温度にするというのが難しい部分もありますので、こちら、施設整備の所管とも協議いたしまして、改善できるところは改善していきたいと考えているところでございます。

○鈴木（ひ）委員 ぜひよろしくお願ひしたいと思います。また、壁の穴とか、そういうものはすぐにでもできることだと思いますので、ぜひよろしくお願ひいたします。

次に広報広聴費なのですが、パブリックコメントについてなのですが、何回かこの問題は質問をしているのですが、パブリックコメントをとる件数がそもそも少ないというのが品川区の状況であると思うのですが、この数年、6年ぐらい見ても、隣の大田区に比べても3分の1ぐらいしかないという、これは本当に区民の意見を聞くという姿勢のもとに立っていただきたいというのが1点です。それと、区民に大きな影響を及ぼす計画について、説明会を開いて意見を聞いて、区民の意見を反映した計画にしていきたいということで、そのためにも説明会を開いていただきたいということで求めてきました。しかし、多くの区が説明会を開いているにもかかわらず、品川区はことごとく説明会をしていません。これまでパブリックコメントを行う中で、区民全体を対象にした説明会をしたことがあるか、伺いたいと思います。あるのであれば、どの計画で説明会を行ったのかも伺います。

○中元広報広聴課長 まずパブリックコメントの実施状況についてのお尋ねでございますが、平成29年度につきましては、パブリックコメントの案件が全体で8件ということで、今までで一番多かったのではないかと考えております。パブリックコメントの目的自体が、区の基本的な計画、施策などを策定する過程において、その案を公表し、区民の意見を公募する手続を制度化することにより区民の区政参加を促進するとともに、区政運営の透明化のさらなる向上を図るということでやらせていただいております。説明会につきましては、やはり時間と場所が限られてしまいますので、説明会によらずとも、その計画について何かご質問やご意見がありましたら、お電話や電子メール、またカウンターに来ていただいて、そこで直接お伺いすることもできますので、そのような形で総合的にご意見を伺っていければと考えているところでございます。

○鈴木（ひ）委員 区民全体を対象にした説明会を、パブリックコメントをするに当たりやったことがあるかとお聞きしましたので、あるのか、ないのか。あればどの計画だったのかということをお聞きしましたのでお願ひします。

○中元広報広聴課長 失礼いたしました。区民全体を対象にした説明会を行ったかは、私のほうでは把握してございません。ただ、それぞれの所管におきまして、必要に応じて行われている説明会もあると存じておりますので、計画策定以外のもので、私のほうに情報が入っておりませんが、そういうものがあるのではないかと考えているところでございます。

○鈴木（ひ）委員 私は、まちづくりマスタープランについてはパブリックコメントの前に区民向けの説明会をやったのではないかとと思うのですが、どうでしょうか。そして、今も言われたのです

けれども、課長から、「説明会となりますと、場所と時間が限られる。その時間に来られない方、その場所にいらっしゃれない方がございますので、公平性の観点から、あらゆる区民の方々の参加する機会をむしろ妨げかねない」という答弁を、おとしの決算特別委員会のときに言われて、この答弁で今も変わらないのかということ去年の予算特別委員会で私が伺ったときに、そういうことであれば、公平性の観点から説明会をやるべきではないという立場になってしまうのではないかとということで、私が改めて伺ったときに、「前回述べさせていただきました考え方と変わらない」ということでご答弁があったのですけれども、ということは、説明会に来られない人がいるので、公平性の観点から区としては、むしろ説明会はやるべきではないという考え方なのかということについて伺います。

**○中元広報広聴課長** 区といたしまして、やるべきではないと考えているわけではございません。要綱上もできるという規定にはなっております。必要に応じて、必要であれば、それは各所管課の判断等で行うことはできます。また、説明会の開催実績といたしまして、品川区の学事制度審議会の検討に当たりましては説明会が行われている実績がございました。

**○鈴木（ひ）委員** やるべきではないと考えられているということであるにもかかわらず、それであれば、今、私が申し上げました、「公平性の観点から区民の方々の参加する機会をむしろ妨げかねない」と言われて、説明会そのものを否定するような答弁だったのですけれども、この答弁とは違うということでしょうか。区民の意見を聞く場、また区民に対してさまざまな計画をきちんと深く理解してもらおうというところからも、説明会は大事な場であると私は思っているのですけれども、それについての考え方、説明会についての区の考え方を改めて伺います。

**○中元広報広聴課長** やるべきではないということではございますが、ただ実際に計画をきちんと、ホームページ上やカウンターなどで、お示しして見ていただいて、それに対してその場でご意見をいただいてもよろしいですし、やはり説明会をいつどの時間帯でやるかというのは、回数も限られてしまいますし、なかなかそれは全区民の方が出られるわけではございませんので、そのところは、やはりさまざまな方法で広聴的なことでご意見を伺っていくのが一番よいかと考えているところでございます。

**○鈴木（ひ）委員** このときは、「公平性の観点から、説明会はむしろ区民の参加の機会を妨げかねない」と言われたのです。これは、そうではないということでしょうか。

**○中元広報広聴課長** やはり特定の時間と場所を限ってしまうと、確かにそこに来られない方にとっては公平とは考えていただけないかということ、変わってございません。

**○鈴木（ひ）委員** そうすると、1つの説明会をやるということが、公平性の観点からむしろ好ましくないと考えているということなのかということなのです。説明会に対してどう考えているかということ伺いたいです。というのは、私はもう、そういうふうな1つの場所で来られない人がいるのであれば、さまざまな機会をもっとたくさんつくる。それから曜日や何かもさまざま変える。時間帯も変える。会場も変える。こういう形で、区民の聞く場、説明する場をもっと増やして、区民が参加できるという説明会に逆に変えていくということこそ必要なのではないかと思うのです。でも、今の課長の答弁だと、公平性の観点から説明会は好ましくないとされているのか。それだから説明会をやらなないのか。それとも、さまざまなところで機会を設けて、多くの区民が参加できるという場を保証して説明会をやるという立場に立つのか。どちらかなのです。その点をお答えいただきたいと思います。

**○中元広報広聴課長** 先ほども申し上げましたが、平成29年度は8件の計画に対するパブリックコメントが行われました。それを一つ一つ、今おっしゃるような形でやっていきますと、とても会場の問

題でございますとか、人員の問題でございますとか、課題が大変大きいです。実態として、なかなかそれは現実的には困難なところがあるかというお答えしているところでございます。それよりは、今、区民の皆様、いろいろな世代の方のライフスタイルは非常に多様化してございます。やはりインターネット等を利用して意見をお寄せいただくということが今後の流れになるかと考えているところでございます。

**○鈴木（ひ）委員**　そういう中でも、ほかの区は区民に対してやっているのです。区の計画をしっかりと区民に理解してもらいたい。それから、区民からの意見をその場で直接聞きたいという姿勢があるかどうかだと思うのです。この点についてはいかがでしょうか。

**○中元広報広聴課長**　私どもも日ごろから区民の方からさまざまなご意見を真摯な姿勢で伺っております。それは、どこの職場におきましても同じような形で、職員は区民の皆様の声を丁寧にお聞きし、ご意見を伺い、できるところはできますし、やはり反映できないところはできないとご説明も申し上げて、コミュニケーションをとっているところでございますので、そのところとお考えを一緒にしてしまわれるのは、難しいかと思っているところでございます。

**○鈴木（ひ）委員**　本当に、区の区民の公募の意見というのも、私が前に聞いたときは、課長は全部件数で言われましたけれども、人数ということで考えると、本当に数人というところがほとんどなのです。そういう中で、その中でも私は、先日、厚生委員会で報告があった地域福祉計画については、38万人の区民の中で8人しか、この計画に対しての意見を出された方はいらっしゃいませんでした。でも65件出されています。その中で、計画に反映させる。指摘を受けて修正しますというのが13件もあったのです。こういうのを、もっと説明会を開いて、やはり地域をどうつくっていくかということですから、そのところをしっかりと区民にも理解してもらい、そこから意見を聞くということになれば、もっと計画を充実させることができると思うのです。そういう点からも、私は説明会をぜひ開いていただきたい。そして、区としてそういう場を、姿勢を持っていただきたい。区民に対しての説明責任を果たすのだという姿勢を持っていただきたいと思いますが、最後にお聞かせください。

**○中元広報広聴課長**　先ほどと同じ答弁になってしまいますが、やはりそれにつきましては、各それぞれの所管におきましてご意見をお伺いするという姿勢を持って私たちは仕事をしております。ふだんから、お電話でございますとか、そういう形でも伺っていますし、カウンターでも伺っておりますし、そういった形で、計画に反映していない中でもきっと意見をお寄せいただいているところはあるかと思えます。ですので、今後につきましても、現状、一定程度の期間の間に意見をまとめるというところで考えております。

**○たけうち委員長**　次に、大倉委員。

**○大倉委員**　私からは、164ページ、広報広聴費から情報発信について、177ページ、庁有自動車運行管理費から、あと187ページの自動通話録音機購入について聞かせていただければと思います。

情報発信について、より効果的な情報発信と情報の拡散というのは非常に重要なところかと思っています。今までも議会から、さまざまなツイッターやフェイスブックやインスタグラムなどのSNSを活用した情報発信について要望があり、今現在、品川区でもさまざまなSNSを活用して情報発信をされているところであります。今現在、私の調べたところだと、品川区とついているインスタグラム、フェイスブックを調べると、シナモロールや区役所やオリンピック・パラリンピック、あと区の関連で言うと水族館などがSNSを活用して発信しているというところだと思います。フォロワー数なども見ると、多かったり、まだまだこれからなのかというところもあったり、「いいね！」の件数も物によって随分

差があるというところで、今現在、こうした情報発信を各課がいろいろと発信されているのだと思うのですが、各課の発信情報の連携状況はどのようになっているのでしょうか。教えてください。

あと、庁有自動車運行管理費で、区民委員会で、事故の専決が行われたとの報告がありました。額にしても相当大きな額がそこには載っておりましたが、年間どのぐらいの事故数が起きているのか、またその金額について、ここ数年の推移がわかれば、あわせて教えていただきたいと思います。毎回、定例会になると、大体その専決処分で、このぐらいの事故が起きたということで、二、三件ぐらいいつも報告が出てきているのかというところで、教えていただければと思います。

自動通話録音機なのですが、先ほど来、いろいろな委員の方からご質問がありました。193件で56件増えているというところで、金額はどのような推移をされているのか教えていただきたいのと、先ほどもありましたが、都の補助金が2分の1、1台4,000円以下というようなことだと思うのですが、都補助金について予算の制限というのは、例えば全体で幾らを超えてはいけないなどというのがあるのか教えていただきたいのと、今まで、400台、500台、1,000台、1,500台と増えているのですが、例えば400台購入したときの金額と1,500台購入したときの金額は、一括で購入すると1台分が安くなるのかと思うのですが、その辺はどう差があるのかということをお教えいただきたいと思います。あわせて、固定電話、携帯電話、いろいろなところからの電話での特殊詐欺というのがあるのかと思うのですが、割合がもしわかれば教えていただきたいと思います。

**○木村報道・プロモーション担当課長** SNSでの情報発信の各課の状況ということでございます。大きく分けると区、それから団体の運営しているものもございます。区の公式のツイッター、フェイスブック、それからシティプロモーションでのフェイスブックのグループ、インスタグラム、それからオリンピック・パラリンピックの特設のツイッター、インスタグラム、それからオリンピックなどで近所SNS「マチマチ」、それから品川区の防災体験館でもフェイスブックを運用しております。そのほか、関係団体では観光協会、それから文化振興事業団、商店街連合会、しながわ水族館と、委員よりご案内がありましたが、それぞれが各部署といたしますか、そちらの責任で情報を発信しているというような運用状況でございます。

**○立木経理課長** 庁有車の事故についてでございます。大変ご心配、ご迷惑をおかけして申しわけございません。事故の件数でございますけれども、平成29年度、10件ほど。それから平成30年度が12件ほど、2月末まででございます。物損等の賠償額ですけれども、平成29年度は0で、平成30年度は賠償額が、保険から支払われておりますけれども、180万円余ということになっております。そのほか、破損した庁有車の修理費等で、主なものになりますが、平成29年度は113万円ほど、平成30年度、今年度は382万円ほどかかってございます。

**○菅生活安全担当課長** 特殊詐欺の被害総額になります。まず平成29年、1年間につきましては、約2億5,668万円ということでございましたけれども、平成30年につきましては約3億5,475万円ということで、約9,800万円増加しているような状況でございます。

それと、都の補助ということでございます。これは、来年度、東京都の自動通話録音機の助成制度が継続ということで、従来、平成30年度は2万台の助成対象としていたのですが、今回、平成31年度は4万台に予算規模が増大するというところで、区としましては来年度、1,500台を購入する予定ですが、これにつきましては、今のところ1,500台全体の2分の1が助成になるという見込みを立てております。

それと、金額なのですが、平成30年度は1台当たりの単価が税込みで6,426円ということで、

メーカーから提示がありましたけれども、平成31年度、1,500台ということで、今のところ6,260円と若干安くなるということになっております。

それと、犯人側の電話ということなのですが、これにつきましては、固定電話、携帯電話のどちらかというのは、こちらでは判断できません。

**○大倉委員** SNSの情報発信については、各課ごとに行っているというところなのですが、各課ごとのフォロワー数とか、フォロワーの層といいますか、どういう人がフォローしているかというのは、結構違って来るのかと思っているのです。その辺で、いろいろな方にさらに情報を発信していくということで、例えばシナモロールの情報発信をしているところに、例えば今回、戸籍住民課のシナモロールがメインになった出生届がつけられました。そういうのも例えばシナモロールのほうでやってみるとか、連携をうまく各課でとっていくと、またその各課ごとのフォロワーに違う情報が届いていくのかと思っているのですが、そうした各課連携によるこれからの情報発信の拡散の方法をとっていくべきだと思うのですが、いかがでしょうかということ。

庁有自動車なのですが、今、事故が年に10件、12件と起きていて、区民からお預かりしている税金で、しっかりとお金を使っていくということもそうですし、財産や生命を守るということで、人身事故は多分ないのかと思っているのですが、そういうところから見ても、事故を減らしていくというのは非常に重要なことだと思っております。そこで、品川区でもいろいろ研修もしていると思うのですが、今、自動車では技術が相当進んでおりまして、CMなどでもやっていますが、事故を防ぐスマートアシストのような、運転者をアシストするような技術も出てきているのだと思っているのですが、そうした導入を早期に全車両に進めていって、事故をなくしていくというのも大事なことだと思うのですが、ご感想をお聞かせください。

あと、自動通話録音機ですが、先ほども、いながわ委員から、黒電話、アナログ対応についてはされていないということだったのですが、そうしたアナログ対応もできるように、新しく入手するようなどきには、高齢者、65歳以上でもいいのですが、補助などといった支援をしていくという考え方について教えていただきたいと思っております。あと、1台6,260円で、一括して買ったほうが多少安くなるということであるところだと、区民の財産をしっかり守っていくということでも、先ほどのお話でも、今も4万5,000人以上の高齢者がいるということでも、納品などの部分で事業者は一気に頼まれると大変だと思うのですが、大きな数で一括で購入していき、さらに宣伝も大規模にしていき、多くの方に一気に周知していく。その中で、区民の財産を守っていくのだという品川区の姿勢をあらわすということが非常に重要だと思っておりますが、お考えをお聞かせください。

**○木村報道・プロモーション担当課長** SNSでの関係課との連携のお話でございます。私どもの一例といたしまして、例えば情報を掲載する際に、ハッシュタグを、先ほど言いましたシナモロールであるとか出生届とか、そういう形でつけてあげさせていただくとか、あと、関係団体間との、例えば観光協会の上げたものを区がリツイートするとか、そのような形で、お互いそういう関係性ができつつありますので、そういう形で進めていきたいと考えています。

**○立木経理課長** 車の装備に関しましては、今後、車両入れかえに関しては、価格との兼ね合いもございませぬけれども、可能な限り、衝突軽減装備は導入はしていきたいと考えております。

**○菅生活安全担当課長** 電話の買いかえということになるかと思っておりますが、これにつきましては、従来どおり、設置する側の負担ということでお願いしたいと考えております。また、周知に関しましては、これは区だけではなくて、区内各警察署、消費者センターといったところとも協力しながら、区民の方

への配布を進めているところでございます。また、ホームページや公告等で周知しておりますし、また、民生委員協議会を通じて、高齢者の見守り活動をしていただいている民生委員にもお願いをしまして、そうした設置に向けた促進活動をしているところでございます。

**○大倉委員** 自動車のほうはわかりました。ぜひ事故が起きないような自動車の購入、買いかえを進めていただければと思います。

SNSについては、シェア、リツイートしながら、しっかりと進めているということなので、これからもぜひ取り組んでいただきたいと思います。

関連して、シティプロモーションで、魅力発信ワークショップがこの間、行われておりまして、いろいろな方々に発表をしていただいて、その中で、また品川海苔を復活させる取り組みが最優秀賞に選ばれたというところで、こうした人々が品川区に対してさまざまな意見を言っていたというところだと、これがこれから進んでいくというところなのですが、参加していただいた方たちを、そのまま「ありがとうございました」で手放すのはもったいないという思いがあるのですが、これから何かシティプロモーションや品川区の事業があったときに意見をもらえるように、何か連携できないかと思っているのですが、それについて教えていただきたいのと、自動通話録音機なのですが、固定電話と携帯電話の割合はわからないですということで、基本的には固定電話にしかつけられないというところで、固定電話の台数も、なかなか配布が難しいのかというところですが、ぜひ一括して、納品というのは確かに難しいと思いますし、在庫を抱えたらどうするんだということもあると思いますが、品川区の姿勢として、区民の財産をしっかりと守っていくのだ。3億5,000万円余の被害、前年比1億円というところでは、どんどん、今、増えていっている状況かと思うので、ぜひそれは進めていって、さまざまところで広報もしていますし、それもわかっておりますので、ただ姿勢としてしっかりと守っていくというところで、さらにこの自動録音機の設置、増設に向けて取組みを進めていただきたいと思いますと思いますが、お願いします。

**○木村報道・プロモーション担当課長** 魅力発信ワークショップに参加いただいた方には、これからもお声を聞いたり協力を求めたりしていきたいと考えてございます。

**○菅生活安全担当課長** 各警察署としっかり連携しながら、協力しながら、設置促進を果たしていきたいと考えております。

**○たけうち委員長** 会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午前3時23分休憩

○午後3時40分再開

**○たけうち委員長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑を続けます。ご発言願います。大沢真一委員。

**○大沢委員** 163ページ、長期基本計画、179ページ、町会・自治会加入、185ページ、生活安全でお願いします。

長期基本計画は、役所の将来起こり得るであろう建て替えあるいは移転についての話のことでありますが、まず163ページの長期基本計画の中で、庁舎のありようについて伺いたいと思いますけれども、いろいろと昨今、庁舎の後ろ側、私の真正面にある土地の開発、それと庁舎のあり方ということで、話がいろいろと出ておりますけれども、立地条件について、要は効率性という観点から、私はお伺いさせていただきたいと思います。この庁舎は多分、50年以上がたとうとしておりますけれども、やはり庁

舎は利便性が高いにこしたことはないわけでありまして、何が利便性がよろしいかという、やはり駅に近いこと。駅チカ、駅ナカ、あるいは駅ビルということで、前に少しお話をしたかとは思いますが、繰り返しの質問になりますけれども、ご勘弁を願いたいと思います。駅ナカ、駅チカ、駅ビルは、やはり利便性が非常に高くなる。だから効率も高くなっていくということの中で、LABIが入るビルのところなのです。これは区分所有で区は持っている。先方のあることですから、こちらでこういう話をするのも甚だ失礼なことかとは思いますが、将来的にどうあるのかということの観点からお伺いしたいと思うのですが、そういった場合、駅から間近にあるあそこの立地条件は、非常にほっておけないような立地条件だと思っておりますけれども、その部分について、先方があることなので、どけとか、どかないとか、そういうことの失礼なことは棚に上げておいての質問ではありますが、立地から見た場合のあそこの条件をどう考えますでしょうか。

**○柏原企画調整課長** 長期基本計画の中でということですので、私からお答えさせていただきます。庁舎のことを考えたときに、駅に近いというのは、利便性という意味では、委員がおっしゃるとおりだと思います。種々、条件というのはあると思います。相手のことであったり、もろもろございますので、1つの考え方ということであれば、1つの要件にはなってくるかと思っております。ただ、いろいろな要件も踏まえて、これから検討というところでもありますので、そういったお話があったというのは、こちらでも考えさせていただければと思っております。

**○大沢委員** 本当にこれは、あちらの会社との関係もありますので、どうのこうのというのは大変失礼な話ではありますが、そのような立地もあり得るのではないかとということでお話をさせていただきました。では、この件については終わります。

次に、179ページ、町会・自治会ですけれども、狭いポイントでいきますが、ビルが建つ地域がありまして、町会が半分以上、そこにいるもので、町会がなくなるというか、町会の会員がばらばらになってしまう。町会の運営も困難になってくると思うのですが、町会と高層ビルあるいは新しくできたビルの自治会、あるいは管理組合が関係を持つように、取り持つ事業というかアクションというのは、区のほうでやっていただけるのでしょうか。

**○伊崎地域活動課長** ご指摘のビルが建つ地域の話でございますが、主に再開発がされている地域かと思われまして。そういった再開発のされている地区におきましては、再開発組合のほうに、区から町会加入のご理解をいただく、あるいは働きかけを行う、説明を行うということで、ご理解を得ながら町会への加入促進支援を行っていくというところで働きかけをしております。

**○大沢委員** その中で、実情を少しお話しさせていただきますと、ピンポイントのお話をさせていただきますと、武蔵小山商店街に面して今度新しくできます再開発ビルの商業スペース、これは1階から3階までなのですが、なかなか商店街とのいろいろな部分、組合、商店街に加入していただく、いただけない。そこの折り合いがなかなかつかない部分があります。これは、打ち合わせを役員の方にいただいているわけですが、なかなかそのところがまとまらないで、今、行ったり来たり宙に浮いた状態であります。今、課長が、町会に対するいろいろなフォローをしていただくのですが、それと同様のことがおそらく起こり得ると思うのです。要は、こちらから、区が町会加入の条例等々の制定をしたのは存じておりますけれども、なかなかそのところというのは、「お願いします」、「はい、そうですか」では済まないような案件だと思っておりますけれども、そのところはどのようにご認識されているのでしょうか。

**○伊崎地域活動課長** 委員ご指摘の条例におきましても、事業者の努力義務ということで、町会・自



治会の活動への協力をお願いしているところでございます。私が先ほど申し上げましたのは、再開発等で、主に住宅、住居が入る場合は、先ほど申し上げたような形でお願いするところでございますが、商店の方につきましては、管理組合を通してというよりも、やはり商店の関係の部署を通してのご説明、お願い等をするようになっていっていると考えております。

**○大沢委員** 今、地域活動、住居の部分で、課長にお伺いいたしましたけれども、今度は産業振興で、1階から3階までの商業ビルが、地域とどのようなかわりを持ちながら、協調性を持ちながら商売をしていただくか。武蔵小山の土地、すみません。名前を出してしまったが、その土地に対してどういうふうに、既存の店舗と連れ合い、要は協力的にやってもらえるかというようなところでお話をさせていただきたいと思います。現状を聞いたところによりますと、入居状態は、6割は入っているのですが、2割は入っていないのです。それで、残りの2割が、どうしようかと、まだ宙ぶらりんな状態でありまして、足すと10割になるわけですが、この6割のお店に関して、やはり商店街の入り口でありますから、やはり理解を持ちながら、既存の商店街あるいは商店との調和をとるべく、そのような動きをしてもらいたいのですけれども、そのあたりは、これは都市開発課長なのか、産業振興かわからないのですけれども、どういうふうに先方と、既存の組合との間を取り持っていただけるのでしょうか。お願いします。

**○稲田都市開発課長** 武蔵小山駅前のビルが現在、建ち上がっております。1階から3階に商店、商業関係が入るということで、PALM商店街とも接する部分があるというところでございます。このようなことで、以前より商業部会というのを設けておりまして、開発事業者、それから地元の商店街の方々等の商業部会での商業関係の打ち合わせをずっとしてきているところでございます。区といたしましても、そういうものにかかわりながら、武蔵小山の商業のさらなる発展を目指しながら、再開発との関係でやってきておりますので、今も建物は建ち上がってしまして、来年度、オープンを迎えるところでございますが、そういう商業関係もしっかりと連携をやっていきたいと考えております。

**○大沢委員** やっていただいている、取り扱っていただいているのはわかるのです。これは何日か前に私が質問させていただきました。いわゆるお役所言葉で今ご答弁をされているのではなかろうかと思えます。ただ、何をどういうふうにされたいのか、どうしていただけるのかという部分を私は問うたのでありまして、やっていただいていることは十分にわかっております。その先、どのようにビジョンを描いていただいて、この問題を取り扱っていただくのかということをお伺いしたいのです。

**○稲田都市開発課長** PALM商店街のところ、武蔵小山パルム駅前地区というのがまず最初にかかわってきているところでございます。そういう中で、今後、地域の方々が、まちづくりに関しまして、商店街の部分におきましてもまちづくりの機運が非常に高まってきているという状況がございます。それに先立ちまして、区としましては、まちづくり再生方針というものをつくっていききたいと考えております。そういう中におきましても、商業との関係を強く連携してやっていきたいと思っておりますので、今後もそういうもので引き続きやっていきますので、よろしく願いいたします。

**○大沢委員** 引き続きお願いします。パルムも、今ではなく100年先の武蔵小山ということを考えてビジョンも練っておりますので、せっかくもう、あそこまで出向しておりますので、いいまちづくりをできるように、力強いプッシュ、支援をぜひともお願いしたいと思います。

では次に生活安全に参りますが、防犯カメラについてであります。防犯カメラは一般的には監視カメラとも言います。それは、防犯であったり防災であったり、用途によって名前が変わってきますけれども、やはり名前は変われど本質は監視カメラでありまして、これは大きな効用があるのは十分承知し

ております。防犯、要は犯罪の抑止などということ、それと、スーパーやコンビニでは、盗み、万引きの防止ということで、非常に役に立っていることは十分承知しておりますが、私は気になるところが1つありまして、品川区はこの間、区長の選挙のときに、防犯カメラ何台ということで、私も選挙カーから皆さんにアピールさせていただきました。ただ、渋谷区や新宿区、私どもの地域、区よりも、より高い防犯性を要する地域ほうが防犯カメラが少なく、私ども品川区のほうが多いのは、どのように生活安全課長は考えていらっしゃいますか。

**○菅生活安全担当課長** 防犯カメラの関係でございます。品川区は、平成29年末現在で843台、東京都の助成を活用しまして設置しておりまして、また平成30年度中も115台を設置する予定となっております。これは、都内では本当にトップクラスの設置台数と考えております。委員からお話がありました、渋谷区、新宿区といった、大きな繁華街を抱えているところにつきましては、実は警視庁のほうで、いわゆる盛り場対策ということで、新宿歌舞伎町、渋谷、池袋、六本木といったところに集中的にカメラを設置しております。その関係がございまして、自治体が補助して、町会・自治会、商店街などがつけているカメラが少ないということだと思います。

**○大沢委員** 今おっしゃった、3つの大きな盛り場の件については、防犯カメラは警視庁と直結されているということよろしいですか。

**○菅生活安全担当課長** これは警視庁にカメラセンターというのがございまして、そこがリアルタイムで、24時間体制で監視していると聞いております。

**○大沢委員** そうすると、本区については、それとはまた別の、要は品川区独自で事業を行っているということでもいいわけですね。

**○菅生活安全担当課長** 品川区で設置を促進している防犯カメラにつきましては、あくまでも町会・自治会、商店街で自主的につけていただいている防犯カメラということでございます。そういった意味では、警視庁がつけている盛り場対策としての防犯カメラとはまた趣旨が異なっているかと思えます。

**○大沢委員** 時間がなくなってしまったのですけれども、何が言いたいかということ、公共の場にカメラを写すので、今、皆さんはこういう情報ツールが発達しているので、1億総何とかという言葉が昔ありましたけれども、みんな、1億総評論家的になってしまって、いつどのようなタイミングで、肖像権だ、プライバシーだと、また何か問題が起こりかねないので、そのところもしっかりご意識しながら、この事業を進めていただきたいと思えます。お願いします。

**○たけうち委員長** 次に、吉田委員。

**○吉田委員** 私は総務管理費から伺います。最初に、171ページの文書関係事務費と177ページの契約関係事務費にわたる質問になるかと思えます。もう一つは、163ページと177ページの予算関係管理費、会計管理費に当たるのかと思っております。

最初に文書関係事務費と契約関係事務費で、監査意見への対応について伺います。昨年の決算特別委員会で取り上げた、監査意見指摘の契約書の書式の不備について、その監査意見に対する措置報告がホームページに出されました。先に一言、監査措置報告について、一昨年の決算特別委員会で措置報告のホームページ上の掲載を求めたところ、その時点では、今後については監査委員協議会に諮るということで、あまり前向きに捉えていなかったのですけれども、4カ月後の1月末には、次の監査措置報告がホームページ上に出されました。すばやい対応を大変評価いたします。ただ、そのときはとても見つけにくかったのですけれども、現在は、区政に関する資料の「監査」をクリックすると、措置結果が独立したフォルダーになっていて、一段とわかりやすくなったということも評価させていただきます。

その点はよかったですけれども、問題は措置結果の中身についてです。幾つか質問いたします。昨年の決算特別委員会では、主管課契約における契約事務について、契約条項が記載されていない、または最新の契約条項が使用されていない契約書が少なからず見受けられると指摘を受けています。それについて要因を尋ねて対応を求めました。措置結果を読むと、要はこれは経理課に確認させていただきました。区長名において契約締結するが、事務手続を主管課が行う。これは高額な契約で、経理課が最終的にチェックすると聞きました。その契約はきちんとでているが、契約権限を主管課に委任している契約、これは額が比較的低額で、主管課が最終的な責任を負う契約だそうです。そちらに不備が見られたということです。原因は、周知の不徹底と所管課の認識不足で、文書管理システムは最新版のフォーマットを掲載しているのです。これからは研修を通して注意喚起をしていくということのようです。当然といえば当然の措置だと思います。ただ、研修は今までもやっているはずですよ。やっていますよね。それでも今回のような指摘があったことを、どのようにお考えになるのか伺います。

**○立木経理課長** 監査措置報告の件でございます。これは、先ほど委員がおっしゃられました①、②とも主管課が事務手続をするものでございまして、これはまた経理課のものということではございません。すみません。少し訂正させていただきます。

こちらの件に関しましては、研修等、人事と連携いたしまして、これまでもやってきているところがございます。そういった中で、やはり一部少しなれが出たり、そういったところで、こういったことが起こってしまったというところで、非常に重く受けとめているところがございます。今後に関しまして、引き続き、これをチェックする立場、各係長とか課長への研修等もしっかりやっていきたいというところで考えているところがございます。

**○吉田委員** ごめんなさい。高額のものについては、もちろん事務手続は主管課が行うのだけれども、最終的に経理課が確認しているということのを伺ったのですけれども、それは少し違うのでしょうか。改めて確認させてください。

それで、今のご答弁としてはそれ以上答えられないかと思うのですけれども、昨年質問したときにも言ったのですけれども、過去の監査意見でも幾つかの契約に関して、例えば平成11年の総務部長通知にのっとった契約になっていないとか、契約どおりに事業が執行されていないとか、さまざまな部署に対して一つ一つ、契約に関する指摘はあったのです。それらの措置結果にも今回と同じようなことが書かれていたと記憶しております。それらの措置がきちんと行われていれば、このような指摘は受けなくて済んだのではないかと思うのです。要は、今までの一つ一つの監査に対する指摘が活かせていなかったのではないかと懸念しております。それを前提とした場合、今回はどうやってきちんと徹底していくのか、もう一回、お答えを伺います。

**○立木経理課長** 契約の事務の手続に関しましては、契約金額の高い・低いによりまして、一定程度、金額の割合で主管課に移して手続をとるものと、経理課でやるものとございます。そういった形になってございます。

今回につきまして、今後、再発防止という点では、また人事課とも連携をとりまして、研修等といったものをしっかりとやっていくということで徹底させていきたいと考えております。

**○吉田委員** 今度こそというか、しっかりやっていただきたいと思います。監査意見にも、契約条項は契約当事者間の権利義務を担保する相互の取り決めであると念押しされているのです。そういうものであるということ、きちんと意識づけしていただきたいと思います。

もう一つは公文書のほうです。公文書の作成現場で、摩擦で消せるボールペンが使用されていたとい

う指摘が、これも複数あったとあります。これも周知徹底不足と所管課の認識不足ということになっていて、まさにそのとおりだと思っております。公文書を扱う総体として指摘に向き合う姿勢が、この中からは読み取れないかと思っております。全て所管の認識不足ということによっているようにとれます。先ほど別の委員からの質問に対しては、それぞれの所管課任せではなくて区全体の会議でもきちんと確認しているということでしたけれども、こういうボールペンが複数の部署に持ち込まれていたということは、昨日、今日始まったことではないのではないかと思っております。区全体として、公文書に対しての認識を確認して、こういう、初歩的でありながら、かつ重大なミスを防ぐため、根本的な改善が必要と考えますが、その点について見解を伺います。

それから、これまで契約条項が記載されないまま交わされてしまった契約や、消せるボールペンで作成されてしまった公文書へのリカバリーというのでしょうか、そういう対応はどうなっているのでしょうか。確認させてください。

**○米田総務課長** まず、文書ですけれども、基本的には、黒や青のインクを用いたインクを用いたペン・ボールペンを使用するということが原則になっておりまして、鉛筆などは消せる可能性があるので使わないということは、私が入ったときには、そのようなところで徹底されたところです。その後、技術が進みまして、ボールペンでも消せるものが出てきているというようなところでは、決して所管のせいにしてはいるわけではなく、こちらとしてもそういうところの注意喚起が足りなかった。そういうことで、利便性のある文房具が出てきて、それは鉛筆と一緒にのだということを知るのが足りなかったということもありまして、監査の指摘を受けまして、広く全庁的にイントラネットを使いまして、公文書についてはそういうものを使わないようにということを改めて周知したところです。今後、研修等も通じて、その辺のところを徹底し、二度と同じ指摘を受けることのないようにということで、もともとあったものについては、きちんとリカバリーをしていきたいと思っております。

**○立木経理課長** こちらの契約約款に関しましては、済んでいるものに関しましては、きちんと履行の確認をした上で、あと先方の契約先とお話し合いの中で、差しかえさせていただいているということで、履行はきちんとできているということで認識しております。

**○吉田委員** わかりました。過去に教育委員会に対する監査意見について取り上げたとき、他の委員から、「このような課題の発生時は成長していくための1つのチャンスとして捉えることができるのではないか。発生した個々の課題の背景を読み解いて、解決法というものを導き出しているか」という投げかけがありました。今回、私は同様の問いかけを、今回指摘を受けた部署だけでなく、全部の部署に対してさせていただきたいと思っております。ぜひきちんと取り組んでいただきたいと思います。

それで、時間が無いのですが、先ほどの決算書のことで、つる委員からの質問に対して、ご答弁が、これは場合によっては決算委員会の際に決算書等が出てこない可能性があるということでしょうか。

**○品川財政課長** 先ほどの答弁は、あくまで財務諸表のお話をしております。現在のところ、決算委員会には、成果報告書を出しておりますので、それが特に大きく変わるというものではございません。

**○吉田委員** 財務諸表です。だから、それが出てくるべきではないのですかということで。[時間切れにより答弁なし]

**○たけうち委員長** 次に、若林委員。

**○若林委員** 163ページ、公有地活用等検討などについて伺いたいと思っております。

まず公有地のところ、活用検討ですが、まず区の基本的な考え方として、施設が配置される、それから用途を変える。そういった段階で、即、空いた土地また動・不動産等、着工なり具体的な計画を進め

ていく。要するに、土地を遊ばせないというような早期に活用して区民サービスに供していくという、速やかな対応という考え方でよろしいのか、お考えをお聞かせください。

**○柏原企画調整課長** 今、委員ご指摘のとおりでございまして、そういう状況が出たときに、いろいろな検討をする中で、有効な活用というのが、建物も含めてやれるようにということで、全て検討してきたところでございます。

**○若林委員** そうしますと、旧第一日野小学校の跡地が2022年に定期借地権の契約が切れるというところで、具体的に年月が出ているわけですがけれども、この2022年に向けて、今の区の考え方を照らし合わせると、今後のスケジュール等はどのように考えておられるか、お聞かせいただきたい。

**○柏原企画調整課長** 旧第一日野小学校の部分につきましては、今ご指摘があったように、契約の期間というのがありますので、その期間が満了するところを1つのラインというか、そういうところに出しまして、その後の活用についてということで、さまざま行政の需要、それからいろいろなお声というのを考えながら、そこに向けて活用の考え方というのを庁内で検討を始めているといった状況でございまして、1つ、その期限というのを目指しているところでございます。

**○若林委員** では、2022年、多少前後するかもしれませんが。前ということはないのかもしれないですがけれども、着々と今、今年度、来年度、本格的に検討を進めていくというための予算がつけられたということで理解いたします。

それで視点を変えまして、旧第一日野小学校の跡地から少し離れまして、TOCの存在が今、品川区にとってどのようなものかというところの確認だけはさせていただきたいと思います。「五反田駅周辺にぎわいゾーン まちづくりビジョン」というのが、数年前ですか、地域の方々も含めて、結構な方が、結構な日数、年月をかけて、このビジョンをつくりました。区のビジョンですので、あまり縛りはないかと思いますが、その辺のいわゆる縛り、規制みたいなところと、まちづくりビジョンの中でのTOCの存在をどのように捉えて、品川区は、今後の五反田駅周辺のまちづくり、にぎわい、また福祉も含めて、どのように政策に位置づけられているかをお聞かせいただきたいと思います。

**○稲田都市開発課長** 五反田地区のまちづくりでございます。五反田駅周辺のにぎわいゾーン、まちづくりのビジョンを、委員がおっしゃられましたとおり、作成してきているところでございます。そのエリアの中においてにぎわい拠点と位置づけておりますのが、まず五反田駅、それから旧ゆうぼうと跡地、それからTOCと、この3カ所でございます。この五反田のにぎわいのために、この3拠点を中心としながら、にぎわいづくりをやっていこうということで、TOCにつきましても、現在、建て替えの期限等も来ておりますけれども、そういう点も含めながら、にぎわいまちづくりをやっていこうと考えております。

**○若林委員** それで、近年ご案内のとおり、五反田駅周辺が、ゆうぼうとがオリンピックの後になるのですか、新しい施設建設が発表されたり、またリバー駅舎が今年度中には完成する。これで、川、海、また陸というつながりが、五反田を中心に出てくる。これは品川区全体にとって、水辺の活用ということで、オリンピックも含めて大変に重要な地域資源になるだろうと。また五反田、大崎は、冬も含めて桜の名所である。また区長も大変に力を入れていらっしゃると思います五反田パレーも、五反田を中心にさまざまな立地条件が合致しながら、五反田の地に通信事業の方々が山積していくだろうと。また、この地域には、五反田文化センターがあり、図書館機能があり、区民のいわゆる文化活動の1つの拠点であり、また、なかなか都内には珍しいというのでしょうか、プラネタリウムがあって、毎年、生涯学習も含めた区民の皆様のためのさまざまな企画がされていて、著名な方々もお越しいただ

いていると。また、これはトピックですけれども、TOCの五反田メッセ、旧第一日野小学校跡地に入る五反田メッセでは、今月の15日からゴールデンウィークぐらいまで1カ月半、世界的に有名な「ザ・ローリング・ストーンズ展」がやってくるということで、私も地域の30代、40代の青年層にこのお話をしたときに、大変にびっくりして喜んでおられまして、こういう若い世代もローリング・ストーンズのロゴも含めて非常に人気が高い。聞くところによりますと、この「ザ・ローリング・ストーンズ展」は、世界5カ所で、五反田で行われるのがアジアで唯一ということで5カ所目で、5カ所で100万人が動員されるということで、また五反田の地域に、単純に言えば1カ月半のうちに20万人前後の方が、日本中から、また世界からも足を運ぶのではないかと、大変に、まちを歩いていても、今の受験のシーズンは、あの辺が医学部等の受験の会場になっていて、非常に若い人たちが、ぞろぞろと歩いていらっしゃるという光景を毎日目にしております。また、当然、福祉の観点等も入れながら、今後の旧第一日野小学校跡地の活用については、さまざまな地域、またビジョン、品川区全体のにぎわい、発展のために、ぜひとも2022年を目指して着実に進めていただきたいということだけ申し上げて、終わりにしたいと思います。

それから、同じく163ページの長期基本計画の策定については、お願いをしておりました、転出入に当たっての転出入者の声、アンケート、品川区をなぜ転出するのか、また品川区になぜ転入しているのか、今後の長期基本計画と品川区の政策を立案する上では大変貴重な資料になるのではないかとお願いをして、調査を進められたと思いますので、そのアンケートの内容や結果の概要をお知らせいただきたいと思います。

それからもう一つだけ、177ページの非常用電源確保対策。非常用電源が、避難所、地域センター等に配備されますけれども、この平時の活用、訓練での活用についても考え方をお聞かせください。

**○柏原企画調整課長** 区に入られる方、転出する方のアンケートというところでございまして、こちらは戸籍住民課にアンケート用紙等を置かせていただいて、自由回答ではあるのですが、昨年の秋から始めているというところでございます。全部の完全な集計はあれなのですが、簡単にご紹介しますと、転入者の方、年代別のところで申しますと、20代、30代、特に20代の方の転入が多いというところ。それから理由としましては、仕事関係で転入してくる方が多い。こういった傾向が見られますので、今後も引き続きこういったところを分析しながら、長期基本計画の策定に役立てたいと思ってございます。

非常用電源の平時等の活用でございまして、こちらにつきましては、何かあったときに使うための電源等も含めて、常時使えるような形での体制をとっています。そういったところも含めて、いろいろな活用については、今後、あわせて検討していきたいと思っております。

**○たけうち委員長** 次に、伊藤委員。

**○伊藤委員** 私は168ページの情報化推進経費、それから198ページのシティドレッシング、200ページの戸籍及び住民基本台帳費に関連して質問します。

先に情報化推進経費でありますけれども、庁内のネットワークや住民基本台帳等のシステムは確立したと考えているわけでありまして、同時に情報が集約されて、さらに39万人の区民の方々の住まいデータを所有しているわけでありまして、改めて、そのデータをウイルスやハッカー等外部からの日々巧妙化する不正侵入に対し、どうセキュリティを確保していくかということの確認が1点と、それから昨今、地震が相次いでいるわけでありまして、改めて地震と停電対策を聞くということと、それから、たしか毎日バックアップしていると聞いているのですけれども、改めてバックアップは

どこでどういう対応をしているのかということをお聞かせください。まずお願いします。

**○山本情報推進課長** まずセキュリティーについてのお尋ねでございます。区としましては、区の保有する情報資産を守るために各種セキュリティー対策を実施しているところでございます。ウイルス対策で言いますと、ウイルス対策ソフトの導入であったり、また今年度始めたところでは、メールファイルの無害化といいまして、ファイルにプログラムなど入っていた場合、そちらを除去して、きれいな状態で職員の手元に届くような仕組み等、導入しているところでございます。

それから、地震等の対策というところでございますが、こちらの物理的対策というところでは、まずサーバー室にサーバーを保存・運営しているところでございますが、サーバーは免震ラック等を設置しまして、地震があったときも倒れないような装置を導入してございます。また、ネットワークに関しましても、ネットワークの冗長化、二重化というところをやっておりますので、ネットワーク障害に対しても、こういった部分に対応しているところでございます。

それからバックアップ体制ですけれども、こちらはサーバーのバックアップをサーバー室で行っているところでございます。

**○伊藤委員** バックアップすることは当然であるし、それから、今お話しされた耐震化することも当然であるけれども、随分と想定外のことが起こった地震の経験上から思うのは、私が昔聞いた話だと、データをバックアップしたものが、非常に遠いところで、セキュリティーのことがあるから公表できないかもしれないけれど、遠いところで保管されていると聞きました。だから、デジタルで対応するのはもちろん一緒なのだけれども、実際のデータを全く違う場所にアナログ的といったらいいのか、そういうことをしているのでしょうかということを確認したいのです。つまり、今、万全な対策をとっていることはわかるのだけれども、それでもなお対処できない事態が昔起こったわけだから、やはりそのことについては、もう一つ、前に進んだ答弁をお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

**○山本情報推進課長** 今ご案内いただきましたバックアップの関係でございますけれども、住民情報システムのデータに関しましては、委員ご案内のとおり、磁気テープでの保存に変わっておりまして、区役所庁舎外での保存というのを行ってございます。

**○伊藤委員** 私の聞き方が悪かったですけれども、要は別の場所でしっかり保管されているのでしょうか。そのことの関係をお願いします。

**○山本情報推進課長** 委員ご案内のとおり、そのような対応をとってございます。

**○伊藤委員** わかりました。ハッカーのことについては、それこそアメリカ国防総省のコンピューターが侵入されたという話も聞きますし、それはやろうと思えば、いろいろな方法を使って品川区の住民基本台帳の情報に侵入することは幾らでもできるわけですから、なかなか、日々巧妙化する手口であるからなかなか難しいのはあるかもしれないけれども、万全な対策をとっておきますよう、お願いしておきます。

それから、仮定の話でありますけれども、バックアップが必要となった場合には、どれぐらいの時間で、区役所のシステムを再開することができるのでしょうか。できるだけ短いほうがいいと思うのですが、確認のために答弁をください。お願いいたします。

**○山本情報推進課長** バックアップ、復元というところですが、実際はシステムエンジニア等に委託して行うところになりますけれども、こちらの時間というところは、正確なところは出てこないのですけれども、早急に対応できるような体制は整えてございます。

**○伊藤委員** これも古くて新しい問題でありまして、新しい脅威が毎日毎日出てくるわけでありまして

から、十分な対応をお願いしておきます。

それで、万全な対策を内部で構築した後、これから私たちが持っているのは、個々の区民の性別、年齢、結婚等、生活のさまざまなステージを、データ上で、ある程度把握できるわけです。そうすると、その情報を活用することで、いろいろな区民サービスが向上する可能性があるわけでありまして。そういうことから考えていくと、まず現下の緊急の課題であります虐待について思うわけでありまして。当然、システム上で、住民基本台帳のデータ上で、乳幼児、小学生等の把握を簡単にできるわけです。その上で、ほかの自治体の虐待事例であったり、それから学校、保育園、幼稚園等を長期欠席している児童生徒であるとか、それから問題があると思われる情報と結合していく。そうすると、いろいろなところからの情報で虐待の可能性が出てくる。だから、そういう形で、新たな観点で、住民基本台帳データを、使っていくことが必要だと思うのだけれども、いかがでしょうか。答弁をお願いいたします。

**○山本情報推進課長** 住民情報のデータの活用というお話かと思いますが、確かにこちらは、区民の方のいろいろな情報というのを把握しているところでございます。そういった意味で、虐待の芽をつむ、早期発見というところでは、活用の方法があるかと思えます。あとは所管で実際にシステム構築等を行い、運用する形になるかと思えますけれども、その辺は連携して調整していきたいと考えてございます。

**○伊藤委員** これはすごく新しい観点だと思うのです。虐待の問題の早期発見は、皆さんがおっしゃっている。地域の方々の目であったり、それぞれの町会や民生委員の目があることはわかっているのだけれども、もっと物理的にもっとわかりやすく、デジタルデータを活用した上で、もちろんそれを表に出すことはないのだけれども、それをもとにした上で、いろいろなデータと照合した上で、幾つかの家庭を絞り込んでいくことは当然できると思うのです。だから、現下、虐待のことにに関してだけ、こういう住民基本台帳の情報の活用というのは、すごく利便性・活用性があると思うので、改めてこれを進めていくなり検討していくなり、1つの方法とみなしていただけたらと思うのですが、いかがでしょうか。

**○山本情報推進課長** データの活用というところでは、ほかの自治体でも一部始まっていますけれども、住民情報システムの情報を匿名化しデータ化して分析等々を、行っているところでございます。そういった部分で可能性は大分あると思ってございますので、区としても考えていきたいと思ってございます。

**○伊藤委員** それから、この質問はまとめていきますけれども、住民基本台帳の情報がデジタルデータになっているということは、虐待のことだけではなくて、さまざまな観点から利用する価値は相当あると思われるのです。もちろん、セキュリティーの観点は大事なもののだけれども、品川区内の庁舎の中で、いろいろな部署でそれを活用するのは、充分できると思います。だから、これをもっと大きい目で見れば、電子区役所の展開になってくると思うのだけれども、まさに業務の効率化であったり、事業の洗い出しであったり、費用対効果の測定であったり、さまざまな観点から使えるわけです。だから、セキュリティーの中で守られているということが大前提なのだけれども、せっきくのデータを、それぞれの各部署で有効に活用していく手はずをつくっていくということも、これからの1つの方向性ではないかと思うので、企画部でいいのか、答弁をお願いいたします。

**○柏原企画調整課長** 区が持っているデータの活用というところでございます。ご指摘いただいたような、有用な、有効な活用というのが、さまざま考えられますので、それを庁内でどういったところが使えるか。システム部門のビッグデータの考え方であったり、その有効活用という、いわゆるエンジ



ニアリングのところでの発展みたいなどころがありますので、そこを考えながら、そういうところで全庁的な連携ということになるかと思います。ただし、法制度上で、例えば個人情報というのは取り扱いが非常に限定されている部分があったりしますので、あと、おっしゃっていただいたセキュリティーや個人情報の関係は十分に注意しながら、さまざまな活用について、できることについては検討を進めていきたいと思っています。

**○伊藤委員** それから、シティドレッシングについては、簡単な質問ですけど、プレス発表によれば、区内商店街の街路灯に東京2020大会の装飾を施すことで、オリンピックの演出とあるのですけれども、ドレッシングとは、着付け、服、装いを意味する。そうすると、このシティドレッシングというのは、ただ旗を上げるだけ。これももちろんいいのですけれども、もっと多面的な政策を展開すべきと思うのですが、いかがでしょうか。答弁をお願いいたします。

**○辻オリンピック・パラリンピック準備課長** シティドレッシングについてのお尋ねでございます。現在のところは、委員ご指摘のとおり、旗を、商店街のところにも今ですと3カ所掲げているところがございます。そのほか、立会川駅前には、駅の高架下のところに、オリンピックのマークを掲げていたり、あとは工事現場に品川区の3競技応援キャラクターで2020を応援しようというものもつけているところがございます。これから、もう1年前になりましたので、多面的ないろいろな手法をとって、機運醸成のための雰囲気づくりをどんどん進めていきたいと思っていますので、いろいろな形で進めていく予定でございます。

**○伊藤委員** ぜひ、これはまさかこれだけで終わると思っていないので、やはりいろいろな事業を展開していったって、コマーシャルをつくることは難しいのかもしれないけれども、東京2020大会を契機としたまちづくりにつなげていっていただきますように、お願いしておきます。

それから、住民基本台帳の関連ですけども、戸籍及び住民基本台帳費に関連してでありますけれども、これはたしか午前中の質問で出ました。総務委員会では浜松市に行ったことを思い出しまして、あのとき、同市のいわゆるワンストップサービスを視察して、非常に勉強になったわけであります。品川区で言うところの戸籍住民課の職員の方になりますが、浜松市ではほとんどの業務を把握して、課を超えたさまざまな申請を1つの窓口で受付するサービスを展開していました。もちろん、この実現のためには、浜松市も時間をかけて業務を抽出した上で、職員を教育し、それからさまざまな制度も変えた上で展開していて、結果として市民サービスが非常に好評だったと聞きました。先ほど、午前中の質問もありましたし、以前にほかの委員から質問がありましたけれども、これも1つの方法だと思うわけですので、改めてワンストップサービスについての品川区のお考えをお聞かせください。お願いいたします。

**○堤坂戸籍住民課長** 戸籍住民課では、今、年度末の繁忙期だけに限らず、年中混んでいるような状況で、お客様にご不便を感じさせております。まずは4月から、証明窓口業務委託というのを入れるということと、申請書支援システムを導入いたします。そういうことで、まずは窓口の混雑の解消にまずチャレンジしていこうということで、積極的に取り組んでまいります。その上で、戸籍住民課の窓口以外の窓口の事務についても、限られたスペースの中でどれだけできるかということ、ほかの課と連携しながら検討してまいりたいと考えてございます。

**○伊藤委員** 浜松市は市の中の各部署とも調整した上で、体制整備、それから職員の業務改善もしっかりした上でこれを実現しているわけであります。もちろん、すぐに実現できるとは私たちは思っていないのだけれども、加えてICTとかIoT技術を活用すれば、さらにこれが先に行くことが当然予想

されるわけであって、今の現時点での課長の答弁は理解するのだけれども、新しい品川区の未来に向かって、1つの方向性を示していくべきと思うのですが、いかがでしょうか。答弁をお願いいたします。

**○提坂戸籍住民課長** まずICTということでございますけれども、まずは申請書作成支援システムということで、運転免許証やマイナンバーカードをお持ちいただいた方には、そのカードをかざすことによって、ご住所とお名前を自動印字するフリーシステムをまず導入します。さらに一歩進んで、転入届けをするお客様に対して、自動的に前住所の電子証明書を読み取って自動的に印字できるようなシステムもあるやに聞いております。そういうものがどの程度活用できて、お客様の待ち時間を減らすことができるかということで検討してまいりたいと考えているところでございます。

**○たけうち委員長** 次に、石田ちひろ委員。

**○石田（ち）委員** 私からは、197ページのスポーツ推進費から、品川区スポーツ推進計画策定について伺いたいと思います。

事項別説明資料を見たところ、品川区スポーツ推進計画の目的として、品川区の特性や区民ニーズに応じたスポーツ施策を実施し、スポーツを通じたまちづくり、共生社会の実現を目指すとあります。このスポーツ推進計画は、区独自につくられるものなのでしょうか。それとも、オリンピック・パラリンピック等に向けて、国や都からの流れで23区でつくろうとなっているものなのか、伺いたいと思います。

**○池田スポーツ推進課長** スポーツ推進計画についてでございます。今回出しておりますスポーツ推進計画につきましては、品川区独自の策定ということで考えてございます。

**○石田（ち）委員** 独自のものというところですけども、なぜこれを策定しようというふうになったのか、経過を聞かせていただきたいのと、あと策定までのスケジュールです。策定委員会等々もつくられてやっていると思うのですけれども、何回ぐらい、どういったメンバーでなど、その辺がわかればお知らせください。

**○池田スポーツ推進課長** 品川区のスポーツの振興に当たりましては、平成22年3月、品川区文化芸術・スポーツ振興ビジョンというものを策定いたしまして、そこから、それに基づきましてスポーツの振興をさせていただいているところでございます。また、国が第二期スポーツ基本計画というものを、平成29年3月に策定いたしまして、新たに各自治体でこれに基づいたスポーツ計画を提出するようという指示もございます。私どもの現在の文化芸術・スポーツ振興ビジョンについては、かなり優秀なもの自負しているところではございますけれども、新たにスポーツの推進計画を策定するというところを考えているところでございます。

そして、日程についてでございますけれども、予定といたしましては、来年、平成32年に長期基本計画ができますので、その長期基本計画策定以降に、同時にできるような形で、スポーツ推進計画が策定できればというようなことで考えているところでございます。

**○石田（ち）委員** 先ほど課長もおっしゃられた、平成22年に策定された、品川区文化芸術・スポーツ振興ビジョンですけども、私はここに障害者の位置づけがないということが大問題だということで指摘しまして、障害者スポーツ振興計画の策定を求めてきましたけれども、今回の品川区スポーツ推進計画に障害者は位置づけるべきだと思うのですけれども、いかがでしょうか。

**○池田スポーツ推進課長** 私どものスポーツの推進に当たりましては、私が常に言っていますように、いつでもどこでも誰でもということで、当然、障害をお持ちの方も、今回のスポーツ推進計画に重点的に入るような形で考えているところでございます。

○石田（ち）委員　いつでもどこでも誰でもということで、やはり誰でもというところに、障害者が一緒になって位置づくというのも大事かと思うのですけれども、やはり障害者ですので、さまざまな障害を持たれていて、一人ひとり違う複雑な状況を持たれているので、そういった状況に応えるようなスポーツ推進計画にしていくべきではないかと思います。ですので、やはり障害者をしっかり位置づけて、障害者の順建てというのですか、そういったことをやりながら進めていくべきではないかと思うのですけれども、策定委員会も開かれると事項別明細にも説明がありますけれども、ですから障害者、当事者を複数、団体も含めて、障害別に策定委員に入れるべきだと思いますし、あと区民意識調査もされるということです。ですので、これはどのようにされるのかを伺いたいのと、そこにやはり障害者当事者、家族、団体にも、障害者に特化した調査をすべきかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○池田スポーツ推進課長　まず策定委員会につきましては、これから予算がついてからということにはなりますけれども、策定委員会の中には、当然、健常者だけではなく、障害をお持ちの方にも入っていただく。そして、また障害者の団体の中からも知識人という形で入っていただけるかということ、私どもとしては希望としてございます。

推進計画の内容についてでございますけれども、章立てということ、今お話があったところでございますけれども、実際に推進計画の策定につきましては、策定委員会で、こういった形で作るというふうに決めてまいりますので、今、ご要望のあったことについては、策定委員会ができたときには伝えて、実際にできればいいとは思っております。

○石田（ち）委員　ぜひ、区が主体でつくっていただきたいと思うのです。それは、策定委員会もその中で話されるというのは重要ですが、やはり区が主導で責任を持って、障害者スポーツ推進計画としてつくっていくべきではないかと思うのです。

区が平成7年に、品川区における障害者スポーツ振興プログラム策定に関する研究報告というのを出版されていまして、筑波大学の体育・スポーツ経営学研究室が出しているわけですが、この中でも本当にきめ細かに団体から聞き取り、そして当事者から聞き取り、そして、この区の現状、障害者スポーツの現状、そして課題と、出しているわけです。しかし、平成7年ですので、もう24年たっています。今、障害者スポーツも著しく発展する中で、新たなスポーツ計画をつくっていくべきだと私は思います。東京都でも、東京都障害者スポーツ振興計画が平成24年に出されています。策定されています。その中には、とりわけ障害がある人にとってのスポーツ活動は、リハビリテーション効果、すなわち障害の進行の予防や軽減の効果、現存している機能の維持・向上、外出やコミュニケーション機会の増大に結びつくなど、障害がない人にとってのスポーツ活動の有益性に加えて多くの効果があるということで位置づけていまして、しかし実施率も低いし、障害者のスポーツ活動への参加は低調であるとまとめているわけです。これをやはり、しっかりと品川区版でまとめていくべきだと思います。共生社会の実現というのであれば、スポーツ分野での障害者への理解をやはり進めていくためにも、策定委員会任せにせず、品川区が先頭に立って、責任を持ってつくっていくべきだと思います。

そして、東京都が出している障害者スポーツ振興計画の中には、スポーツや運動をしない理由の中に、そもそも障害が重くてできないという声や、スポーツが嫌だからというのが上位を占めるのですが、その次には、指導してくれる人がいない。介助してくれる人がいない。一緒にスポーツや運動をする人がいない。してみたいけれど、運動やスポーツで何をしたらいいかわからない。こういった声が多く寄せられています。やはり品川区でこうした支援をする方。今、スポーツ推進委員やスポーツ・レクリエーションの委員は、日々、スポーツ推進に向けて頑張っていると思うのですけれども、障

害者スポーツ指導員というのは、品川区にはどれぐらいいらっしゃるのでしょうか。

**○池田スポーツ推進課長** まず障害者のスポーツのことにつきまして、平成6年のプログラム策定ということで、私も、確かに平成6年に、柳沢教授にご依頼いたしまして、スポーツプログラムを策定していただきまして、それ以降といえますか、昭和56年の国際障害者年を契機に、そこからもう既に障害者スポーツについて振興しているところがございます、皆様ご存じのように、体育館では障害者を対象とした教室を行ったり、近年では障害者水泳大会を実施したり、昨年につきましては障害者の方を対象にフライングディスク教室をやるなど、いろいろ障害者のスポーツの振興をやっているところがございます、また平成31年度につきましても、今度はまた実際にランニングみたいな、障害者の方が一番何が必要かというところでは、外に出るとのこと。何をしたいかというところでは、散歩、ウォーキングというものが一番のやりたい種目の中で入っていたかと思しますので、そういったものに応じてやるようなことを考えているところがございます。

実際にこれからスポーツ推進計画を策定するに当たりましては、当然、先ほど策定委員会の方が策定するという話はいたしましたけれども、実際に事務局として区職員が入りいろいろと力を入れるところがございますので、障害者スポーツだけでなく、高齢者のスポーツ、その他、スポーツに関することについてまとめたものとして、スポーツ推進計画を策定していきたいというようなことで、今回、予算に上げさせていただいたところがございます。

スポーツ指導員の人数は、障害者のところですけれども、中級指導員が2名、初級指導員が9名、スポーツ指導員が資格を取っているところがございます。

**○石田（ち）委員** 障害者スポーツ指導員は、中級が2名と、9名ということで、東京都の障害者スポーツ振興計画でも、こうした人材、キーパーソンとなる人材の不足が問題だということで、スポーツを広め、指導に当たる人材が不足しているということを課題に挙げています。ですので、やはり品川区でもどういった実態なのか、障害者に聞き取り、また障害者を支援する皆さんに聞き取って、障害者スポーツ計画を策定すべきではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。それで、この東京都の障害者スポーツ振興計画の中では、障害者がスポーツや運動を行う上で必要なこと。この中には、やはりスポーツ施設のバリアフリー化、またスポーツ施設までの移動方法の確保、あとはスポーツへ参加するための経済的支援、それから医療サポート体制の確保と、やはり障害がない人ではあまりない、特化した要望があるのかと。必要なことというのは出てくるかと思しましたので、やはりこうした障害者スポーツ計画を品川区として策定していく。そして、障害者スポーツ指導員を増員させていく。そして、さらに障害者スポーツセンターをやはり建設していただきたいと。東京都に働きかけていきますということを、この間、障害者スポーツセンターについては、近隣区と話して、そして東京都にも求めていきますということをおっしゃっていますけれども、そこは今どのように進んでいるのでしょうか。

**○池田スポーツ推進課長** まず障害をお持ちの方のための計画ということでございますけれども、私どもが、今度つくりますスポーツ推進計画は、どなたでも運動ができる、スポーツを楽しめると。そして最後に、共生社会の実現ということを考えてつくるところでございますので、障害をお持ちの方も当然中に入っているところがございますので、まずそこで大きなものを考えとして計画をつくっていくとご理解いただければと思います。

あと、障害者スポーツセンターをとということでございますけれども、委員がお話しされたように、私どもとしては、東京都に城南地区に設置するよということ、ずっと要望しているところがございます。今後も要望については変わらずやってまいります。

○石田（ち）委員　今、東京都の障害者スポーツ振興計画、スポーツをする上で必要なことというので答えられている内容は、障害者スポーツセンターができれば結構解消される中身なのです。ですので、そうしたことを早く実現させていただきたいですし、品川区のスポーツ推進計画にしっかりと障害者を、みんなと一緒にではなくて位置づけるべきだと思います。強く要望します。

○たけうち委員長　次に、須貝委員。

○須貝委員　私は、総務全般で、職員定数の問題を伺います。

区では毎年、職員定数を決めています。条例で定めています。そして、この定数内職員は正規職員といいますが、4月1日より、新年度の職員定数である定数内職員は2,489名とあります。しかし、この職員定数に、休職している正規職員と、また公益的法人等への派遣されている正規職員は入っておりません。ということは、実際、公表されている職員数は2,489名ですが、正規求職者と正規派遣職員を足した人数の合計が、区で正規職員として登録している人数でしょうか。教えてください。そして、合計で何人になるのか教えてください。

○黒田人事課長　定数条例上の職員数でございますが、これは課といった職場で仕事をする職員の数ということで、委員ご指摘のとおり、定数外の職員の数は除いているものでございますが、予算書では、10月1日でございますが、現員数ということで、いわゆる休んでいる職員も含めて人数としては計上してございますので、予算書でございますと、例えば一般会計であれば、388ページの職員数というところで、2,519名、本年度と書いてございますが、これは10月1日現在の現員ということで、休んでいる職員も含めたものを、掲載しているものでございますので、現在、自治法派遣を除いた自主財源人員では2,602名でございますが、自治法派遣をしている職員が15名おりますので、全体で2,616名というのが職員の数でございます。

○須貝委員　その中で少しお聞きしたいのですが、休職中の正規職員の方が、戻れる状況になった場合ですが、これはもとの職場に戻れるのでしょうか。というのは、そこに休職者のかわりに代替の職員、正規職員の方が補充されていると思うのですが、その辺について少しお聞かせください。

○黒田人事課長　まずは休職者ですと、一番多いのが、いわゆる育児休業ということでございますが、育児休業の職員につきましては、任期つきで育児休業代替という制度で職員を採用してございますので、育児休業に入る期間から任用が始まりまして、基本的には年度末までの任期ということで運用してございますので、翌年度、育児休業中の職員が保育園にお子さんが入園できて復帰できるということであれば、その方が復帰していただきまして、任期つきの職員は任期は満了になるというような形で、多少、重なる場合もございますが、基本的にはそういった形で、定数自体は運用しているものでございます。

○須貝委員　ということは、そういう代替職員の場合には、正規職員ではなくて、非正規職員、期限つきの職員を採用しているということですか。それから、もう一点は、派遣職員の方がいると思うのですが、この方たちも同様に、一時的に非正規雇用の非常勤の職員なのでしょうか。2点お聞かせください。

○黒田人事課長　育児休業の任期つきの職員につきましては、基本、法律上といいましょうか、地方公務員法上の位置づけは、一般職員と基本的には変わらないのですが、任期があるという意味では、正規職員は任期は定年までということでございますので、そこが違うというところでございます。それで、いわゆる人材派遣につきましては、人材派遣会社で雇用されていて、こちらで人材の派遣をお願いしているということでもありますので、非常勤職員ということではなくて、これは民間企業の社員が、こちらが求めた業務に応じて人員を派遣していただいているということになりますので、区の非常勤職員とい

う位置づけではございません。

**○須貝委員** そうすると、我々ではなかなかわかりにくい、民間ではわかりにくい中身なのですが、何でも、何で、先ほど2,600名の方がいるというお話でしたが、だったら最初からそういうふうにしておけばいいのではないですか。それを、こうやって2,489名となっていますけれども、実際は違うのです。実際には二千六百何名いらっしゃるということならば、そういうふうに最初から定数条例で定めておけば、何らおかしいことではないと思うのですが、その辺についてご見解をお聞かせください。これでは、職員定数をわざと、一生懸命やっている行財政改革ではないですけれども、定数を少なく見せているような感じもしますし、このような手法をなぜとらなければいけないのですか。これは区民にとってもすごくわかりにくいと思うのですが、ご見解をお聞かせください。

**○黒田人事課長** まず、定数条例上の職員でございますけれども、これは常勤の職員につきましては、一旦、採用いたしますと、定年までということになりますから、大変長い年月、活躍していただければならないというところがございますので、そういった人件費については固定経費でございます、財政負担が一定程度、議会のチェックを受けるというところにおいて、定数条例で職員の上限等を決めるというところがございます。その中で、病気休職とか育児休職中の職員につきましては、当然、休んでいる間は職務ができませんので、定数外とするというふうになっているものでございます。

職員の数え方でございますけれども、こちらはそもそも総務省による実態調査の職員数ということで、これは全国的な地方自治体の職員数については総務省が調査しておりまして、一義的には地方交付税を、基準財政需要を把握するために、地方公務員の数というのを総務省で把握しておりまして、そういった中で区も、そのルールに基づいて、常勤職員についてはカウントしているというところでございます。

非常勤職員と人材派遣の考え方についてでございますが、そもそも常勤職員だけですと事業運営がうまくいかない。例えば短時間で勤務していただく非常勤職員の方がいらっしゃると事業運営がうまくいくというところであれば、そういった、常時勤務を要しない職をつくりまして、各事業運営の中に非常勤職員を配置したり、先ほどのこの中でも質問がありますが、人材派遣につきましては、職員でなくても、定型的な業務でありますとか、例えば短期間の仕事をお願いしなければいけないときに、人材確保という意味では、人材派遣を活用したほうがいい場合というのもございますので、そういった中で、本来は常勤職員で全てのことができればいいと思うのですが、なかなかそういうわけにはまいりませんので、さまざまな制度を活用しながら事業運営を行っているというような状況でございます。

**○須貝委員** それでは、少し別の視点でお聞かせ願いたいと思います。このたび、わざわざ公益的法人等へ職員を派遣することができる団体が追加になっています。これも正規雇用ではなくて、これも非常勤とか臨時で雇っている職員なのですか。シルバー人材センター、文化振興事業団、国際友好協会その他とあります。この理由は何ですか。教えてください。何で、別段、そんなに忙しい部署でもないのに、区から職員を、そこに派遣してやるという意味合いがわからないのですが、教えてください。

**○黒田人事課長** 今回、条例提案いたしました、いわゆる派遣条例の改正で、そこに追加する団体についてでございますけれども、今までも研修派遣という形で、これは正規の職員を研修という形で派遣して、さまざまな団体の事業運営方法でありますとか、例えば民間の経営手法的なものもあるということで、あくまでも研修という位置づけで職員を派遣していたものでございます。この派遣条例に基づく派遣というのは、法人の職員としての身分もあわせて持つということになりますので、その法人の職務も本格的なことができるということで、区政にとって密接な団体でもございますので、そういった事業運営の中では、そういった派遣も必要であると判断しまして、今回、条例提案を申し上げたものでござ

います。

○須貝委員　今、研修というお話がありましたが、区の職員がそちらに研修するという、まずこれがおかしい。そこで人数が必要なら、そこで人を公募するのが筋です。これについて簡単に見解をお聞かせください。

○黒田人事課長　派遣法の目的としましては、地域における人材の有効活用を通じて、適切な公民連携によって諸政策を行うというものでございます。

○たけうち委員長　次に、石田秀男委員。

○石田（秀）委員　私は189ページ、歴史館職員給与費、195ページ、資料整理・外部倉庫預入、リニューアル基本計画検討経費について伺います。

我々会派からも歴史館についてはさまざまな意見を述べさせていただいておりますし、まず学芸員は必ず正規職員を使うようお願いをしてきたところでもあります。その中で正規職員が何名か採用されるとい形になってくると思いますが、何名採用されるのか。それで学芸員の方々の仕事の中心は何なのかという、ここで出ていると、多分、資料整理が一番最初に必要だろうと思っております。これが中心の仕事になってくるのか。リニューアルのことを考えれば、やはり資料整理がまず先にあるのだろうと思っておりますので、この辺の学芸員の方々の中心の仕事、どういう形で学芸員の方を活用していくのか。ここをまず初めにお伺いしたいと思います。

○黒田人事課長　学芸員の採用でございますが、本年度、採用試験を行いまして、2名の学芸員を採用する予定でございます。配置先の予定といたしましては、歴史館と、教育委員会にございます文化財の担当へ1名ずつ配置したいと考えているものでございます。

○石田（秀）委員　文化財の担当と、それから歴史館ということだと思うのですが、そうすると、歴史館の中の資料整理は、先ほど言いましたように、学芸員の方がずっと収蔵庫にこもったとしても、多分1年やそこらは軽やかかかってしまうのだろうと私は思っておりますけれども、その辺のところはどう捉えていらっしゃるのか。それから、これからリニューアルをしていくというのであれば、その収蔵庫は、いつももういっぱいですと、必ずそういう話があります。では、収蔵庫をどういう形で、これからリニューアルをしていく中、収蔵庫を新たに大きくしていくのか。なかなかそれは限界があるのだろうと思っております。そうなったときに、東京都などは、寄贈をいただくときに、1項目、処分項目があります。こちらでどうしても処分をとという話があると、処分したいときには東京都の権限で処分させていただきますという項目があります。品川区は今ありません。ありませんので、例えばご家族のお孫さんが、こういうのを品川区に寄贈しているのだけど、それをもう一度戻してほしいという、出してきてそれを戻す。この作業だけでも非常に大変な作業になってくるのだろうと思っております。ですから、こういうことも含めると、例えば美術品がある。これは個人が特定されているものもあります。それから、例えば、少し前まであったのですけれども、鉄のお釜とか、こういうのはたくさんある。それから、一番は書籍。古文書などというのは、それはそれとしても、大学等や研究機関が、さまざまそういうものを研究されて、それを歴史館に送ってくる。それは寄贈していただけるのだけれども、それは今、データでもいいわけです。何とか大学、何とか学科が研究した。それを学会で発表した。その資料がすごい量ある。こういうのも、例えばそれをデータでもらって、大学とか、そういうところに返せるのか。それから、大学生に聞いたら、そういうのは資料として、その学科にいる大学生は買わなくてはならないみたいなきもあったりして、そういうのを安く売ってくれるのなら、幾らでも買う人はいるのではないですかなどと言われたけれど、いただいたものを行政側が売っていいのかということ、これは微妙な

ので、私はわからないけれども、そういうことを含めて、今このときそれをやるべきだと思っておりますけれども、その辺の考え方もあわせて教えていただけますか。

**○立川文化観光課長** 今年度、資料整理・外部倉庫預入について予算を計上させていただいているところでございます。当然、今回、採用しました学芸員の力をかりるところでございますが、実際の作業につきましては、文化財の調査、整理、研究を専門とする業者へ委託して、約2万点の未整理資料を目録化するというのを、新年度の予算として計上させていただいているところでございます。

また、ただいま委員ご指摘のございました寄贈に関するルールの中でございます。こちらにつきましては、やはりご指摘も踏まえ、どういった決まりで寄贈を受けるかというのは具体的な検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

**○石田（秀）委員** その部分はぜひやっていただきたいのと、どうして学芸員の方かということ、お返しできるものや、ルールが変わるのなら処分をさせていただきますという確認も必要になってしまわないですか。そういうことをやはりやるとなると、今から始めるとしても、二年、三年、かかってしまうと思う。だから、その辺のところをあわせてやっていかないと、間に合わなくなると言う、言い方は変だけれども、ぜひそういうことも含めてやっていただきたいと思いますので、今のルールの中で、まずそこを整理して、それをお返す。また、それを処分していいのかどうかということも含めて、確認作業もやっていただきたいと思いますので、そこはもう一遍、答弁をいただきたいと思います。

それからリニューアルの部分であります。これは、そこを全体的にリニューアルしてほしいという話は我々もさまざましてきました。茶室はもう使えないという状況で、これもリニューアルをするということで、一回、見積もり等はとったけれども、全体計画の中でというお話だったので、見積もりをとったのだと思っております。その中で、今、日本庭園があって、あの茶室がある。これはしっかり残していくべきだろうと思っております。今、あそこの中では、水琴窟はもちろんあるので、あれはあれですごく残していいものだと思います。その中で、お茶室は、いかに客人をもてなすかということだと思います。それで、流派はたくさんあるから、お茶室をいろいろな形で聞くと、さまざまな案が出てくるのだと思うけれども、今、地震対策で言えば、お茶室などはやはり柱などが狭いし、ではしっかり基礎はどういうふうにつくっていくのかと、それはあるのだけれども、やはり屋根を軽くするというと、これは瓦ぶきだったら、もう大体、銅板にしていこうという話が多いと思います。そうなったときに、長もちをさせるのであれば、私は緑青を最初にふかした銅版があります。最初にもう緑色にさせてしまう銅版がある。これをするによって、黒いところがあまり出てこない。こういう効果があり、若干これは高いのだけれども、最初に酸化させてしまう。こういう部分のところは、私は入れ込んだほうが良いと思っております。

それから、日本庭園なので、必ず園路が出てくると思います。園路の部分については、これは私の教育上の問題もあって、私はさざれ石を使ったらいいと思う。さざれ石の園路というのは、すごくいいです。歩いた感じの中でも非常にいいし、国歌の中でもさざれ石と出てきて、皆さんどういう意味の石かわかっていないので、これを使うと、私は非常にいいと思う。こういうことも含めて、いろいろな方から意見を募る。そういうお茶室にさせていただきたいと思っております。

それから、歴史館自体は、これは前から我々言うておりますけれども、食事ができる場所や集客できるようなレストラン的なものも入れてほしいという話をしています。あそこの地形で、あそこの場所であるならば、やはり女性の方が来てもらえるようなものにする。先日、富山県の富岩運河環水公園というところに行ってきました。そこには、フレンチの鉄人の坂井シェフの店がありました。我々は1時



過ぎに行ったのですけれども、男でいたのは我々だけぐらいで、結構広い店なのに、もう女性のお客さんばかり。だけど、決して安いお店ではないです。ランチでも、2,000円、2,500円、3,000円ぐらい。だけれども女性客であふれていました。やはりこういう特徴を出して、ランチにでも来てもらって、そこに日本庭園もある、歴史館もある。こういう活用の仕方をぜひしていただきたいと思いますが、この辺の点も含めてお考えをお聞かせください。

**○立川文化観光課長** 寄贈の部分につきましては、寄贈者、また歴史館の体制等含めまして、もう一度、きっちりとした、長く使える部分という点で考えたいと思います。また、いわゆる茶室や庭園の部分についてのご提案でございますけれども、リニューアル基本計画につきましては、施設の老朽化が激しいということでございますので、歴史館本体の建物と、また茶室、庭園を含めまして、十分ご意見を踏まえた検討をしていきたいと考えているところでございます。また、集客施設につきましては、そのあり方について、こちらは特徴を出して集客ができるというところでございますので、立地柄、慎重な検討が必要かと考えておりますので、こちらをあわせて検討を進めていきたいと考えているところでございます。

**○石田（秀）委員** ぜひその部分はよろしくお願ひしたいと思っておりますし、何かここだけは本当に、ぜひ計画が、これでいってしまいますというときは、何となく決まりっぽいときがあるのだけれども、今私が言ったのは、お茶室だ、日本庭園だというときは、結構お金がかかる話をしました。お金がかかる話ですけれども、やはりそれは、その中で評価してくれる方が、変な話、お茶室を使うのだらうと思っておりますし、先ほどのレストランの考え方も、例えば大井地区なり山王地区の女性の方々が来てくださる。それから外国の方が来ていただいても、そういう評価ができるような、茶室、日本庭園というものを私はやはりつくるのが、この品川区の特徴を出していくというか、都心区にあるわけで、そういう都心区の中で、ここへ来たら、もう周りの雰囲気全部、変わるのだというぐらいのものを見せられるという。それはどこまでやるかは別としても、そういうことをぜひやっていただきたいと思いますが、もう一度、その辺の、できてどうというのではなくて、意見をどういうふうにとするところの持ち上げ方を、ぜひ教えていただきたい。

**○立川文化観光課長** 施設のあり方ということでございますけれども、やはり一番重要なのは、こちらは安田善助氏の邸宅であったということですので、庭園や書院、茶室など、そうした特徴を活かして歴史館というものをつくったところでございます。今後は外国人観光客を含め、多くの方に楽しんでいただけるスポットとして、いわゆる歴史館を新たにリニューアルしていきたいと考えております。

**○石田（秀）委員** さっき1つだけ話があったので、199ページだけど、障害者のパラリンピックの啓発。これは、この前、オリンピック・パラリンピック推進特別委員会で、パラアリーナを視察いたしました。これが、間違っていたらごめんなさい。2021年の3月で終わりだという話だったと思うのだけれども、これはぜひ今から言っていて、パラアリーナは東京都が持ってくれてもいいのです。あれは、場所は品川区にあるのだから。だから、パラアリーナをぜひ品川区に寄贈してもらってもいいじゃないですか。管理運営は品川区でやればいいじゃないですか。それは東京都でやってもいいのですけれど、そういう動きをぜひかけていただきたいと思いますが、最後にそれだけお願いします。

**○辻オリンピック・パラリンピック準備課長** パラアリーナについてのお尋ねでございます。船の科学館の跡地のところにできているところで、当面は2020大会に向けてのparasportsの競技力向上ということでできたということで、場所の用途の関係で、2021年3月で終わりとは聞いております。

とてもすばらしい施設でして、ぜひとも何か継続する形はないかというのは、模索しながら、東京都や関係機関にも働きかけはしていきたいと思っております。

○たけうち委員長　次に、石田しんご委員。

○石田（し）委員　私からは、175ページ、働き方改革推進に関連して、189ページ、しながわ発見出合い事業、ナイトライフ調査、マップ作成、207ページ、選挙費について、208ページ、統計調査費についてお伺いします。

初めに働き方改革ですが、現在、品川区で職員の方がとれる休暇制度はどのようなものがあるか教えてください。

189ページ、しながわ発見出合い事業ですが、これに関連してという意味で、以前、結婚サポート事業を区でやられていて、議会でも賛否がありました。私は一定の評価をさせていただいていました。貧困対策の一つとして、結婚サポート事業というのは、やはり行政がやる意味というのはあるのかと思っています。その点についてどのように考えているかお知らせください。なぜかという、結婚をサポートする、いわゆる結婚紹介サイトや紹介会社などは、意外と高いのです。なので、なかなかその辺に参加というか、申し込みをするというのが困難な方たちもいます。そういった点でどのように考えているか教えてください。

ナイトライフ調査、マップ作成ですが、ナイトメイヤーについて、その創設のお考えがあるのか教えてください。

選挙費についてです。国もいよいよネット選挙、ネット投票を、今年度から在外者向け、在外投票に対して実証実験を行って、2020年度以降の公職選挙法改正を目指すという方向性が示されました。そんな中で、いわゆるネット選挙、ネット投票をやるには、いきなり日本全国でどんとやるというのは非常に難しいかと思えます。では例えば品川区単位で、これはもちろん区だけではなくて国も含めて、品川区で行なわれる選挙をネット投票をする、いわゆる特区ではないですけれども、そういったものやっつけていただくと、ネット投票がさらに進んでいくのかと思うのですが、その辺はどのようにお考えでしょうか。お知らせください。

それと、208ページの統計調査費についてです。これは、羽田新飛行ルートについてです。今いろいろと、羽田新飛行ルートには、区民の方たちもさまざま関心を持たれている中で、やはり区民の方たちがどこまで理解しているのか、どこまで新ルートについて知っているのかというのを調査する必要があるのかと思っております。例えば調査をして、実際にどのぐらいの意識を品川区民が持っているのかというものを持ってもらうというのは、国に対して、今後どうしていくべきかという話し合いをする中で一定のソースになるのかと思っております。そこで、羽田新飛行ルートに関するアンケート調査についてお考えをお知らせください。

○黒田人事課長　私から、職員の休暇制度についてお答えいたします。いわゆる年次有給休暇が一番、職員が取得する休暇でございますが、そのほかに、病気の際に診断書等で休む病気休暇でありますとか、特別休暇としまして公民権行使でありますとか妊娠・出産休暇、その他慶弔休暇等、さまざまな休暇がございます。また、休暇ではございませんが、例えば骨髄バンクへの骨髄の提供、献血につきましては、その時間は職務を免ずるという仕組みの制度などがございます。

○伊崎地域活動課長　私からは結婚サポートについてお答えいたします。区では6年ほど前まで5年間、結婚サポート事業を実施しておりまして、当時はマッチングというものを中心にやっておりました。当時はまだ結婚支援というのが一般的ではございませんでした、その中でやっておりましたが、なかな

かマッチングというのが難しいというところで、一旦、共済会に会員を限定した形で移しておりました。そうしたところ、このところ、国も、結婚、妊娠、出産までの切れ目のない支援ということで、やはり少子化の対策には、結婚しないと子どもが生まれないというところでの支援を進めていくという方針が出されまして、そんな中で区といたしましては、今、地域活性化が非常に、町会・自治会の支援というところで課題となっておりますので、そういったことと絡めまして、しながわ発見出会い事業を進めたところでございます。そういった意味では、マッチングではございませんが、結婚の支援をしていくというところで行政がかかわっていく意味はあると感じております。

**○立川文化観光課長** ナイトメイヤーでございますが、こちらはクラブやバー、レストランなど、夜の文化・経済の増進を図る象徴的な人材・組織のことでございます。品川区では来年度、ナイトライフをキーワードにまずは具体的な動きとしまして、調査、マップ等の作成をするところでございます。ナイトメイヤーにつきましては、東京で、いわゆる民間におきまして、発足準備委員会の設立の動きがあるというところまでは情報をつかんでいるところでございますので、そうした動きについては今後重視していこうと考えているところでございます。

**○秋山選挙管理委員会事務局長** ネット投票の部分でございます。実は平成14年に電磁記録式投票法という法律が施行されまして、地方選挙においては、実はネット投票が既にできるようにはなっておりますが、技術的問題がありまして、訴訟になり最高裁で選挙の無効という判決が出ております。それ以降、あまり使われていないというのが状況でございます。そうはいつても、新しい法的個人認証のマイナンバーカードの普及であるとかブロックチェーンですとか、新しい技術ができておりますので、新しい技術を入れた形の法改正があれば、これはできるということで、そういう動向を見つつ、実証実験等では機会があれば手を挙げていきたいとは思っています。

**○鈴木都市計画課長** 羽田新ルート計画案に対するご質問についてでございますが、新飛行ルート計画案が国から示されて以降、区でも、落下物を含めた安全対策の徹底、さらには騒音環境の軽減に向けた取組み、地域の方への丁寧な理解を深めていただくための周知の徹底。これを再三、国に求めてまいりました。そうした中で、昨年12月には、これも再三、国に強く求めてきた教室型説明会、地域への個別の説明会を、13地区で順次開始してございます。この2月末で、13地区のうち8地区、終了してございます。委員お尋ねの、この計画に対する区民へのアンケート調査の実施ということでございますが、区としては、やはり区内全域で今、実施していただいている教室型説明会を、残り5地区について国と調整中でございますが、やはり全域でしっかりやっていただいて、理解を深めていただくということが重要かというところでございます。この地域の理解の捉え方でございますが、最終的には、これは国策、国の事業でございますので、区でしっかり検討、考えていただく中で、今、実験を、試験飛行というところもあわせて国にお願いしているところでもありますし、そうした、これまでお願いしてきたことを含めて、さらに継続して国にはしっかり求めていきたいというところでございます。

**○石田（し）委員** まず働き方改革、いわゆる休暇のところですが、仙台市で、平成19年度から不妊治療の休暇の創設を行うという報道がありました。ほかにも鳥取市や熊本市でも既に導入されているようですが、ぜひここは品川区も、職員の皆様の不妊治療の休暇の創設に取り組んでいただきたいと思いますが、その点についてご見解をお聞かせください。

しながわ発見出会い事業ですが、ありがとうございます。ぜひ頑張ってくださいと思っています。陰ながら応援させていただきます。

ナイトライフ調査、いわゆるナイトメイヤーですが、渋谷区のナイトアドバイザーのラッパーの

Zebraさんが準備委員会を立ち上げ、頑張っているのは知っています。そんな中で、渋谷区や新宿区とはまた少し違うのかとは思いますが、ぜひ品川区の夜の、楽しいまちであろうというのも、せっかくこういった調査をされるのであれば、やはりそちらの方向を目指して考えていただきたいと思っております。これは行政がやるのか、民間がやるのかというのは賛否があります。これは世界でもさまざまなやり方がある、なかなかどちらがいいというのは言いづらいのですが、そこはぜひ民間の方たちとも連携して取組んでいただきたいと思っております。例えば五反田バレー、若い人たちがいっぱいいます。五反田のまちもいろいろ、夜の楽しみもあるまちでありますので、ぜひその辺は連携して行っていただければと思います。これは要望で終わります。

ネット投票ですが、ぜひそういったときには手を挙げて取組んでいただければと思います。よろしくをお願いします。

羽田新飛行ルートの調査のところですが、試験飛行も国に求めていると。それはぜひ、さらに強く求めていただきたいと思っております。しかしながら、やはり区民の方たちがどれだけ知っているのかというのを区としても把握する必要があるのかと思っております。国が一定の地域の理解を得て、この事業は行っていくという発言をされているのであれば、これは品川区が調査をかけるのか、国に対してしっかり調査をかけるように働きかけるのか、二通りあると思っておりますが、まずはこれは国策ですから、国にしっかり品川区民に対して調査をかけるよう求めるべきだと思います。その点について改めてお答えいただきたいと思っております。それが無理なのであれば、私は品川区で独自で調査して、品川区民の意識調査をするべきだと思いますが、その点を改めてお聞かせください。

**○黒田人事課長** ただいま委員からご提案がありました不妊治療に係る休暇ということでございますが、職員の休暇制度につきましては条例で規定がございまして、条例を改正するためには人事委員会の意見聴取を行い、公務員制度としての均衡を図るところもございますので、ほかの自治体の動向も監視しまして、どういったものがあるかということも含めて、いろいろ今後、研究してまいりたいと思っております。

**○鈴木都市計画課長** 新飛行計画案に対する区民の理解の確認の仕方ということでございますが、やはり区としましては、地域の理解を深めていただくための、先ほどご答弁さしあげました教室型説明会もしっかり継続してやっていただくという中で、国は、理解が得られたかどうかというところは、国や地元自治体と相談しながらというところでお話はしております。しかしながら、やはり事業主体、これは国が進める事業でございますから、その方法、確認については、国がしっかり検討して考えていくべきだということもございますから、区としてもその方法について、国にはしっかり今後も申し入れをしていきたいというところでございます。

**○石田（し）委員** ぜひ調査の件は国にしっかり働きかけをしていただければと思います。

不妊治療の休暇ですが、これは行政がやるから民間も大きく動き出すことができるのです。なので、これはぜひ、品川区としても、そういった休暇制度をとれるような制度設計を行っていただければと思います。要望で終わりますが、よろしく願いいたします。以上です。

**○たけうち委員長** 次に、南恵子委員。

**○南委員** 173ページの総合教育会議費について、そして203ページの住民基本台帳関係費について伺います。

この間、総合教育会議は何回ぐらい開催されてきたのか、年度別にお知らせいただければと思います。そして、実施してみて、区の評価、これからの課題は何だと思えるか教えてください。

あと、住民基本台帳のほうは、安倍総理が自衛隊募集について6割の自治体が協力していないと発言して、かなり大きな話題になりました。この区民の個人情報自衛隊に提供することというのはやってはならないことであると思います。それで、自治体は自衛隊への名簿提出に応じる義務もありません。したがって、氏名、生年月日、住所、性別など、本人の同意を得ずに提供するのはとんでもないことだと思います。この視点について、品川区の認識と、そして改めて伺いますけれども、こういった要請について品川区の対応は、具体的にはどういうふうになっているのか教えてください。

**○米田総務課長** 総合教育会議でございますけれども、ここ数年は年2回という状況で、今年度で言いますと8月と2月に開催して、区長と教育委員の皆様との意見交換というようなことで行ってございます。その中では、区長部局が実施している子ども・子育ての関係の施策について、関係課長等よりご紹介申し上げ、教育委員の方からご意見をいただいたり、あるいは教育委員会で実施している訓示だったり子どもに対する教育に関する施策について、委員がどのような思いでその教育活動に取り組んでいるかというようなことを区長に申し述べ、区長がそれについて、積極的に進めていただくようにということで後押しをしている。そのようなことで、やりとりをさせていただいているものでございます。

**○堤坂戸籍住民課長** 自衛隊による住民基本台帳情報の請求についてでございますけれども、以前、陸上自衛隊の高等工科大学の生徒の募集に関しまして、自衛隊の地方協力本部長が当該募集に関しまして必要となる氏名等の情報に関する資料の提出を市区町村の長に求めることにつきまして、総務省で、根拠となる法令上の規定が存在しないので、情報の提供を求めることができる旨の規定がある場合には該当しないと解されるという見解が出ておりました、住民基本台帳法の第11条1項に基づく、住民基本台帳の一部の写しの閲覧によるべきであるという見解が出ております。品川区では、その見解に沿った形で、請求があった場合は、予約をとっていただいて、実際に自衛隊の方に窓口で閲覧していただくという体制をとっております。今年度につきましては請求は来ていないという状況でございます。

**○南委員** 総合教育会議のほうですが、今の課題は何なのかということも聞いたつもりなのですが、答弁がなかったのではないかと思いますので、改めてそれは教えていただきたいと思います。それから教育大綱との関係なのですけれども、これは3年に1回見直すことになっておりますけれども、平成30年度で3年の区切りがあると思うので、平成31年度はつくり直すのかと思っているのですが、そのあたりについてもどういうふうになっているのか教えてください。

あと、自衛隊の問題でありますけれども、品川区は提供はしていないということで受けとめていいのかと思ったのですけれども、そこの確認です。それで、そういうふうな要請をしてきたことについて、品川区としてはどういうふうに捉えているのか、改めて認識を伺いたしたいと思います。やはり個人情報保護条例をしっかり掲げている品川区ですから、先ほど紹介したような、氏名、生年月日、住所、性別などを提供するなどともないと思うし、品川区として第11条1項に基づいてというところの姿勢は当然だと思います。したがって、改めてこの問題についての認識、見解を伺いたしたいと思います。

**○米田総務課長** 課題というのは、おそらく議題として供されるものだろうと想像いたしますけれども、この間については、品川区の職員並びに教職員それぞれの部署における働き方改革ということについて、それぞれの取組みを関係部署同士で意見交換したり、あるいは子ども・子育ての計画を区長部局で定めてというようなことがありますので、そちらを教育委員会の方々にご理解いただくための説明を行って意見交換をしているというようなことで、その都度、話し合う題材ということを決めまして、一定のテーマにのっかって、時間を使ってやっているものでございます。

**○大野計画担当課長** 教育大綱でございますけれども、確かに、平成28年度から平成30年度まで

の3年間で策定したといったところでございます。今ちょうど、平成32年度開始の長期基本計画を策定しておりますので、そういったところで、あわせた策定といったところを、今、検討しているといったところでございます。

**○堤坂戸籍住民課長** 他の自治体におきましては、自衛隊の要請に沿った形で、住所、氏名、性別、生年月日の4項目をデータ抽出しまして提供しているところもあるように聞いておりますが、品川区としましては、先ほども申し上げましたが、総務省の見解に沿う形で、住民基本台帳の一部の写しを閲覧させるということにとどめています。ですから、それが提供しているか、していないかというのは、先方の判断することかと思えます。

**○南委員** 総合教育会議というか、教育大綱の新しい立ち上がりについてはわかりました。ただ、私も幾つかの議事録を読ませていただきましたけれども、今まで教育委員会の独立性というところに関して、やはり今までやってきたことと、教育委員会のところで議論しているのと、こちらの子ども未来部も含めてやっているのと、バッティングしているような印象を否めずに、やはり総合教育会議の設置というのがあっていいのか、必要なかという疑問はすごく感じつつ読みました。したがって、教育委員会の独立性が大きく損なわれるということがずっと指摘・危惧されてきている状況でありますので、私はこの会議の設置は中止するべきではないかということを主張したいと思えます。

それから、住民基本台帳のほうは、ぜひ個人の情報を守るということで、しっかりとその立場を堅持していただきたいということを強く求めたいと思えます。

それで、行ったり来たりでごめんなさい。先ほどの総合教育会議について中止をするべきだと私は思っているのですけれども、そういう方向性について、改めて、今の現状の検討、議論している中身等々について、やはり不要な、二重なやり方だということを指摘しなければいけないと思っているのですけれども、その点についての見解を伺いたいと思えます。

**○米田総務課長** 教育制度改革の一環として、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成27年より施行されていることに伴いまして、地方公共団体の長がその地域の実情に応じ、教育、学術、文化の振興に関する意見交換を行うために設けられている会議でございます。教育委員の方からも、区長との意見交換は必要な場面であるというようなことで、今後もこれを進めていくというようなことで、お互いに考えていることを意見交換しながら、行政として適切な教育の方向性を持っていこうというようなことで実施しているものでございます。

**○南委員** 私は最後に強調したいと思えますけれども、不要だと思います。中止すべきです。

**○たけうち委員長** 次に、こんの委員。

**○こんの委員** 私からは、175ページ、働き方改革推進事業に関連して、もう一つが、197ページ、地域スポーツ施設開放について、時間がありませんでしたら、195ページのリニューアル基本計画検討経費をお聞きしたいと思います。

まず、働き方改革推進事業ですけれども、区は2017年度より働き方改革「しながわ〜く」に取り組んでいることは認識しております。また、新年度からは、新しい働き方改革推進として、モバイルワークの導入、また業務自動化（RPA）の導入、さらにAI導入などの予算が計上されていることも認識しております。こうした取組みは有効と考える一方、人口増や少子化、少子高齢化の加速によって、区は今後も多様化する行政需要に対して応えていく必要性から、業務のさらなる効率化による生産性の向上や、よりよい区民サービスを実現するために、さらなる業務の分析や改善が必要、取り組んでいくことが求められると考えます。そこで、区の働き方改革をより推進して、実効性あるものにしていくために、

業務の内容の見直しや業務の効率化を図ることについて、業務作業のサポートとして、社会参加や体験を希望する知的障害者や精神障害者の方の雇用が考えられると思いますが、この件について区の見解をお聞かせください。

**○黒田人事課長** いわゆる障害者雇用でございますけれども、正規職員の場合につきましては、23区全体で特別区人事委員会が特別区の職員として採用・選考を行っているという状況でございます、平成30年度、今年度の採用試験から、知的障害者、精神障害者の方が選考対象になったというところでございます。正規職員に採用されますと、3類の一般事務と同じ採用区分になりますので、そういった意味では、サポートというよりも職員として力を発揮していただくというところが必要になろうかと思っております。それで、委員ご提案のサポートということであれば、現在であれば非常勤職員でありますとか、制度が変わりますと会計年度任用職員での任用ということになろうかと思っておりますが、現在の区の業務のほとんどが対人業務が多いという中では、補助的業務のところを引き出して、適する職務をどうしていいかというところをまずやっていきませんか、採用させていただいてもなかなか力を発揮していただけないというところがあるかと思っております。今後とも、そういった業務の中でどういった職が適する職かというところも検討しながら探っていきたいと申しませうか、せっかく採用した暁には、ご活躍いただきたいと思っておりますので、そういった中で検討してまいりたいと考えてございます。

**○こんの委員** 1例をというか、先進事例というか、申し上げたいと思っております。横浜市では、知的障害者を雇用することは行政としての責務を果たすことであり、事務分野での知的障害者の雇用の理解を進めるということも目的とする。こうしたことを考え、障害者の特性を活かした業務内容、例えば資料のコピー、庁内のメールの仕分け、シュレッダー、それから郵送作業や会議などの資料の作成。こうした仕事を切り出すことによって、業務全体の改善と効率化を図れるとして、積極的に知的障害者の雇用に取組んでいると聞いております。また、障害者の雇用が進んでいる医療機関では、障害者雇用を進めることで、医療従事者は専門性を活かす業務に専念できるため、よい職場環境をつくることができ、そうすると、勤務する職員の満足度も上がって、看護師などの離職も減って、新たな人材確保もしやすくなるという経営上のメリットも認識されていると聞いています。こうしたことで、知的障害者の方あるいは精神障害者の方の職域は、どちらかというところと軽作業が中心というイメージが持たれるところではありますけれども、横浜市役所の職員の方は、一緒に働いてみて、私たちが思う以上に、もっと仕事のできたのだという感想を持っております。知的障害者の方々の特性による職域の認識を改めて、品川区としての働き方改革の一翼を担っていただくために、社会参加、体験を希望するこうした障害者、知的障害者や精神障害者の雇用を提案したいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

**○黒田人事課長** ただいま委員からご提案のありました資料のコピーでありますとかメールの仕分けとか会議の資料作成などにつきましては、現在のところ、職員が全て1人で、電話に出たり窓口に出たり資料をつくったりという、一連の中でやっているところが多くて、そういったところが長時間労働の一因にもなっているのかというのはご指摘のとおりだと思います。ただ、そういった業務をどうやって切り出して集めて、仕事として確立するかというところについては、業務分析のほか、それぞれ職員の働き方、個々の職員の意識の改革も必要かと思っておりますので、そういった中で、現在、業務改善プロジェクトというものをやっておりますので、そういった中でいろいろな仕事を分析しながら、そういったところの仕事が確立できないかというところも検討してまいりたいと考えてございます。

**○こんの委員** そうしたことを、認識としてというかお考えとして持っていらっしゃることが確認できましたし、またプロジェクトの中でもそうしたことを検討してくださるという今のご答弁をい

いただきましたので、ぜひ、一方で障害者の雇用、障害者の方が社会参加、体験をして、スキルをアップしていきたいということもありますので、区としての業務の分析をしていただいて、どこがどういうふうにお互いの仕事として役割分担としてできるのかということも検討していただきながら、ぜひ障害者の雇用について積極的に進めていただきたいと思います。これは要望で終わります。

次に参ります。地域スポーツ施設開放についてですけれども、ここでは熱中症対策が講じられると聞いておりますけれども、どこにどのような熱中症対策を講じられるのか、具体的にお知らせいただきたいと思えます。多分、想像するところ、体育館の冷暖房設置ということとともに、ほかにあれば教えてください。

**○池田スポーツ推進課長** 熱中症対策についてでございます。学校施設の体育館につきましては、順次、冷房化するというところで既にご案内されているところでございますけれども、私どもにつきましては、順次ということでございますので、まず体育館に冷房ができる前に大型扇風機を設置するというところで、大型扇風機の予算を要求しているところでございます。また、夏季プール一般開放といたしまして、区立の学校8校を一定の期間、開放しているところでございますけれども、日よけが少し不足しているところはございますので、開放するプールにつきましては、日よけのテントを設置するというようなことを考えているところでございます。あと、地域スポーツ事業としまして、私どもは地域スポーツクラブ等に事業を委託しているものがございます。そういった事業を委託しているものにつきましては、冷却シートを配布したり、もしくは熱中症対策ということで水分補給用の予算をつけてやるようなことを考えているところでございます。

**○こんの委員** 学校体育館は、まず設置が順次ということなので、大型の扇風機を入れていくということです。一気ににはつけられないので、そうした対策は必要だと思いますけれども、その点は進めていただきたいと思えます。

もう一つが、プールのことを今、おっしゃってくださった。プールのプールサイドでの日よけについては、私も去年の決算特別委員会で提案させていただきましたけれども、これは地域開放のプール、学校のプールだけでなく、全小中学校のプールの日よけというところも必要とは考えております。ここでは地域スポーツ施設開放の件なので、学校の施設のことは要望だけにしておきますけれども、プールのプールサイドにつける日よけはどんなものを考えていらっしゃるのか、最後、お考えだけお願いします。

**○池田スポーツ推進課長** 可能であれば、ビーチパラソル。ビーチパラソルが設置できないところはブルーシート等で覆いができるような形で、簡易な屋根をつくりたいということです。

**○たけうち委員長** 次に、渡部委員。

**○渡部委員** 2点伺っていきます。203ページの戸籍住民課の窓口業務委託とレイアウト変更のところと、177ページ、庁有自動車のところと。庁有自動車なのでございますけれども、今、実際何台ぐらいあって、それで、私がすごく気になっていたのは、これからラグビーワールドカップが始まります。来年はオリンピックがある中で、例えば民間の交通事業者などはナンバープレートにオリンピック仕様のものに変えていただいたりして、一生懸命盛り上げていただいている。当然、品川区は競技会場であって、オリンピックを盛り上げよう、パラリンピックを盛り上げようと、今日の議論でもさまざま出てきている中で、実際、そのような制度に乗っかって、みんなができるような取組みの中で、庁有車は何台ぐらいそれをやっているか、もし数がわかれば教えてください。

**○立木経理課長** 庁有自動車、経理課のもの、あと所管で持っているものがございまして、84台ほどございます。その中で、オリンピック、それからワールドカップのナンバーをつけている車両は、



今、一台もございません。

**○渡部委員**　せっかく、まち場で盛り上がりましようと言っている中で、道路を走っていて、タクシーやバスなどもマークがついていたりしますので、何かの機会を捉えて、ラグビーワールドカップはもう今年ですけれども、確かにこれは陸運局で少し余計なお金がかかるのです。希望ナンバーか何かなのですけれども、でも目立つような車であったり、かえられるのだったら、オリンピックのエンブレムが付いていて放射状の模様で、わっとなっているマークなので目立ちます。品川区と書いてある車にそういうものがついていると、区も頑張っているのだ、ついでに番号も5ナンバーだったら、4758か何かに統一して、もう全部の車に4758でオリンピックマークがついていて、「品川区はやる気があるな」というぐらい、やってほしいと思ったので。多分、見かけたことがないので、ないのだろうと思ったのですけれども、要望でとどめますが、機会があればこれを進めてほしいと思います。まだオリンピック開催まで時間はあります。

戸籍住民課のほうは、業務委託がこれから始まるということで、先ほど、いながわ委員からも質問があったり、私どもの会派の伊藤委員からも質問させていただいているのですが、これは、どこまで業務委託になるのかというのが、わからない。区民の方が来て、申し込んで、申請書を出して、それを受理して、当然、内部で打ち出して、それをまたお届けするという一連の作業で、あれは戸籍住民課の1人の方がずっとされているわけではないですよ。そこには役割分担があるのかないのかというのがまず知りたいのと、歳入として発行部数など出している中で、住民票と印鑑証明の交付というのが、多いわけじゃないですか。それであれば、その待ち合う場所が、この建物の3階にありますよね。だから、この狭いところでみんな待ってしまっているから、混んでいるように見えるし、待たされているような感じもする。以前のように高齢者福祉課のほうで、例えば住民票や印鑑証明を、いながわ委員も言っていたのだけれども、一回行って、出して、カードをもらってと、住民票や印鑑証明はそれでいいと思うのです。それで番号がついたらとりに行って。あの広いところでやっているほうがスムーズに回っていたのにと私はずっと思っているのですけれども、その辺はプレスでも出ていますけれども、これからレイアウトを考えてという中で、その辺もしっかり考えていかれるのかどうかというのを1つ。それから委託として、どこまでやらせるのかと、その部分を教えてください。

**○堤坂戸籍住民課長**　4月から証明業務委託を開始するわけなのですけれども、まず窓口でどこに申請書を出せばいいとか、迷われているお客様に適切に案内するためのフロアマネージャーもまず委託します。それから、窓口で申請書を出した際に、その受け付けも委託します。それから申請書を受け取って、特に形式的に審査して疑義がなければ、証明書を作成します。それで、作成するところまでは、委託業者をお願いしまして、プリントアウトしたものが正しいものかどうか、申請書と比べ、それから検印ということで、これは職員が行います。それでオーケーであれば、また委託業者に戻して、委託業者がお客様をお呼びして、手数料と引きかえに証明書をお出しする形になります。それで、途中で疑義があった場合は職員が交替して、引き続き、その後の処理を行うような形になっております。

それから、客だまりというところがございますけれども、今のところ、証明交付は今のところです。それで、高齢者福祉課のほうは、住民異動の方が主に待っていただくような形になるのですが、番号札システムがどこでも共通でお呼びできるような形になっているので、少し遠くはなってしまうのですけれども、混雑している場合は住民異動のほうの窓口でお待ちいただくような形で、若干ご不便をおかけすることはあると思いますけれども、なるべく窓口の混雑の解消を目指すということと、待ち時間の短縮ということを目指してやっていきたいと思っております。

**○渡部委員** それはそれで承知しました。戸籍住民課に、私たちも今回、選挙があって、戸籍をとりに行ったりして、私も会社経営者と行政書士の話は聞いたのですけれども、登記だとか何だとか、目的があって戸籍をとるのは早いのですけれども、やはり歳入のところで見ていて、改製原戸籍の発行数や除籍の発行数と、その戸籍の発行数というのは、死亡した方々が複数とるのも含まれていると思っています。それで、順番が来て行ったときに、私も窓口で見かけたのですけれども、ご身内がお亡くなりになって、どうしたらいいのだろうとわからない方が、これは戸籍をとらないと、除籍をとらないと言われてくるのだけど、実は生まれてから死ぬまでのが必要だということに、そこで気づくというか、教えてもらえれば気づくのだけど、教えてくれないと気づかないので、また戻って、また来なければいけなかったり、例えば、そうやってわからないけれど、改製原戸籍まで出してもらったけれど、よくよく見たら、その先がもう一個あったと。これがまた23区ではなくて、品川区ではなくて、よそだったと。いったら、そこに今度郵送を送ったりしなければいけないとか、例えばとりに行かなければいけないとかという、例えば窓口にかかるのは、私は、戸籍の関係のそれで窓口が一つ、二つ潰れるから時間がかかるのも1つの原因なのかと思うのです。それで、先ほどアテンダントを多分、委託で置いてという中で、私はこういうところはしっかりマニュアル化した上で、特段、本当にご不幸があった方用の窓口、相談窓口を置いておけば、お話をまずお伺いして、「ではあなたは戸籍が何通必要ですよ。原戸籍が何通必要ですよ。生年月日を見れば、その前の原戸籍も要りますね」というようなアドバイスがかけられると思うのです。そういうサービスをすることによって、窓口に来る前にそこで時間をとってもらえれば、逆にほかの発行口というのは、よりスムーズに行くのかと思っていますのですけれども、その辺の見解を聞かせていただきたいのと、あとほかの区のホームページなどを見ると、例えばお亡くなりになった場合、これぐらい証明書が必要になりますと出ているケースもあるのです。品川区のホームページで、よくあるお問い合わせと聞いても、何もなくて、多分、それこそ士業に代理で来てもらったりする方は、「もうお願いしたよ」というので、高いお金を払えばそれで終わるのだけど、大抵の方は自分たちで来て、そういう作業をやるときに、何度手間にもなってしまっているのはあると思うのだけど、何かその辺の改善策を考えてほしいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

**○提坂戸籍住民課長** まずホームページのほうにつきましては、他区の状況も参考にさせていただいて、内容を見直して、わかりやすいご案内をさせていただきたいと思います。それから、今回、委託を入れるに当たって、レイアウトも変えるのですが、カウンターのほうも、すぐに要件が終るお客様についてはハイカウンター、若干お時間がかかるお客様についてはローカウンターの形に見直しを図る予定でございます。それで、まずお客様がお見えになったとき、フロアマネージャーが的確にお客様の要件を聞き取って、それで先ほど委員からご指摘があったような、改製原に遡る戸籍が必要なお客様については的確にローカウンターにご案内して、ローカウンターでしっかりと職員が要件を聞き取って、適切なアドバイス等をさせていただいて、必要な戸籍類を提供させていただきたいと考えてございます。

**○渡部委員** とにかく、これは委託が12月から始まるというのも承知していますし、これから本格的に動く中で、今までの問題点なども精査しながら、これから使いやすいカウンター等もつくられていくのだと思うので、まずはしっかりとマニュアルはつくられて、皆さんが、来場いただく区民の方々からしてみれば、区の職員も委託先の従業員の方も関係ないわけですから、同じサービスをしっかりとしていかなければいけないので、そこはそこでもよろしく願いますのと、やはり戸籍住民課に来る方々は届け出などもわからないで来る方々に丁寧な接し方をさせていただかなければいけない。とりわけ、身内が亡くなったときに行ってやるのは、もうわからないです。何もわからない。だから、そういうの

を図表か何かにして、わかるようなものをぜひつくっていただきたいと思います。そうすると、5回も6回も来なくていい。1度で済むかもしれないというふうになりますので、ご検討いただければと思います。よろしくお願いいたします。

終わります。

○たけうち委員長　以上をもちまして、本日予定の審査は全て終了いたしました。

次の会議は明日、金曜日、午前10時から開きます。

本日はこれをもって閉会いたします。

○午後5時55分閉会

---

委員長　たけうち　忍